

平成23年度

保健・福祉の概要

— 平成22年度報告 —

座間市健康部・福祉部

座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、すべての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくります。
- 1 学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日 昭和56年11月1日

座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために愛の一声をかけあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかちあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日 昭和49年9月15日

座間市核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

しかるに地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

我が国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

座間市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮、世界平和を願い、ここに核兵器廃絶の平和都市となることを宣言する。

昭和57年7月19日

座間市のシンボル

市章

「ザマ」を図案化したもので、円形は市の融和と団結を表し、翼は市勢の飛躍発展を象徴したものです。

昭和27年8月13日制定



市のシンボルマーク

座間の頭文字Zをモチーフに、中央のラインは市内を流れる三つの川を、だ円は太陽と豊かな自然を表したものです。

平成3年4月1日制定



市の花「ヒマワリ」

ヒマワリの枝葉の深緑は、たくましく発展を続ける市を、また大輪の花は、市民の皆さんが手を結び合い、明るく健康なまちづくりを目指す姿を象徴しています。

昭和44年1月16日制定



市の木「モクセイ」

みんなで樹木を守り育て、緑あふれた街づくりをさらに進めようと、市民の皆さんが選んだ木です。

昭和55年4月1日制定



市の鳥「シジュウカラ」

みんなで自然を大切に、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、自然保護のシンボルとして市民のみなさんが選んだ鳥です。

平成3年4月1日制定



市のカラー「みどり（ビビッドグリーン）」

心にやすらぎと希望を与えてくれる、生き生きとした緑は郷土座間市を象徴する色として、市民の皆さんが選んだものです。

平成3年4月1日制定

目 次

I 総 合	1
1 市 域.....	2
2 第3次座間市総合計画後期基本計画.....	4
3 保健福祉部の組織（平成22年4月1日現在）.....	6
II 地域福祉	1
1 福祉月間.....	8
2 総合福祉センター.....	11
3 民生委員児童委員.....	13
4 災害援護.....	15
5 葬祭具貸出事業.....	16
6 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護.....	17
7 原爆被爆者援護.....	18
III 生活保護	9
1 生活保護制度の概要.....	22
2 保護の実施状況.....	23
3 行旅死亡人の取扱い.....	25
IV 高齢者の福祉	23
1 高齢者の状況.....	28
2 在宅福祉サービス利用普及事業.....	28
3 その他の在宅福祉.....	31
4 施設入所.....	33
5 移動手段の確保.....	34
6 生きがい対策.....	35
7 就労対策の推進（社団法人座間市シルバー人材センター）.....	37
8 地域包括支援センター運営事業.....	38
9 介護予防事業（地域支援事業）.....	39
10 介護保険事業.....	40
V 障がい者の福祉	28
1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳.....	44
2 医 療.....	46
3 手 当.....	47
4 日常生活の支援.....	50
5 移動手段の確保.....	64
6 税金の控除・減免.....	66
7 交通機関等の割引.....	66
8 公共料金等の減免.....	67
9 スポーツ・レクリエーション活動の支援.....	68
10 障害福祉相談員活動.....	68
11 その他の障がい福祉サービス.....	69
12 地域生活支援事業.....	70
13 施 設.....	76
14 通園センター（サン・ホープ）、サニーキッズ、もくせい園.....	82
15 リハビリテーション個別相談事業.....	84

VI	児童の福祉	44
1	保育所.....	86
2	児童館、児童ホーム.....	89
3	児童に係る各種手当.....	91
4	母子・父子家庭等に係る各種援護制度.....	94
5	子育て支援.....	96
VII	保健衛生	87
1	地域医療対策事業.....	100
2	母子保健事業.....	102
3	健康づくり推進事業.....	109
4	献血推進事業.....	111
5	広域大和斎場組合事業.....	111
6	予防接種事業.....	112
7	結核予防事業.....	113
8	狂犬病予防事業.....	113
9	感染症予防事業.....	114
10	健康増進事業.....	114
11	成人歯科健康診査.....	118
12	小児医療助成事業.....	118
13	心身障害者医療費援助事業.....	120
14	精神障害者通院医療費助成事業.....	121
15	ひとり暮らし高齢者医療事業.....	122
16	老人保健医療費（特別会計）.....	123
17	後期高齢者医療.....	124
18	市民健康センター管理運営事業.....	126
VIII	国民健康保険	100
1	健康保険.....	128
2	保険税.....	129
3	保険給付.....	132
4	経理状況.....	136
IX	国民年金	129
1	国民年金.....	142
X	福祉団体	142
1	座間市社会福祉協議会.....	146
2	日本赤十字社座間市地区.....	163
XI	資料	147
1	市内保健福祉関係施設等一覧.....	166
2	社協登録ボランティアグループ一覧.....	170
3	保健・医療・福祉関連年表.....	172

I 総 合

1 市 域

(1) 位置及び地勢

① 位 置

東 経 139° 24' 38"

北 緯 35° 29' 07"

海 抜 78.50m

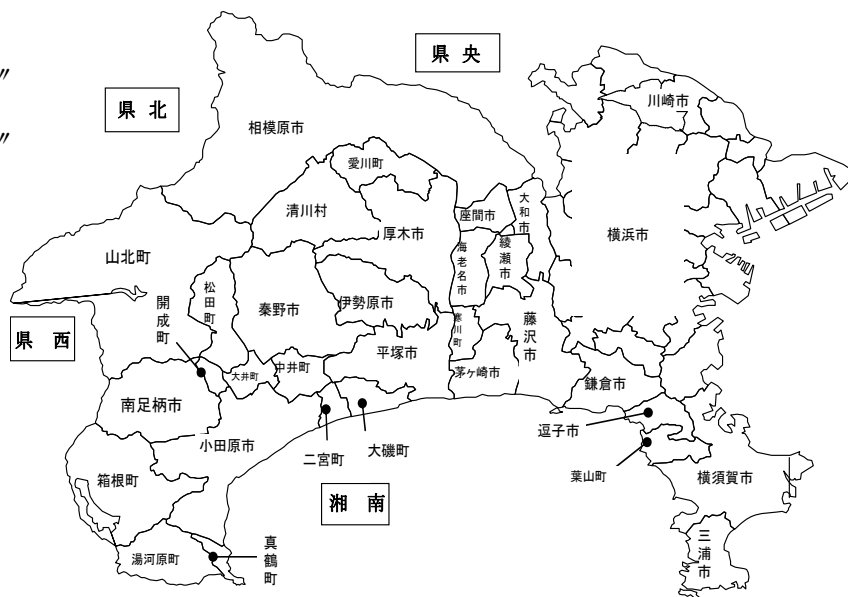
② 面積及び広がり

面 積 17.58km²

広がり

東 西 5.3 km

南 北 4.0 km



本市は、東京から40km圏、神奈川県ほぼ中央に位置し、面積は17.58km²で、東西に5.3km、南北に4.0kmの広がりを持ち、東は大和市、西は相模川を隔てて厚木市に、南は海老名市、北は相模原市にそれぞれ接し、全体的に起伏の多い地形となっています。

昭和30年代後半の企業の進出と首都圏への人口集中に伴って急激に都市化が進み、昭和46年11月には市制を施行、農業・商業・工業と住宅が調和した複合都市へと発展しました。しかし、都市化の進行とともに農業戸数が減少、また、近隣市における商業核の形成の影響などにより、農業と商業の比重が低下するとともに、製造業の空洞化等により、住宅都市としての傾向が強くなっています。

(2) 人 口

人口は、昭和30年代後半からの急激な都市化により、昭和40年に約3万人であったものが、10年後の昭和50年には約8万1千人と2.7倍に急増しました。その後、経済の低成長や土地利用規制等により鈍化し、最近5カ年の人口増加はおよそ1,300人、平成23年4月1日現在の人口は12万9,143人となっています。

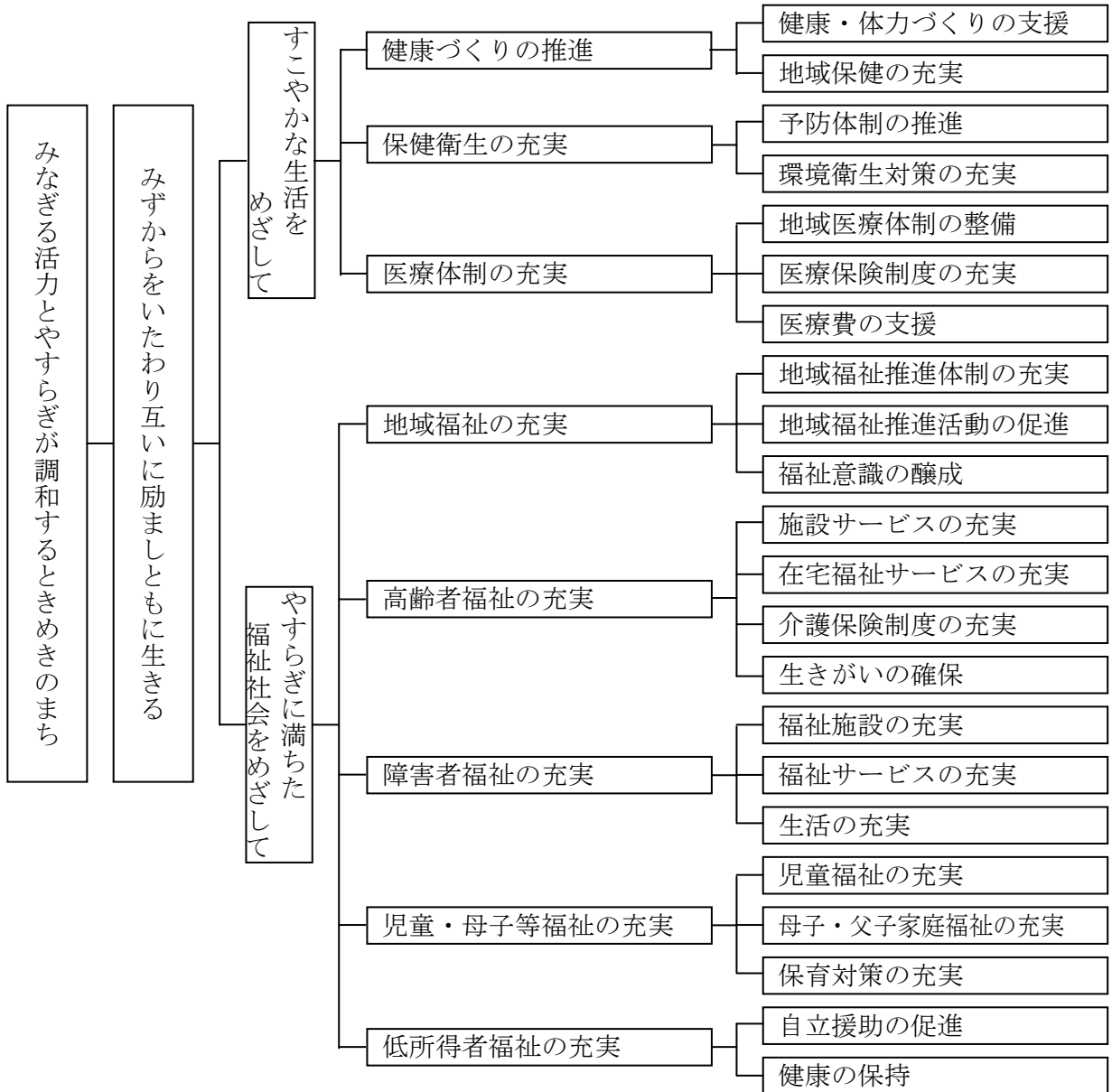
また、人口密度は、1km²当たり7,338人で、川崎市、大和市、横浜市に続き県下で4番目の人口密集都市となっています。

○ 人口・世帯の推移（各年4月1日現在）

年	人口			世帯数	1世帯当たりの人数
	総数	男	女		
18年	127,775	65,536	62,239	51,817	2.47
19年	127,432	65,273	62,159	51,967	2.45
20年	127,563	65,146	62,417	52,445	2.43
21年	128,313	65,440	62,873	53,127	2.42
22年	129,005	65,689	63,316	53,894	2.39
23年	129,314	65,306	64,008	54,118	2.39

2 第3次座間市総合計画後期基本計画

(1) 施策の体系（保健福祉分野のみ抜粋）



※① 本市では、現在「障がい」の表記を採用していますが、第3次座間市総合計画後期基本計画策定段階では「障害」の表記としていたためこの表記としています。

② 本市の総合計画は、平成23年4月から第4次総合計画に移行していますが、本書は平成22年度報告であるため、第3次総合計画の施策体系を掲載しています。

(2) 施策の大綱

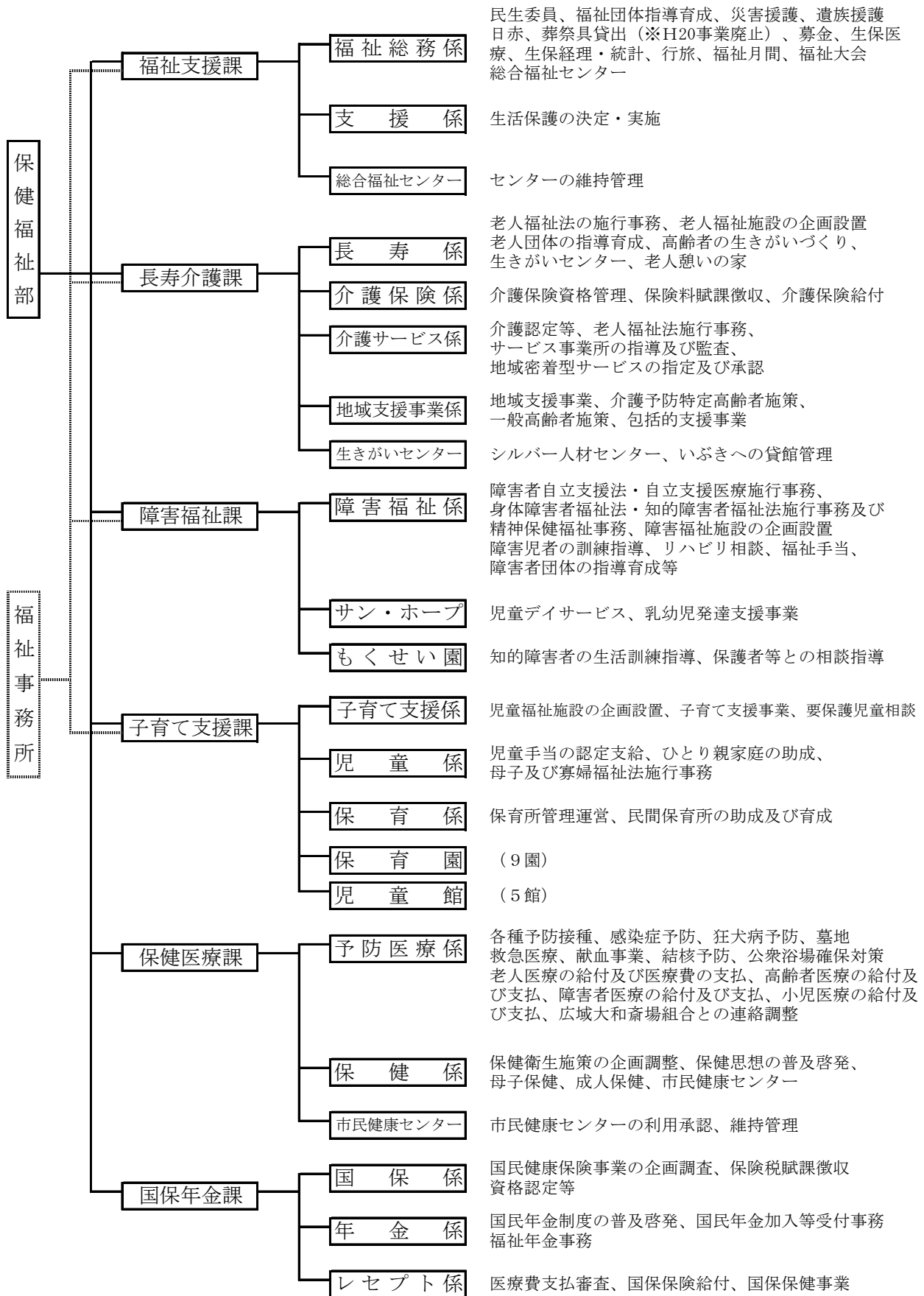
ア すこやかな生活をめざして

- (ア) 心身ともにすこやかな生活が送れるよう市民と一体となった健康づくりをめざします。
- (イ) 市民が健康づくりに対する正しい理解を深めるよう知識の普及、啓発や健康づくりの場の整備など、健康・体力づくり運動の推進や健康管理体制の充実に努めます。
- (ウ) 関係機関と連携して、予防、医療、リハビリテーションなど保健・医療体制の充実を図ります。

イ やすらぎに満ちた福祉社会をめざして

- (ア) 住み慣れた地域社会のなかで、互いに助け合い、支えあって、生涯をとおしてすこやかに暮らすことができる社会をめざします。
- (イ) 福祉意識の啓発、住民自身の積極的な参加や活動に対する支援、福祉の拠点整備を進めるなど地域福祉の基盤づくりに努めます。
- (ウ) 福祉ニーズの多様化に対応し、医療、保健、福祉をはじめ各種施策の総合化を進めるとともに、市民、民間団体と連携して福祉サービスの充実に努めます。

3 保健福祉部の組織（平成22年4月1日現在）



※本書は平成22年度報告であるため、平成22年度の組織を掲載しています。

II 地域福祉

1 福祉月間

昭和62年、毎年9月に実施していた福祉週間を福祉月間に改め、市民の福祉意識の高揚と啓発を目的に実施しています。福祉月間では、敬老の日に福祉大会を開催するなど、様々な福祉事業を展開しています。

福祉大会は、昭和49年9月15日の市民福祉憲章の制定を記念し第1回を開催、福祉功労者及び福祉作文（論文）・標語の入選者に表彰状を贈呈するなどの催しを行っています。平成5年以降は、市社会福祉協議会の「福祉まつり」との共催で「ふれあいフェスティバル」として開催しています。

(1) 行事内容

ア 福祉月間（第34回、平成22年9月）

福祉大会（参加者 約5,000人）、社協福祉まつり、福祉展、老人と園児のつどい、敬老祝金（品）支給、ふれあい会食会、長寿お祝いのつどい、地域福祉活動事業、各種講座・講習会、各種相談（健康、育児等）

イ ふれあいフェスティバル2010

第1部 第37回福祉大会

表彰状・感謝状の贈呈、体験発表、最優秀福祉作文朗読、最優秀福祉標語発表等

第2部 第27回社協福祉まつり

福祉団体による各種模擬店、ふれあい音楽会、福祉オリエンテーリング、チョッピリ先生のお囃子、福祉相談、ビンゴ大会、盲導犬とのふれあい等

(2) 福祉関係表彰の状況

単位：人

福祉長寿課調

年度	自立更生	援護功労	福祉功労
18年度	5	4	1
19年度	6	5	8
20年度	2	2	10
21年度	4	1	8
22年度	5	1	5

(3) 福祉作文等応募状況

単位：点

福祉長寿課調

年 度	作文（論文）					標 語				
	小学生	中学生	高校生	一般	計	小学生	中学生	高校生	一般	計
18年度	4,240	384	0	4	4,628	796	110	5	6	917
19年度	4,840	718	0	3	5,561	812	41	0	6	859
20年度	5,198	45	0	4	5,247	872	396	0	8	1,276
21年度	4,585	190	0	7	4,782	970	256	0	8	1,234
22年度	3,984	207	0	3	4,194	922	229	0	4	1,155

(4) 福祉作品展の状況

福祉月間事業の一つとして、老人会や障がい者から募集した趣味の作品等を展示。

単位：点、人

福祉長寿課調

年 度	高齢者出展数	障がい者出展数	来場者数
18年度	180	198	590
19年度	182	199	436
20年度	153	231	394
21年度	198	286	614
22年度	184	275	400

(5) 老人と園児のつどい

市内の公立・私立保育園で、近隣の高齢者を招待し、歌や踊り等の交歓会、ゲーム、会食会等を通して触れ合いの機会を設けています。

単位：園、人

保育課調

年 度	実施期間	参加保育園数			参加高齢者数		
		市 立	私 立	計	市 立	私 立	計
18年度	9月6日～15日	9	9	18	131	194	325
19年度	9月6日～13日	9	9	18	146	182	328
20年度	9月4日～10月12日	9	9	18	139	191	330
21年度	9月8日～18日	9	8	17	134	154	288
22年度	9月7日～17日	9	9	18	130	234	364

(6) 健康相談

市内の公共施設において、保健師による成人・老人を対象にした健康相談を行い、健康手帳の交付や血圧測定、必要に応じた保健指導を実施しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	実施日	会 場	相談者数	
				計
18年度	9月14日	東地区文化センター	0	15
	9月21日	北地区文化センター	11	
	9月25日	市民健康センター	4	
19年度	9月13日	相模が丘コミュニティセンター	10	15
	9月18日	東地区文化センター	5	
20年度	9月16日	市民健康センター	11	31
	9月24日	市公民館	8	
	9月26日	北地区文化センター	12	
21年度	9月4日	北地区文化センター	8	16
	9月10日	市公民館	4	
	9月14日	市民健康センター	4	
22年度	9月13日	市民健康センター	13	15
	9月22日	市公民館	2	

(7) 福祉講座

単位：回、人

(22年度) 生涯学習課、市社会福祉協議会調

主 催	講座名	期 日	回数	参加者数
市公民館	暮らしと健康講座	9月30日～11月10日	7	17
北地区文化センター	いきいき学級	10月14日～11月25日	6	22
	はじめての手話講座	10月31日～11月20日	4	8
東地区文化センター	小中学生のための手話教室	5月22日～7月3日	7	14
	地域福祉を考える講座	平成23年2月6日～3月20日	5	23
市社会福祉協議会	はじめてのボランティア	6月4日～25日	8	18
	ふくし体験	11月21日	2	45
	ボランティア体験サマースクール	7月23日～8月27日	2	105
	ボランティア活動強化研修	平成23年1月13日・14日	4	42

(8) 各種相談

ア 乳幼児育児相談

福祉月間の期間中、市内の保育園の園長等が、乳幼児の基本的な生活習慣、発育・発達、育児方法などの育児全般について、各保育園で相談及び指導を行います。

イ 母子・父子相談

福祉月間の期間中、母子相談員が、母子・父子家庭の生活一般、生活援護、児童問題などについて、市役所子育て支援課で相談及び援助を行います。

単位：件

健康づくり課調

年 度	区 分	相談件数
18年度	乳幼児育児相談	26
	母子・父子相談	84
	結婚相談	116
19年度	乳幼児育児相談	66
	母子・父子相談	129
20年度	乳幼児育児相談	80
	母子・父子相談	86
21年度	乳幼児育児相談	80
	母子・父子相談	136
22年度	乳幼児育児相談	125
	母子・父子相談	77

※結婚相談は平成19年度以降廃止。

2 総合福祉センター

地域福祉・在宅福祉の推進のための拠点施設として設置したもので、在宅福祉サービス事業、乳幼児発達支援事業等を実施しています。また、市社会福祉協議会の活動拠点として事務所を設置しています。

(1) 施設概要

- ・敷地面積 4,000.10㎡
- ・建築面積 1,469.24㎡
- ・建築延面積 3,668.26㎡
- ・構造規模 RC造、地上3階
- ・主な施設 社会福祉協議会事務室、ミーティングルーム、ボランティアサロン、録音室、点訳室、多目的室、福祉情報提供・福祉機器展示室、訓練室、機械浴室等
- ・開館年月日 平成13年4月1日
- ・駐車場収容台数 35台（うち身障者専用駐車場6台）

(2) 総合福祉センター利用状況

単位：回、人、円

市社会福祉協議会調

年 度	老人団体		婦人団体		障がい者団体	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
18年度	72	2,086	0	0	170	3,845
19年度	74	2,151	0	0	181	3,906
20年度	43	1,038	0	0	174	3,372
21年度	67	1,759	0	0	157	3,477
22年度	52	1,531	0	0	143	3,370

年 度	社会教育		学校教育		市役所関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
18年度	4	160	77	1,593	498	15,652
19年度	0	0	87	2,234	385	13,417
20年度	0	0	85	1,870	285	9,572
21年度	0	0	69	1,626	307	10,599
22年度	2	60	69	1,466	338	11,309

年 度	商工会関係		政党関係		宗教関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
18年度	36	748	47	2,306	3	106
19年度	36	834	33	1,983	2	40
20年度	47	944	47	2,732	7	158
21年度	65	1,301	49	2,473	36	1,065
22年度	70	1,571	34	1,614	47	1,312

年 度	サークル関係		会社関係		一般会合	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
18年度	759	17,445	85	3,354	394	7,801
19年度	898	23,150	93	3,025	387	8,463
20年度	1,099	24,583	80	1,914	305	6,788
21年度	1,096	23,754	89	1,859	268	5,671
22年度	1,208	24,316	49	1,461	252	6,218

年 度	自治会関係		音楽関係		国・県関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
18年度	1	9	39	697	52	1,416
19年度	0	0	35	615	49	1,190
20年度	2	45	31	583	32	835
21年度	0	0	35	737	33	990
22年度	0	0	34	640	28	720

年 度	学習関係		交通関係		福祉団体関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
18年度	0	0	24	120	781	16,531
19年度	3	130	15	75	729	14,707
20年度	4	110	19	95	958	19,256
21年度	19	390	17	85	839	16,682
22年度	72	977	19	94	870	17,616

年 度	計		有料利用	
	利用回数	利用人数	利用回数	使用料
18年度	3,042	73,869	1,125	1,566,900
19年度	3,007	75,920	1,301	1,961,020
20年度	3,218	73,895	1,373	2,007,920
21年度	3,146	72,468	1,493	2,169,110
22年度	3,287	74,275	1,528	2,029,280

3 民生委員児童委員

民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されています。

民生委員はこの法に基づき、地域における社会福祉の増進を積極的に推進し、住民の多様化する福祉ニーズに応えるため、高齢者、障がい者、母子・父子、生活困窮者等が抱えている諸問題について、社会奉仕の精神の下、関係行政機関と協力し、相談、援助、指導などの活動をしています。

また、児童福祉に関する事項については、これを専門的に担当する主任児童委員と各地域を担当する児童委員とが一体となって活動しています。

(1) 民生委員児童委員定数、現員数、地区民生委員協議会数

単位：人、地区

(平成23年4月1日現在) 福祉長寿課調

区 分	定 数	現員数			地区民生委員協議会数
		男 性	女 性	計	
民生委員児童委員	133	26	88	114	6
主任児童委員	12	1	9	10	

(2) 地区別民生委員児童委員定数、現員数

単位：人

(平成23年4月1日現在) 福祉長寿課調

地区名		第1地区	第2地区	第3地区	第4地区	第5地区	第6地区	計
大字		相模が丘	小松原 ひばりが丘 東原	栗原 西栗原 栗原中央 南栗原 さがみ野	相武台 広野台 緑ヶ丘 栗原	入谷 立野台 明王	座間 入谷 新田宿 四ツ谷	
民生委員 児童委員	定員	27	24	19	25	19	19	133
	男性	2	5	3	2	9	5	26
	女性	21	18	11	19	8	11	88
主任児童 委員	定員	2	2	2	2	2	2	12
	男性	0	0	1	0	0	0	1
	女性	1	1	1	2	2	2	9
計	定員	29	26	21	27	21	21	145
	男性	2	5	4	2	9	5	27
	女性	22	19	12	21	10	13	97

(3) 内容別相談・支援件数

単位：件

福祉長寿課調

年度	在宅福祉	介護保険	健康・ 保健医療	子育て・ 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの 教育・ 学校生活	生活費	年金・ 保 険
18年度	173	113	304	292	411	669	91	19
19年度	231	121	297	265	212	604	71	16
20年度	216	132	204	164	271	492	89	18
21年度	217	137	183	207	253	402	131	21
22年度	210	115	179	170	255	597	57	29

年度	仕 事	家族関係	住 居	生活環境	日常的 な支援	その他	計
18年度	12	230	59	96	439	796	3,704
19年度	15	261	45	75	353	447	3,013
20年度	10	206	43	74	275	360	2,554
21年度	18	189	32	126	390	311	2,617
22年度	15	226	66	75	293	420	2,707

(4) 分野別相談・支援件数

単位：件

福祉長寿課調

年 度	高齢者に 関すること	障がい者に 関すること	子どもに 関すること	その他	計
18年度	1,261	367	1,504	572	3,704
19年度	1,046	273	1,224	470	3,013
20年度	858	227	1,076	393	2,554
21年度	962	236	1,006	413	2,617
22年度	937	174	1,203	393	2,707

(5) その他の活動件数

単位：件、回、日

福祉長寿課調

年 度	調査・ 実態把握	行事・事業 ・会議への 参加・協力	地域福祉活動 ・自主活動	民児協運営 ・研修	証明事務
18年度	1,187	4,395	5,642	5,863	493
19年度	920	4,037	5,514	5,882	353
20年度	1,205	4,462	6,117	5,419	382
21年度	1,071	4,254	6,114	5,189	379
22年度	970	3,984	5,824	5,697	249

年 度	要保護児童 の発見の 通告・仲介	訪問回数	活動日数	1人1カ月 当たり平均 活動日数
18年度	55	19,005	22,167	12.83
19年度	39	18,461	21,165	12.25
20年度	82	20,851	21,772	12.60
21年度	43	19,076	21,025	12.17
22年度	98	21,025	21,570	12.48

4 災害援護

(1) 災害弔慰金

市内で5戸以上の家屋の滅失があった自然災害（市内でこのような被害がなくても県内で災害救助法が適用された場合は該当）によって市民が死亡した場合、その遺族に死亡した方の死亡当時の世帯の生活維持の状況を勘案して、500万円又は250万円を支給します。

(2) 災害援護資金の貸付

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害で被害を受けた世帯の世帯主（市民）に対し、その生活の立て直しのための資金を低金利（年3%）で長期（償還期間10年、据置期間3年）に貸付けをします。

(3) リ災者見舞金

災害救助法が適用されない火災、風水害等による被災者に対して、「座間市リ災者見舞金支給要綱」に基づき被災者の応急的な支援を行っています。

単位：件、円

福祉長寿課調

年 度	一人世帯				二人以上の世帯			
	全焼・全壊 (1世帯当たり3万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり2万円)		全焼・全壊 (1世帯当たり5万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり3万円)	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額
18年度	3	90,000	1	20,000	9	450,000	1	30,000
19年度	1	30,000	1	20,000	1	50,000	0	0
20年度	1	30,000	0	0	3	150,000	0	0
21年度	2	60,000	1	20,000	2	100,000	1	30,000
22年度	0	0	1	20,000	2	100,000	1	30,000

年 度	水 損 (1世帯当たり1万円)		計	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額
18年度	5	50,000	19	640,000
19年度	0	0	3	100,000
20年度	13	130,000	17	310,000
21年度	2	20,000	8	230,000
22年度	2	20,000	6	170,000

(4) 大規模災害見舞金

大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける程度の災害のうち、特に市長が認めたもの）により被災した市町村に見舞金を贈呈し、市民の哀痛の意を表するとともに被災者を激励するもので、平成5年9月から実施しています。

5 葬祭具貸出事業

市民の皆さんが低廉な葬儀ができるように、祭壇の貸出し（飾り付け）及び葬祭用品の取り扱いを昭和25年5月1日より実施してきました。

※平成20年度事業廃止。

(1) 祭壇使用状況

単位：件、円

福祉長寿課調

年 度	1号（5段）				2号（5段）				3号（4段）			
	貸出し件数			使用料	貸出し件数			使用料	貸出し件数			使用料
	無料	有料	計		無料	有料	計		無料	有料	計	
18年度	0	0	0	0	13	9	22	245,700	2	0	2	0
19年度	0	0	0	0	22	5	27	136,500	3	0	3	0

年 度	4号（5段）				計			
	貸出し件数			使用料	貸出し件数			使用料
	無料	有料	計		無料	有料	計	
18年度	0	0	0	0	15	9	24	245,700
19年度	0	0	0	0	25	5	30	136,500

(2) 葬祭用品売払状況

単位：件、円

福祉長寿課調

年 度	件 数	金 額
18年度	28	390,106
19年度	45	803,417

6 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護

(1) 戦没者遺族の援護

戦没者の遺族で恩給法の適用を受ける方には、公務扶助料等が支給されます。

ア 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用を受ける方には、遺族年金又は遺族給付金が支給されます。

イ 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対しては特別給付金が支給されます。

(2) 本市における遺族援護施策

本市の戦没者は250余柱で、遺族と市関係者によって毎年3月に戦没者追悼式を行っています。

また、戦没者遺族で組織する座間市遺族会の育成、指導を通じ、遺族の援護に寄与しています。

(3) 戦傷病者の援護

戦傷病者に対する援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法による医療給付等があります。

(4) 旧軍人等の援護

旧軍人・軍属等であった方は、その期間中は公務員とみなされ、恩給法による普通恩給、一時恩給、一時金等が支給されています。

ア 普通恩給

実役年数と加算年数を合計して、下士官以下は12年以上、准士官以上は13年以上の方に普通恩給が、また、その方が死亡した場合、その遺族に普通扶助料が支給されます。

イ 一時恩給

引き続き実在職年が3年以上7年未満の旧軍人に一時恩給が、また、その遺族に一時扶助料が支給されます。

ウ 一時金

旧軍人としての実在職年が3年以上の方で、普通恩給、一時恩給のいずれも支給されない方又はその遺族に対し一時金が支給されます。

7 原爆被爆者援護

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、健康診断、医療給付など医療面の施策及び各種手当の支給がされています。

(1) 原爆被爆者援護手当

ア 対象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方又は外国人登録原票に登録されている方

イ 給付内容 年額9,500円

ウ 手続に必要な物 印章、原爆被爆者健康手帳

エ 担当 生活援護課

単位：人、円

生活援護課調

年 度	対象者数	支給金額
18年度	55	522,500
19年度	54	513,000
20年度	53	503,500
21年度	54	513,000
22年度	49	465,500

(2) 原爆被爆者はり・きゅう・マッサージ助成券交付

ア 対象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方又は外国人登録原票に登録されている方

イ 給付内容 助成券（1枚当たり2,000円）を毎月3枚支給

ウ 手続に必要な物 原爆被爆者健康手帳

エ 担当 生活援護課

単位：人、円

生活援護課調

年 度	対象者数	使用枚数	支給額
18年度	59	482	964,000
19年度	52	359	718,000
20年度	53	364	728,000
21年度	54	426	852,000
22年度	49	392	784,000

(3) 原爆被爆者健康管理事業

原爆被爆者の健康維持のため、胃・肺・大腸がんの検診を病院に委託して実施しています。

単位：人

生活援護課調

年 度	受診者数			
	胃がん	肺がん	大腸がん	計
18年度	8	2	3	13
19年度	11	7	6	24
20年度	8	7	4	19
21年度	8	8	5	21
22年度	5	3	4	12

III 生活保護

1 生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮している国民に対し、憲法に規定される生存権の保障を実現するための制度の一つとして制定されたもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

生活保護は国民の最低生活を保障するための最後の方法であり、保護を受ける前に、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることはもちろん、親族の援助や他の法律等による扶助を優先させ、利用し得る資産を活用してもなお最低生活が維持できない場合に適用されることとなります。

(1) 保護の種類と範囲

保護は、8種類の扶助に分けられます。

- ア 生活扶助 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの。
- イ 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品、通学用品及び学校給食費。
- ウ 住宅扶助 家賃及び住居の補修、その他住宅の維持に必要なもの。
- エ 医療扶助 診察、薬剤、治療材料及びその他治療並びに施術に必要なもの。
- オ 介護扶助 要介護者及び要支援者への居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護及び移送。
- カ 出産扶助 分娩の介助、脱脂綿、ガーゼその他衛生材料等、出産に必要なもの。
- キ 生業扶助 生業に必要な資金、器具又は資料及び技能の生業に必要な習得費。
- ク 葬祭扶助 検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、その他葬祭のために必要なもの。

(2) 生活扶助基準の改定方式

保護費は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により算定した最低生活費から収入を減じた額が支給されます。

生活扶助基準については、マーケット・バスケット方式、エンゲル方式、格差縮小方式を経て、現在は水準均衡方式で算定しています。

【水準均衡方式】

当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえるとともに、前年度までの一般国民の消費水準との調整を図ることにより、一般国民の消費水準の向上に即して基準を改定する方式。

2 保護の実施状況

(1) 被保護世帯・人員・保護率の推移

単位：人、世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	管内人口		被保護世帯数		被保護人員		保護率 (%)
		前年比		前年比		前年比	
19年	127,432	99.73	840	105.13	1,243	105.43	9.75
20年	127,563	100.10	902	107.38	1,350	108.61	10.58
21年	128,313	100.59	1,012	112.20	1,494	110.67	11.64
22年	129,005	100.54	1,244	122.92	1,864	124.77	14.45
23年	129,314	100.24	1,444	116.08	2,177	116.79	16.83

※保護率＝被保護人員÷管内人口×1,000

(2) 世帯類型別構成比

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	高齢者世帯				母子世帯		障がい者世帯			
	単身		2人以上				単身		2人以上	
		構成比		構成比		構成比		構成比		
19年	278	33.1	39	4.6	80	9.5	77	9.2	15	1.8
20年	317	35.1	44	4.9	84	9.3	82	9.1	18	2.0
21年	359	35.5	47	4.6	92	9.1	83	8.2	16	1.6
22年	417	33.5	55	4.4	110	8.8	84	6.8	20	1.6
23年	452	31.3	58	4.0	137	9.5	106	7.4	22	1.5

年	傷病者世帯				その他世帯		計
	単身		2人以上				
		構成比		構成比			
19年	197	23.5	73	8.7	81	9.6	840
20年	187	20.7	86	9.5	84	9.3	902
21年	201	19.9	85	8.4	129	12.7	1,012
22年	219	17.6	93	7.5	246	19.8	1,244
23年	243	16.8	104	7.2	322	22.3	1,444

(3) 医療扶助人員・医療扶助率の推移

単位：人、世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	被保護人員	医療扶助人員				医療扶助 給付世帯数	医療扶助率
		入院		入院外			
			前年比		前年比		
19年	1,243	76	111.8	950	108.1	48	82.5
20年	1,350	84	110.5	1,053	110.8	61	84.2
21年	1,494	103	122.6	1,165	110.6	61	84.9
22年	1,864	137	133.0	1,465	125.8	42	85.9
23年	2,177	137	100.0	1,767	120.6	42	87.5

※医療扶助率＝医療扶助人員（入院＋入院外）÷被保護人員×100

(4) 被保護世帯の稼働・非稼働の状況

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	稼働世帯			非稼働世帯		
		構成比	前年比		構成比	前年比
19年	108	12.9	103.8	732	87.1	105.3
20年	119	13.2	110.2	783	86.8	107.0
21年	141	13.9	118.5	871	86.1	111.2
22年	173	13.9	122.7	1,071	86.1	123.0
23年	182	12.6	105.2	1,262	87.4	117.8

(5) 被保護世帯の開始・廃止の状況

単位：世帯

生活援護課調

年 度	被保護の開始世帯数	被保護の廃止世帯数
18年度	220	174
19年度	191	139
20年度	246	136
21年度	406	175
22年度	375	182

(6) 保護開始時の類型別世帯数

単位：世帯、%

生活援護課調

年 度	高齢者世帯		母子世帯		傷病・ 障がい者世帯		その他の世帯		計
		構成比		構成比		構成比		構成比	
18年度	54	24.5	13	5.9	95	43.2	58	26.4	220
19年度	49	25.7	27	14.1	60	31.4	55	28.8	191
20年度	36	14.6	20	8.1	85	34.6	105	42.7	246
21年度	78	19.2	30	7.4	89	21.9	209	51.5	406
22年度	68	18.1	36	9.6	76	20.3	195	52.0	375

(7) 扶助別人員と保護費の状況

単位：人、千円

生活援護課調

年 度	生活扶助費		住宅扶助費		教育扶助費	
	延人員	金額	延人員	金額	延人員	金額
18年度	13,420	745,921	12,942	363,139	1,593	10,267
19年度	14,005	773,060	13,828	393,780	1,591	9,359
20年度	15,498	827,821	15,044	426,485	1,742	10,804
21年度	19,661	1,048,513	18,940	544,262	2,063	18,733
22年度	23,336	1,283,344	21,755	660,298	2,499	24,662

年 度	介護扶助費		医療扶助費		出産扶助費	
	延人員	金額	延人員	金額	延人員	金額
18年度	1,177	29,134	11,927	944,129	0	0
19年度	1,363	37,949	12,954	943,135	0	0
20年度	1,585	46,705	13,880	978,750	2	621
21年度	1,933	57,819	17,622	1,270,732	4	240
22年度	2,340	68,054	20,986	1,361,956	1	192

年 度	生業扶助費		葬祭扶助費		施設事務費		金額計
	延人員	金額	延人員	金額	延人員	金額	
18年度	279	3,216	35	7,184	91	13,468	2,116,458
19年度	330	6,334	34	7,011	96	14,317	2,184,945
20年度	431	4,631	24	5,422	89	13,968	2,315,207
21年度	560	8,115	46	10,954	94	13,444	2,972,812
22年度	746	9,281	59	11,086	90	14,645	3,433,518

3 行旅死亡人の取扱い

住所、居所又は氏名が不詳の身元不明者で、引取者のない死亡人については、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、葬儀、遺骨の収蔵等を行っています。

単位：人

生活援護課調

年 度	男 性	女 性	不 明	計
18年度	1	0	2	3
19年度	0	0	0	0
20年度	0	0	0	0
21年度	0	0	0	0
22年度	0	0	1	1

IV 高齢者の福祉

1 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

本市における65歳以上の高齢者人口は、昭和60年10月には、5,491人で総人口に占める割合は5.5%でしたが、平成23年4月には、25,010人で総人口に占める割合は19.4%になりました。

単位：人、%

(各年4月1日現在) 福祉長寿課調

年	人口総数	65歳以上人口	
			構成比
19年	127,432	20,832	16.3
20年	127,563	22,002	17.2
21年	128,313	23,347	18.2
22年	129,005	24,329	18.9
23年	129,314	25,010	19.3

※① 「人口総数」について、国勢調査の確定値を基礎として、住民基本台帳法、外国人登録法及び戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したもの。

② 「65歳以上人口」については、住民基本台帳法、外国人登録法および戸籍法に定める届け出によるもの。

(2) 一人暮らし高齢者の推移

単位：人

(各年4月1日現在) 福祉長寿課調

年	男性	女性	計
19年	240	851	1,091
20年	241	875	1,116
21年	248	893	1,141
22年	237	894	1,131
23年	227	867	1,094

2 在宅福祉サービス利用普及事業

福祉の向上と介護者の負担軽減のため、利用希望者の総合利用登録制度により、在宅福祉サービスを簡易な利用手続きによって適時、適切に提供しています。

(1) おむつ等給付事業

65歳以上の寝たきりの高齢者及び認知症高齢者を介護している家族に、おむつ等の支給を行っています。

単位：人、枚、千円

介護保険課調

年 度	利用者数	紙おむつ支給数	事業費
18年度	174	87,240	3,491
19年度	188	95,744	4,159
20年度	210	99,366	4,408
21年度	206	110,693	5,249
22年度	246	131,382	6,079

(2) 寝具乾燥・丸洗いサービス事業

健康及び衛生の保持のため、65歳以上の寝たきり高齢者等の日常使用している布団、毛布の乾燥（年3回）、丸洗い（年3回）を行っています。

※平成18年度までは乾燥（年6回）、丸洗い（年6回）。

単位：人、回、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	寝具乾燥回数	寝具丸洗い回数	事業費
18年度	21	20	27	168
19年度	25	20	31	186
20年度	29	20	34	236
21年度	23	22	47	279
22年度	26	22	39	240

(3) 配食サービス

食の自立を支援するとともに、健康維持、安否確認のため、おおむね65歳以上の一人暮らしの方等を対象に月曜日から金曜日までの夕食をお届けしています。

単位：人、食、千円

介護保険課調

年	利用者数	配食数	事業費
18年度	311	40,953	19,598
19年度	271	38,535	15,350
20年度	262	37,527	13,982
21年度	250	33,211	13,064
22年度	262	33,189	13,242

(4) 介護予防型通所事業（四十雀倶楽部）

要介護状態になるおそれのある方（ただし、介護保険法の認定者と介護予防特定高齢者を除く）を対象に、介護予防、健康維持、仲間づくりを目的に、身近な地域でゲームやレクリエーションを通じた体力づくりや実用的な小物づくりなどを実施しています。

単位：人、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	延べ利用者数	事業費
18年度	364	6,208	3,387
19年度	379	6,465	3,254
20年度	377	5,713	3,358
21年度	324	5,535	3,401
22年度	298	4,521	3,635

(5) 緊急通報システム電話貸与事業

65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯又は65歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯で、心臓又はぜん息の発作がある方については、消防本部等の連絡先を事前に登録した緊急通報装置付きの電話機を設置します。

単位：世帯、千円

福祉長寿課調

年 度	利用世帯数	事業費
18年度	210	2,064
19年度	212	1,103
20年度	205	1,352
21年度	202	1,050
22年度	188	1,004

(6) 生活支援型訪問介護事業

日常生活上の援助が必要な65歳以上の高齢者のいる家庭に、ホームヘルパーが訪問し、適切な介護や家事援助、生活及び身上に関する相談・助言等を行っていました。

※平成19年度事業廃止。

単位：人、時間、千円

福祉長寿課調

年 度	実利用者数	利用時間		事業費
		家事援助	身体介護	
18年度	51	1,509	59	1,320

3 その他の在宅福祉

(1) 高齢者理髪・美容料助成事業

要介護4又は5で65歳以上の高齢者に対して、理髪・美容出張助成券を年間4枚支給しています。

単位：人、枚、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	利用枚数	事業費
18年度	13	32	183
19年度	19	37	215
20年度	25	52	297
21年度	22	56	320
22年度	25	58	331

(2) 高齢者入浴券支給事業

自宅に浴槽のない70歳以上の高齢者に対し、公衆浴場の入浴券を月10枚支給していました。

※平成22年度事業廃止。

単位：人、枚、円、千円

福祉長寿課調

年 度	支給人数	支給枚数	単価	支給総額
18年度	33	2,563	4～7月 400	1,072
			8～3月 430	
19年度	29	2,508	430	1,081
20年度	33	2,653	4～7月 430	1,174
			8～3月 450	
21年度	33	3,162	450	1,423

(3) 介護手当支給事業

要介護4又は5で65歳以上の非課税の高齢者を、基準日（申請日の属する月の3カ月前の初日）まで1年以上介護保険サービスを利用せずに、継続して在宅で介護している非課税の介護者に、10万円の介護手当を支給しています。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	対象者数	支給総額
18年度	0	0
19年度	1	100
20年度	0	0
21年度	0	0
22年度	0	0

(4) 高齢者マッサージ等助成券

75歳以上の高齢者の方に、はり・灸・マッサージ助成券（1枚2,000円分）を交付してしました。

※平成22年度事業廃止。

単位：人、枚、千円

福祉長寿課調

年 度	交付人数	利用枚数	支給総額	事業費
18年度	1,830	3,178	6,356	7,037
19年度	1,970	2,516	5,032	5,783
20年度	1,928	2,513	5,026	5,843
21年度	2,230	2,844	5,688	6,441

(5) 火災警報器設置費用助成事業

新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日から、住宅用火災警報器を設置することが消防法及び市火災予防条例の改正によって義務付けられました。

この義務化に伴い、介護保険において要支援・要介護認定者を含む市民税非課税の世帯で、一人暮らし高齢者の世帯又は高齢者のみで構成される世帯に対して、住宅用火災警報器の設置費用の一部を助成してしました。

平成22年度から、対象世帯に対して1台を無料で設置する助成の方法に変更しました。

単位：世帯、台、千円

福祉長寿課調

年 度	世帯数	設置数	助成額
19年度	38	70	279
20年度	6	10	37
21年度	3	4	14

単位：世帯、千円

福祉長寿課調

年 度	設置世帯数	事業費
22年度	1,037	4,779

(6) 家具転倒等転倒防止対策助成事業

65歳以上の一人暮らし世帯又は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、身体障害者手帳1級及び2級の障がい者だけの世帯等、自力では家具転倒防止の対策を実施することが困難な世帯を対象に、地震等の災害から生命の安全と財産を守るため、家具に転倒防止板を取り付けています。

単位：世帯、台、千円

福祉長寿課調

年 度	世帯数	設置家具数	支給総額
19年度	115	328	368
20年度	20	66	64
21年度	42	131	135
22年度	10	24	32

4 施設入所

老人ホームにはおおむね65歳以上の高齢者が入所できます。身体の衰えや家庭の事情により居宅で生活することが困難な方が入所する養護老人ホーム、寝たきりなどで常時介護を要する方が入所する特別養護老人ホームと、高齢者の心身の状況等に応じた施設があります。

(1) 老人ホーム入所者の状況

単位：人

福祉長寿課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		計
		市 内	市 外	
18年度	8	1	0	9
19年度	8	1	0	9
20年度	6	3	1	10
21年度	6	4	1	11
22年度	6	7	0	13

(2) 老人ホーム措置費の状況

単位：千円

福祉長寿課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
18年度	17,550	987
19年度	16,067	895
20年度	13,476	3,097
21年度	12,557	4,440
22年度	12,604	2,669

5 移動手段の確保

(1) 福祉ミニバス

高齢者や障がい者等の交通手段として、総合福祉センターと老人憩いの家やコミュニティセンター等の市内各公共施設を結ぶ、「福祉ミニバス」を運行していました。

※コミュニティバスの運行開始に伴い、平成19年度事業廃止。

単位：人

福祉長寿課調

年 度	利用延べ人数
18年度	3,375

(2) 移送サービス

身体障がいのために歩行が困難な方又は寝たきり等の状態により一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、病院への通院や入退院の時などに福祉車両による送迎サービスを行っています。

※利用者の費用負担額

- ・平成18年度：片道10km未満＝500円、片道10km以上＝1,000円
- ・平成19年度以降：片道5km未満＝800円、片道5km以上10km未満＝1,000円、片道10km以上15km未満＝1,200円、片道15km以上20km未満＝1,400円、片道20km以上＝1,600円

ア 利用回数

単位：回

福祉長寿課調

年 度	高齢者	障がい者
18年度	676	234
19年度	506	245
20年度	427	247
21年度	453	203
22年度	435	212

イ 利用内容

単位：回

福祉長寿課調

年 度	通 院	入退院	入退所	その他	計
18年度	827	37	38	8	910
19年度	694	36	17	4	751
20年度	583	44	26	21	674
21年度	591	42	17	6	656
22年度	574	45	14	14	647

6 生きがい対策

(1) 老人クラブ

平成22年4月1日現在、市内には30の老人クラブがあり、1,999人の高齢者の皆さんが社会活動や趣味、レクリエーションを通じて仲間づくりを進め、生きがいを高めています。

また、各老人クラブの代表者によって市老人クラブ連合会が設置され、いろいろな行事が行われています。

ア 寿大学

高齢者の教養の向上を目的として、時事問題等を専門の講師を招き、年1回開催しています。

イ ゲートボール大会

スポーツによる会員相互の交流の場として、開催しています。

ウ 演芸会

踊りや歌など会員の演芸発表の場として、年1回開催しています。

エ 囲碁・将棋大会

囲碁・将棋を通して会員相互の交流を行っています。

オ 趣味の作品展

絵、書、短歌など、日頃の趣味活動の発表の機会として、福祉月間中市内公共施設で作品を展示しています。

単位：人、%、千円

福祉長寿課調

年 度	クラブ数	会員数	クラブ加入率	補助金額	連合会補助額
18年度	33	2,199	7.8	2,979	1,221
19年度	31	2,053	7.0	2,807	1,215
20年度	31	2,002	6.5	2,751	1,210
21年度	32	2,056	6.3	2,828	1,218
22年度	30	1,999	5.8	2,670	1,210

※クラブ加入率＝会員数÷各年度4月1日現在60歳以上人口

(2) 老人憩いの家

高齢者の社会活動、生きがい活動の拠点として、市内7カ所に老人憩いの家を設置し、教育の向上、レクリエーション等に幅広く活用されています。

単位：人

福祉長寿課調

年 度	利用者延べ人数							
	相模が丘	ひばりが丘	立野台	相武台	栗 原	座 間	入 谷	計
18年度	3,955	2,666	2,298	4,830	3,005	3,249	4,789	24,792
19年度	3,518	2,846	2,352	5,147	2,665	3,523	4,633	24,684
20年度	4,119	3,119	2,778	5,620	2,720	4,023	4,803	27,182
21年度	3,805	2,282	3,042	5,013	2,045	3,445	5,125	24,757
22年度	3,397	2,624	3,148	4,131	2,477	3,382	5,135	24,294

(3) 敬老祝金等支給事業

長寿をお祝いし、9月15日現在で市内に継続して3カ月以上居住している対象者の方に敬老祝金等を支給しています。

※支給内用の変更経緯

- ・平成11年度以前：77歳、80歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳以上を対象。
- ・平成12年度以降：77歳、88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。
- ・平成14年度以降：88歳の支給額を2万円から1万円に変更。
- ・平成16年度以降：99歳の支給額を5万円から3万円に、100歳以上の支給額を10万円から5万円に変更。
- ・平成18年度以降：88歳の支給額を1万円から8千円に変更。
- ・平成19年度以降：77歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成22年度以降：88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。88歳の祝金を祝品に変更。

ア 支給状況

単位：人、円

福祉長寿課調

年 度	対象者数	祝金金額	支給総額
18年度	814	5,000～50,000	5,133,000
19年度	190	8,000～50,000	2,204,000
20年度	253	8,000～50,000	3,002,000
21年度	240	8,000～50,000	3,090,000
22年度	42	30,000～50,000	1,740,000

イ 贈呈人数

単位：人、円

(平成22年度) 福祉長寿課調

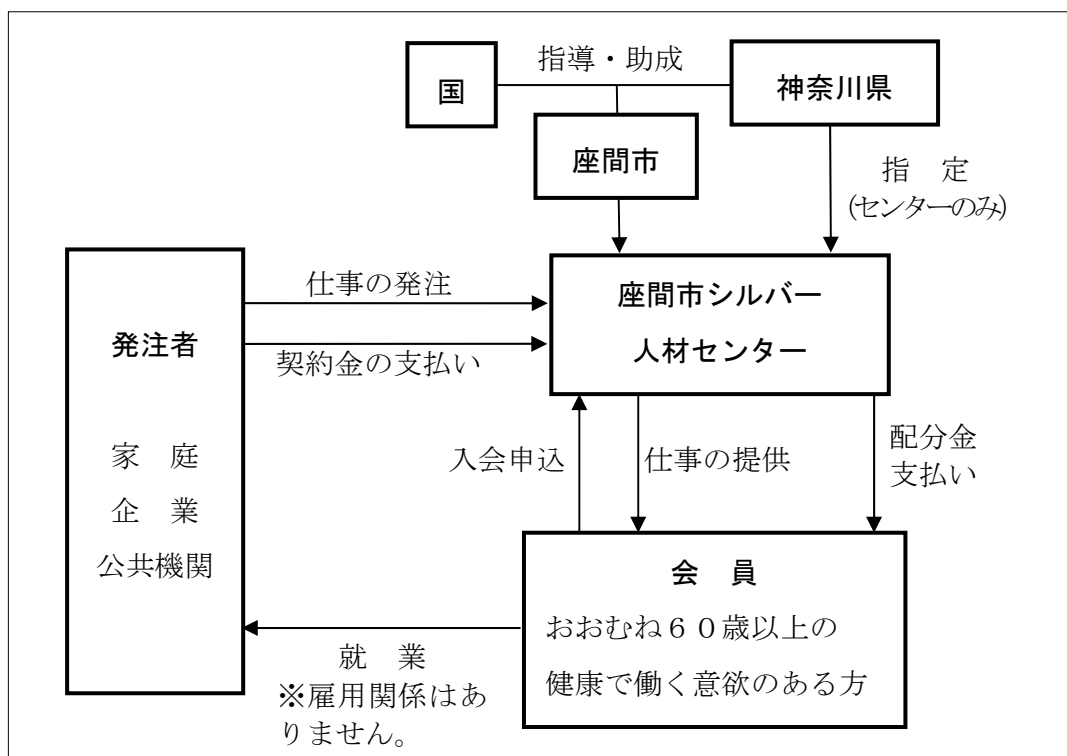
対象年齢	88歳	99歳	100歳以上
金額	祝品	3万円	5万円
贈呈人数	223	18	24

7 就労対策の推進（社団法人座間市シルバー人材センター）

シルバー人材センターは地域社会と連携し、高齢者の知識と経験、能力を生かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、それらの仕事を高齢者に提供する団体です。

社団法人座間市シルバー人材センターは、昭和54年5月に座間市高齢者事業団として発足し、平成2年4月の法人化により現在に至っています。

(1) シルバー人材センターの仕組み



(2) 会員数の推移

単位：人

(各年3月31日現在) 福祉長寿課調

年	男性	女性	計
19年	552	178	730
20年	529	164	693
21年	528	156	684
22年	561	165	726
23年	593	162	755

(3) 事業実績の推移

単位：件、人、円

福祉長寿課調

年 度	受託件数			就業延べ実人員		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
18年度	491	3,690	4,181	3,138	9,796	12,934
19年度	510	3,881	4,391	3,276	10,068	13,344
20年度	534	4,072	4,606	3,211	10,350	13,561
21年度	514	3,925	4,439	3,259	9,979	13,238
22年度	552	4,159	4,711	3,331	10,759	14,090

年 度	就業延べ人員			契約金額		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
18年度	21,725	51,199	72,924	112,966,140	233,800,304	346,766,444
19年度	22,674	50,161	72,835	117,140,851	218,608,290	335,749,141
20年度	22,807	47,584	70,391	116,846,744	200,055,672	316,902,416
21年度	23,875	44,279	68,154	117,625,105	177,029,970	294,655,075
22年度	25,933	47,037	72,970	133,768,040	185,342,313	319,101,353

8 地域包括支援センター運営事業

高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健福祉・医療の向上と増進のために、必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、市内に4カ所の地域包括支援センターが設置されています。

○ 相談件数の推移

単位：件

介護保険課調

年 度	地域包括支援センター 第2座間苑	地域包括支援センター ベルホーム	相模台 地域包括支援センター	座間市社協 地域包括支援センター	計
18年度	1,989	2,472	2,900	1,699	9,060
19年度	2,993	3,610	3,312	2,895	12,810
20年度	3,072	2,747	3,234	2,920	11,973
21年度	3,539	2,541	2,514	3,144	11,738
22年度	4,488	3,098	3,931	4,594	16,111

9 介護予防事業（地域支援事業）

(1) いきいき運動教室

加齢に伴う運動器の機能向上のため、ストレッチ運動、バランス運動、筋力運動、有酸素運動を行う講座です。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	参加者数	事業費
18年度	87	8,520
19年度	95	6,050
20年度	96	8,774
21年度	27	4,596
22年度	18	4,795

(2) 筋力向上トレーニング（パワーリハビリテーション）

高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、また要介護状態であっても自立した生活が営めるよう、介護予防の観点から高齢者向けに開発されたトレーニング機器を使用したトレーニングを市民健康センターで実施しています。

※平成18年度から、特定高齢者を対象に地域支援事業として実施しています。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	参加者数	事業費
18年度	36	5,782
19年度	27	5,782
20年度	20	5,848
21年度	23	4,761
22年度	22	4,289

(3) 普及啓発事業

いつまでもいきいきと元気に暮らしていくための「介護予防」の話と介護予防事業の紹介をする職員を派遣しています。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
18年度	22	672
19年度	79	2,939
20年度	16	587
21年度	16	677
22年度	15	563

(4) 家族介護教室

高齢者を介護している介護者及び家族を対象に、介護技術や介護者の健康についての教室を開催しています。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
18年度	10	63
19年度	9	117
20年度	4	80
21年度	7	60
22年度	7	116

10 介護保険事業

高齢化の進行に伴い、介護期間の長期化や介護者の高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加などのため、介護を社会的に支える制度として「介護保険制度」が平成12年4月に開始しました。

(1) 被保険者数

介護保険における被保険者は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）に分けられます。

単位：人

(各年度末現在) 介護保険課調

年 度	第1号被保険者	第2号被保険者	計
18年度	20,813	44,396	65,209
19年度	21,999	44,586	66,585
20年度	23,347	44,807	68,154
21年度	24,338	45,391	69,729
22年度	25,006	46,194	71,200

(2) 要援護高齢者数

介護保険制度では、何らかの介護を必要とする高齢者を「要援護高齢者」といい、その人の状態像に応じて「要支援1・2」から「要介護1～5」までのいずれかに区分し、その状態像に応じた介護サービスが受けられます。

単位：人

(各年度末現在) 介護保険課調

年 度	要支援		要介護					計
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
18年度	306	234	649	418	388	327	277	2,599
19年度	294	272	625	440	414	386	278	2,709
20年度	226	349	612	491	484	383	324	2,869
21年度	191	435	565	544	473	419	376	3,003
22年度	224	477	560	685	479	415	449	3,289

(3) 第1号被保険者（65歳以上）所得段階別被保険者数

単位：人

(各年当初賦課月現在) 介護保険課調

年	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		第5段階
19年	413	2,539	2,060	6,566		5,208
20年	474	2,626	2,271	6,927		5,447
21年	541	2,982	2,486	4,458	2,703	5,835
22年	636	3,117	2,717	4,432	2,903	6,203
23年	719	3,395	2,823	4,541	3,041	6,673

年	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	計
19年	2,234	878	601	223	333	21,055
20年	2,288	922	640	232	403	22,230
21年	2,384	967	664	209	357	23,586
22年	2,454	911	607	200	339	24,519
23年	2,441	933	648	225	354	25,793

※平成21年度から第4段階を変更。世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方の中で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方については左側に記載、それ以外の方については右側に記載となります。

(4) 介護保険サービス利用実績

介護保険課調

年 度	訪 問 介 護 (回)	訪 問 入 浴 介 護 (回)	訪 問 看 護 (回)	訪 問 リハビリ テーション (回)	通 所 介 護 (回)	通 所 リハビリ テーション (回)	短 期 入 所 生活介護 (日)	短期入所 療養介護 (老健) (日)
18年度	96,226	4,445	10,992	123	59,709	10,674	13,531	687
19年度	89,544	4,166	11,514	147	53,958	10,945	14,168	657
20年度	95,287	4,588	12,091	221	61,418	14,873	17,167	700
21年度	94,490	5,160	11,556	113	68,624	14,767	20,520	801
22年度	104,604	5,751	13,601	50	75,871	15,170	20,461	785

年 度	居 宅 療 養 管理指導 (件)	居 宅 介 護 支 援 (件)	認知症 対応型 共 同 生活介護 (件)	特定施設 入居者 生活介護 (件)	福 祉 用 具 購 入 (件)	住 宅 改 修 (件)	認知症 対応型 通所介護 (回)	小規模 対応型 居宅介護 (件)
18年度	2,897	15,291	568	831	203	150	103	47
19年度	3,256	13,295	615	835	232	172	254	144
20年度	4,236	15,152	684	1,023	229	199	819	367
21年度	4,277	16,151	552	1,090	292	214	870	628
22年度	5,044	17,297	535	1,219	334	193	793	603

年 度	介護老人 福祉施設 (件)	介護老人 保健施設 (件)	介 護 療養型 医療施設 (件)	介護予防 訪問介護 (件)	介護予防 訪問入浴 介 護 (回)	介護用 訪問看護 (回)	介護予防 通所介護 (件)	介護予防 通 所 リハビリ テーション (件)
18年度	3,006	1,711	954	1,591	50	438	976	123
19年度	2,649	1,679	769	2,526	108	555	1,396	218
20年度	3,280	1,717	771	2,730	165	608	1,663	270
21年度	3,827	1,706	725	2,814	148	933	1,778	279
22年度	4,071	1,826	702	3,051	19	1,161	2,110	332

年 度	介護予防 短期入所 生活介護 (日)	介護予防 短期入所 療養介護 (老健) (日)	介護予防 居宅療養 管理指導 (件)	介護予防 支 援 (件)	介護予防 認知症 対応型 共同生活介護 (件)	介護予防 特定施設 入居者 生活介護 (件)	特定介護 予防福祉 用具購入 (件)	住宅改修 (介護予防) (件)
18年度	277	0	71	2,466	0	157	30	51
19年度	119	33	125	3,963	3	258	54	70
20年度	286	40	140	4,398	1	267	58	72
21年度	241	19	188	4,595	0	260	67	88
22年度	250	0	235	5,338	0	303	84	70

※平成18年度までは4月から翌年3月までの実績。平成19年度は4月から翌年2月まで（11カ月）の実績。平成20年度からは3月から翌年2月までの実績（神奈川県国保連合会の審査月に合わせたことによる変更）。

V 障がい者の福祉

1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

(1) 障がい別身体障害者手帳交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年 度	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
18年度	5	200	205	10	198	208	0	29	29
19年度	5	204	209	10	213	223	0	33	33
20年度	5	195	200	10	224	234	0	37	37
21年度	6	197	203	9	228	237	0	38	38
22年度	6	202	208	9	233	242	0	43	43

年 度	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
18年度	47	1,445	1,492	9	746	755	71	2,618	2,689
19年度	47	1,591	1,638	9	829	838	71	2,870	2,941
20年度	47	1,578	1,625	8	838	846	70	2,872	2,942
21年度	50	1,648	1,698	8	889	897	73	3,000	3,073
22年度	53	1,767	1,820	7	953	960	75	3,198	3,273

(2) 障がい等級別身体障害者手帳交付状況

単位：人

(平成23年3月31日現在) 障がい福祉課調

等 級	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1級	3	60	63	0	11	11	0	5	5
2級	2	51	53	4	81	85	0	3	3
3級	0	18	18	0	26	26	0	22	22
4級	1	21	22	3	44	47	0	13	13
5級	0	30	30	0	2	2	0	0	0
6級	0	22	22	2	69	71	0	0	0
計	6	202	208	9	233	242	0	43	43

等 級	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1級	25	401	426	4	674	678	32	1,151	1,183
2級	11	383	394	0	12	12	17	530	547
3級	9	305	314	3	74	77	12	445	457
4級	3	486	489	0	193	193	7	757	764
5級	4	131	135	0	0	0	4	163	167
6級	1	61	62	0	0	0	3	152	155
計	53	1,767	1,820	7	953	960	75	3,198	3,273

(3) 身体障害者手帳新規交付状況

単位：人

(平成23年3月31日現在) 障がい福祉課調

等級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	計
1級	3	0	0	43	72	118
2級	5	1	0	30	1	37
3級	3	0	7	30	14	54
4級	2	5	6	46	30	89
5級	4	0	0	9	0	13
6級	2	6	0	7	0	15
計	19	12	13	165	117	326

(4) 療育手帳の交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年度	最重度			重度			中度		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
18年度	41	64	105	30	66	96	38	98	136
19年度	32	74	106	34	73	107	31	103	134
20年度	36	76	112	31	75	106	40	103	143
21年度	41	76	117	39	77	116	41	109	150
22年度	46	80	126	44	80	124	46	116	162

年度	軽度			計		
	児	者	計	児	者	計
18年度	56	96	152	165	324	489
19年度	75	92	167	172	342	514
20年度	81	103	184	188	357	545
21年度	73	101	174	194	363	557
22年度	79	111	190	215	387	602

(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年度	1級	2級	3級	計
18年度	56	248	215	519
19年度	52	302	249	603
20年度	49	335	253	637
21年度	57	388	275	720
22年度	66	427	299	792

2 医 療

(1) 更生医療の給付

18歳以上で身体障害者手帳を所持している方が、障がいの除去又は障がいの程度を軽くすることを目的とした必要な医療の給付をしています。原則として医療費の1割が自己負担になります。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	内 部			心 臓		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
18年度	10	36	1,301,560	8	19	886,864
19年度	36	448	114,227,968	4	5	288,175
20年度	72	663	158,338,826	2	2	117,118
21年度	55	829	175,057,552	1	1	4,240
22年度	67	946	176,921,845	1	2	78,800

年 度	肢 体			合 計		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
18年度	8	14	516,354	26	69	2,704,778
19年度	16	29	1,254,540	56	482	115,770,683
20年度	19	36	1,111,889	93	701	159,567,833
21年度	15	23	601,434	71	853	175,663,226
22年度	13	22	742,751	81	971	177,743,396

(2) 更生医療育成医療費自己負担金助成

更生医療育成医療費については一部自己負担が掛かりますが、この自己負担について座間市では助成を行っております。

※平成19年1月診療分以降より助成。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	件 数	金 額
18年度	3	3	106,960
19年度	6	6	225,424
20年度	11	29	899,880
21年度	13	51	769,378
22年度	7	22	340,110

(3) 精神科通院医療費公費負担制度

精神科通院医療費の自己負担を軽減する制度です。

※平成18年4月1日から医療費の10%が自己負担になっています。

単位：件

(各年度当初現在) 障がい福祉課調

年 度	利用件数
18年度	1,047
19年度	1,196
20年度	1,252
21年度	1,422
22年度	1,580

3 手 当

(1) 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
18年度	2・3月14,430 4～1月14,380	488	41	7,266,500
19年度	14,380	493	41	7,089,340
20年度	14,380	494	41	7,103,720
21年度	14,380	461	38	6,629,180
22年度	14,380	500	42	7,190,000

(2) 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅障がい者に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
18年度	2・3月26,520 4～1月26,440	361	30	9,523,360
19年度	26,440	400	33	10,576,000
20年度	26,440	493	41	13,034,920
21年度	26,440	493	41	13,034,920
22年度	26,440	552	46	14,594,880

(3) 経過的福祉手当

昭和61年4月1日の年金制度改正に伴う法改正の際、従来の福祉手当の受給資格者のうち20歳以上で特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない方について、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当を支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
18年度	2・3月14,430 4～1月14,380	12	1	547,490
19年度	14,380	12	1	172,560
20年度	14,380	9	1	129,420
21年度	14,380	6	1	86,280
22年度	14,380	12	1	172,560

(4) 神奈川県在宅重度障害者等手当

4月1日現在で、1年以上県内に居住している重複重度障がい者等に対し、神奈川県から支給されます。新規手帳取得で65歳以上の方は該当しません。既に療育手帳を取得されている方は該当します。

ア 受給対象者

区 分	要 件	年支給額
重複重度障がい者	身体障害者手帳が1・2級で、かつ知能指数が35以下の方	30,000円
重度障がい者	身体障害者手帳が1・2級の方	17,500円
	知能指数が35以下の方	
	身体障害者手帳が3級で、かつ知能指数が50以下の方	
重度障がい者に準ずる者	身体障害者手帳が3級の方	12,500円
	知能指数が40以下の方	
	身体障害者手帳が4級で、かつ知能指数が50以下の方	

イ 受給者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	受給者数
18年度	1,928
19年度	1,914
20年度	1,730
21年度	1,783
22年度	1,772

(5) 座間市中心身障害者手当

心身障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として、年1回支給しています。

ア 支給基準

身障手帳	療育手帳	判定	年額
—	B 1	中度	11,500円
4～6級	B 2	軽度	10,000円

イ 支給状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	身障手帳		療育手帳			
	4～6級		B 1		B 2	
	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額
18年度	45	450,000	3	34,500	9	90,000
19年度	49	490,000	5	57,500	5	50,000
20年度	55	550,000	4	46,000	5	50,000
21年度	76	760,000	2	23,000	5	50,000
22年度	72	720,000	10	115,000	6	60,000

(6) 重度障害者介護手当

日常生活動作が自立していない在宅の重度障がい者（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2を所持している方及び重度知的障がいと判定された方）を常時介護している方に対して年額100,000円を支給しています。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	受給者数	支給総額
18年度	3	300,000
19年度	3	300,000
20年度	2	200,000
21年度	2	200,000
22年度	3	300,000

(7) 心身障害者扶養共済

心身障がい児者（知的障がい児者又は身体障害者手帳1～3級を所持する方）を扶養している方が加入し掛金を納付した場合、加入者が死亡又は重度の障がい者となったとき心身障がい児者に年金を支給しています。1口加入で月額20,000円、2口加入で月額40,000円支給されます。

4 日常生活の支援

(1) 補装具の交付・修理

身体障がい者の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し補うために用いられる用具の交付及び修理を行っています。

※平成18年10月から補装具費の1割は自己負担となっています。ただし、非課税世帯は自己負担ありません。

ア 身体障がい者補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
18年度	735	19,072,417	3,835,088	22,907,505
19年度	91	7,309,741	334,833	7,644,574
20年度	86	10,168,724	499,962	10,668,686
21年度	72	7,386,706	237,393	7,624,099
22年度	101	14,423,240	578,925	15,002,165

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
18年度	72	2,980,055	180,320	3,160,375
19年度	76	3,205,225	210,820	3,416,045
20年度	67	2,108,215	83,395	2,191,610
21年度	68	2,940,571	162,350	3,102,921
22年度	65	2,745,877	158,457	2,904,334

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
18年度	807	22,052,472	4,015,408	26,067,880
19年度	167	10,514,966	545,653	11,060,619
20年度	153	12,276,939	583,357	12,860,296
21年度	140	10,327,277	399,743	10,727,020
22年度	176	17,169,117	737,382	17,906,499

イ 身体障害者補装具種別件数

単位：件、円

(平成22年度) 障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義 肢	8	4,623,737	242,399	4,866,136
装 具	32	2,462,629	111,230	2,573,859
座位保持装置	0	0	0	0
盲人安全つえ	10	44,153	1,897	46,050
眼 鏡	3	64,773	7,197	71,970
補聴器	19	1,123,049	66,229	1,189,278
車椅子（普通型）	15	2,422,352	4,368	2,426,720
車椅子（手押し型）	4	1,230,159	0	1,230,159
電動車椅子（普通型）	2	856,489	37,200	893,689
歩行器	1	26,460	2,940	29,400
歩行補助つえ	2	16,480	0	16,480
頭部保持具	0	0	0	0
重度障がい者用意思伝達装置	1	535,480	37,200	572,680
合 計	97	13,405,761	510,660	13,916,421

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義 肢	8	423,724	33,358	457,082
装 具	17	308,351	21,402	329,753
座位保持装置	1	31,621	0	31,621
盲人安全つえ	0	0	0	0
眼 鏡	1	10,290	1,143	11,433
補聴器	3	57,051	2,998	60,049
車椅子（普通型）	31	1,530,636	74,172	1,604,808
車椅子（手押し型）	1	47,250	0	47,250
電動車椅子（普通型）	6	369,247	26,527	395,774
歩行器	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0
重度障がい者用意思伝達装置	1	39,900	0	39,900
合 計	69	2,818,070	159,600	2,977,670

ウ 身体障がい児補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
18年度	199	12,041,559	1,386,618	13,428,177
19年度	44	5,071,487	440,412	5,511,899
20年度	41	6,408,665	488,600	6,897,265
21年度	39	6,232,309	469,745	6,702,054
22年度	54	9,258,824	541,931	9,800,755

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
18年度	40	1,062,265	100,172	1,162,437
19年度	32	1,122,568	122,648	1,245,216
20年度	43	1,421,030	106,533	1,527,563
21年度	23	728,637	47,865	776,502
22年度	31	834,650	65,758	900,408

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
18年度	239	13,103,824	1,486,790	14,590,614
19年度	76	6,194,055	563,060	6,757,115
20年度	84	7,829,695	595,133	8,424,828
21年度	62	6,960,946	517,610	7,478,556
22年度	85	10,093,474	607,689	10,701,163

エ 身体障がい児補装具種別件数

単位：件、円

(平成22年度) 障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義 肢	1	54,785	6,088	60,873
下肢装具	15	1,325,836	123,928	1,449,764
靴型装具	4	705,820	50,817	756,637
体幹装具	1	55,990	6,222	62,212
座位保持装置	9	2,471,468	102,119	2,573,587
盲人安全つえ	0	0	0	0
眼 鏡	3	150,300	16,700	167,000
補聴器	2	234,717	26,079	260,796
車椅子（普通型）	8	1,898,051	153,521	2,051,572
車椅子（手押し型）	11	2,738,430	91,589	2,830,019
電動車椅子（普通型、その他）	1	500,913	17,578	518,491
歩行器	3	139,993	15,555	155,548
合 計	58	10,276,303	610,196	10,886,499

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義 肢	0	0	0	0
下肢装具	0	0	0	0
靴型装具	3	76,818	5,710	82,528
体幹装具	0	0	0	0
座位保持装置	4	133,595	6,381	139,976
盲人安全つえ	0	0	0	0
眼 鏡	0	0	0	0
補聴器	9	110,405	12,268	122,673
車椅子（普通型）	7	263,733	24,944	288,677
車椅子（手押し型）	4	177,906	15,312	193,218
電動車椅子（普通型、その他）	0	0	0	0
歩行器	0	0	0	0
合 計	27	762,457	64,615	827,072

(2) 重度身体障がい者（児）日常生活用具給付状況

障がい者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付しています。

※平成18年10月以降は、地域生活支援事業に移行しました。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		身体障がい児		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
18年度	35	2,452,835	8	618,165	43	3,071,000

(3) 重度障がい者住宅設備改良費助成状況

玄関、浴室、便所等の設備の改造工事を行う場合、限度額400,000円以内で費用を助成しています。所得により制限があります。

- ・ 対 象
 - ① 身体障害者手帳1・2級
 - ② 療育手帳A1・A2、知能指数35以下
 - ③ 視覚、下肢、体幹で身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1又は知能指数50以下

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	助成額
18年度	11	2,312,994
19年度	13	3,395,518
20年度	15	3,709,973
21年度	6	2,152,438
22年度	9	2,326,980

(4) 心身障がい者施設通所交通費の助成（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

身体障がい者、知的障がい者の更生施設や授産施設又は神奈川県補助対象となっている地域作業所等に通所している方の交通費を助成しています。

ア 助成の内容

- ・ 交通機関利用の場合
 - ① 3カ月の定期乗車券の額の3分の1を助成（身体・知的障がい者）
 - ② 1カ月の定期乗車券の額を上限とし、運賃に通所日数を乗じた額を助成（精神障がい者）
- ・ 自家用車利用の場合 通所に要するガソリン代（身体・知的障がい者）

（片道）	5km未満	月額	2,000円
	5km～10km	月額	3,000円
	10km以上	月額	5,000円

イ 障がい者施設通所交通費助成状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	助成人数			助成額		
	身 障	知 的	計	身 障	知 的	計
18年度	16	63	79	662,640	2,248,510	2,911,150
19年度	17	68	85	617,220	2,295,040	2,912,260
20年度	15	68	83	551,110	2,435,300	2,986,410
21年度	14	68	82	501,680	2,613,840	3,115,520
22年度	13	78	91	465,650	2,941,553	3,407,203

ウ 精神障がい者施設通所交通費助成状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	助成額
18年度	63	942,250
19年度	72	1,228,380
20年度	89	1,765,920
21年度	96	2,079,840
22年度	130	2,535,800

(5) 手話通訳派遣事業

聴覚障がい者が、通院、教育、保育、就労に際して意思疎通を図る必要が生じた場合、手話通訳者又は要約筆記通訳者を派遣しています。

※平成18年10月以降は障害者自立支援法の施行により、地域生活支援事業に移行しました。

ア 手話通訳派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣人数	金 額
18年度	207	1,119,600

イ 要約筆記通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣人数	金 額
18年度	31	124,000

(6) 居宅介護等事業（ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者の地域生活を支える身体介護や家事等、居宅生活全般にわたる援助及び外出支援の移動介護を行います。

※① 平成18年10月から重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援等が追加され、移動介護は地域生活支援事業の移動支援事業に移行しました。

② 平成18年度より障害者自立支援法へ移行され、身障、知的、精神の三障がいが一元化されました。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		知的障がい者		身体・知的障がい児	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
18年度9月以前	338	10,190,028	278	7,961,834	388	11,882,958

年 度	精神障がい者		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
18年度9月以前	34	238,476	1,038	30,273,296

年 度	件 数	金 額
18年度10月以降	261	7,385,401
19年度	488	14,912,031
20年度	518	16,496,124
21年度	580	19,298,926
22年度	692	29,342,243

(7) 精神障害者ホームヘルプサービス事業

日常生活に支障がある方の家庭等を訪問し、家事援助や病院の付き添いなど日常生活を支援するための福祉サービスです。

※障害者自立支援法により、三障がい一元化となり、平成18年10月からホームヘルプ・ガイドヘルプサービスに統合されました。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	延べ派遣時間
18年度9月以前	34	173.5

(8) 精神保健福祉に関する相談、訪問

単位：件

障がい福祉課調

年 度	面 接	電 話	訪 問
18年度	261	101	112
19年度	305	398	223
20年度	241	547	164
21年度	318	925	361
22年度	400	1,001	419

(9) 生活教室「ひなたぼっこ」

精神障がい者を対象に地域での仲間づくりを通し、自分への気付きや変化を仲間と共有し、それぞれが決めた利用目的を達成する場所です。市民健康センターを中心に創作活動、レクリエーション、調理実習等を行なっています。

単位：回、人

障がい福祉課調

年 度	開催回数	延べ利用者数
18年度	48	373
19年度	48	487
20年度	49	460
21年度	48	427
22年度	43	129

(10) デイサービス事業

身体障がい者、知的障がい者が通所により創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等の便宜の提供を受けるものです。

児童については、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導や訓練を受けるものです。

※平成18年度から障害者自立支援法に移行したため、身障・知的デイサービス事業は平成18年9月まで、10月以降は新体系に移行しました。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		知的障がい者		身体・知的障がい児		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
18年度 9月以前	204	16,773,972	187	17,360,718	615	13,595,932	1,006	47,730,622

※障がい児は年度計。

年 度	件 数	金 額
18年度	615	13,595,932
19年度	1,144	22,705,520
20年度	1,549	30,830,938
21年度	1,335	45,003,170
22年度	1,431	51,184,628

※18年9月以降を含む障がい児の状況。18年度は再掲。

(11) 短期入所事業（ショートステイ）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者の介護を行なう者や保護者の疾病、その他の理由により、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、児童福祉施設等に短期間入所し、適切な支援を行うものです。

※平成18年度より障害者自立支援法へ移行され、身障、知的、精神の三障害が一元化されました。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		知的障がい者		身体・知的障がい児		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
18年度 9月以前	44	2,982,574	86	4,047,359	92	2,158,700	222	9,188,633

年 度	件 数	金 額
18年度10月以降	132	7,645,365
19年度	371	22,263,922
20年度	578	22,956,198
21年度	491	22,187,315
22年度	603	26,694,786

(12) ケアホーム、グループホーム別入所状況

ア ケアホーム

単位：人

障がい福祉課調

施設名称	なかまの家	楓	恵和めぐみ	さざんか	くりのみ	さつき	ひばりの宿	下宿屋	はちみつ	ナウシカ
主たる障がいの区分	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的
18年度	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
19年度	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1
20年度	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1
21年度	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1
22年度	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1

施設名称	ビーネイチャー	すずらん	相模福祉村ケアホームI	秦野精華園今泉地区	ひだまり	厚木精華園	第1ゆりの木	白根ホーム第4	生活ホームみどり	第二椿地蔵
主たる障がいの区分	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的
18年度	-	5	1	1	1	3	-	1	4	1
19年度	1	5	1	1	1	3	1	1	4	1
20年度	1	5	1	1	1	3	1	1	4	1
21年度	1	5	1	1	1	4	1	0	4	1
22年度	0	6	0	1	1	5	1	0	3	1

施設名称	みずき	宮久保	ハイムひまわり	ニューハイムひまわり	菜の花(北海道)	第一原町成年寮(東京)	かつやまの里(福岡)	相模福祉村ケアホームII	白根ホーム第1	秦野精華園伊勢原・鶴巻地区
主たる障がいの区分	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的	知的
18年度	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-
19年度	1	1	2	0	1	1	0	-	-	-
20年度	1	1	2	0	1	1	0	-	-	-
21年度	1	1	0	0	1	1	0	1	1	2
22年度	2	1	0	0	0	1	0	2	1	0

施設名称	富士福祉会 さるびあ	カムイン・ワン	コーポさん ふらわー	ケアホーム いっぽ	じゃんぷ	ヴァルト ハイム 厚木	コモン シティ 萌I	ケアホーム スマイル	ハート ホーム	計
主たる障がいの区分	精神	知的	知的	知的	知的	精神	知的	知的	精神	
18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36
19年度	-	-	-	-	-	1	-	-	-	37
20年度	-	-	-	-	-	1	-	-	-	37
21年度	1	1	1	6	1	1	-	-	-	49
22年度	1	1	1	6	1	1	1	6	1	55

イ グループホーム

単位：人

障がい福祉課調

施設名称	まほろば	秦野大根地区	青空	大空	森の家	ウィズ町田 グループホーム	ポラリス	ジャスト サイズ	みらい伊勢原	計
主たる障がいの区分	知的	知的	知的	知的	精神	知的	精神	知的	精神	
18年度	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
19年度	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
20年度	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
21年度	1	0	1	1	1	-	-	-	-	4
22年度	1	3	1	1	1	1	1	1	1	11

(13) 知的障害者地域生活援助事業（ケアホーム・グループホーム）

地域において共同生活を営む知的障がい者に対し、寄り添う日常生活上の援助を行なっています。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	グループホーム		ケアホーム		計	
	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額
18年度	275	28,303,630	186	17,978,722	461	46,282,352
19年度	32	2,663,904	545	48,095,368	577	50,759,272
20年度	91	4,649,129	896	54,522,520	987	59,171,649
21年度	59	6,559,019	524	68,859,568	583	75,418,587
22年度	66	6,598,105	645	91,466,312	711	98,064,417

(14) 身体障害者訪問入浴サービス事業

原則、満18歳以上満65歳未満の寝たきり等の状態にある重度身体障がい者で、家庭において入浴をさせることが困難な方に訪問入浴サービスを実施しています。

※平成18年10月から、障害者自立支援法の施行により地域生活支援事業に移行しました。

単位：人、回

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	延べ実施回数
18年度	66	327

(15) 障害者地域作業所指導事業

在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に必要な作業訓練、生活指導等を行っています。

ア 障害者地域作業所補助状況

単位：円

障がい福祉課調

年 度	いぶき（昭和58年6月開所）						
	運営費	送 迎 加 算	大規模 障害者 地 域 作業所 指導加算	指導員 研修費	重 度 障害者加 算	計	
18年度	Aランク	10,450,000	-	-	50,000	960,000	11,460,000
19年度	Bランク	9,050,000	-	-	50,000	840,000	9,940,000
20年度	Bランク	9,050,000	-	-	50,000	720,000	9,820,000
21年度	Bランク	9,050,000	-	-	50,000	720,000	9,820,000
22年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

年 度	えのきの里（昭和63年4月開所）						
	運営費	家賃助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計	
18年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	-	50,000	1,080,000	10,400,000
19年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	-	50,000	1,080,000	10,400,000
20年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	-	50,000	1,080,000	10,400,000
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	-	50,000	1,080,000	10,400,000
22年度	Cランク	8,250,000	840,000	-	50,000	1,080,000	10,220,000

年 度	緑の家第2（平成7年4月開所）						
	運営費	家賃 助成	送迎 加算	指導員 研修費	重度障害者 加算	計	
18年度	Cランク	8,250,000	840,000	101,600	50,000	600,000	9,841,600
19年度	Cランク	8,250,000	840,000	140,000	50,000	840,000	10,120,000
20年度	Cランク	8,250,000	840,000	152,000	50,000	600,000	9,892,000
21年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

年 度	さくらんぼ (平成7年4月開所)						
	運営費		家賃助成	送迎加算	指導員研修費	重度障害者加算	計
18年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	142,400	50,000	480,000	9,942,400
19年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	122,000	50,000	600,000	10,042,000
20年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	146,000	50,000	720,000	10,186,000
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	189,000	50,000	720,000	10,229,000
22年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	218,000	50,000	840,000	10,378,000

年 度	緑の家第3 (平成10年4月開所)						
	運営費		家賃助成	送迎加算	指導員研修費	重度障害者加算	計
18年度	Bランク	9,050,000	1,020,000	359,600	50,000	1,320,000	11,799,600
19年度	Bランク	9,050,000	1,020,000	362,000	50,000	1,200,000	11,682,000
20年度	Cランク	8,250,000	840,000	332,000	50,000	1,200,000	10,672,000
21年度	Cランク	8,250,000	840,000	253,000	50,000	840,000	10,233,000
22年度	Cランク	8,250,000	840,000	282,000	50,000	600,000	10,022,000

年 度	かざぐるま (平成16年4月開所)						
	運営費		家賃助成	送迎加算	指導員研修費	重度障害者加算	計
18年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	196,400	50,000	720,000	10,236,400
19年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	176,000	50,000	640,000	10,136,000
20年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	170,000	50,000	600,000	10,090,000
21年度	Cランク	8,250,000	1,020,000	158,000	50,000	600,000	10,078,000
22年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

イ 精神障害者地域作業所補助状況

単位：円

障がい福祉課調

年 度	ウィンディーザマ (平成8年5月開所)						
	運営費		家賃助成	指導員研修費	健康診断料	重度障害者加算	計
18年度	Bランク	9,050,000	1,200,000	40,000	30,000	250,000	10,570,000
19年度	Bランク	9,050,000	1,200,000	40,000	30,000	360,000	10,680,000
20年度	Bランク	9,050,000	1,200,000	40,000	35,000	440,000	10,765,000
21年度	地域活動支援センターⅢ型へ移行						

(16) 地域活動支援センター事業

単位：円

障がい福祉課調

年 度	緑の家（平成7年4月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
21年度	6,000,000	1,500,000	2,512,000	566,000	500,000	11,078,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	530,000	500,000	11,162,000

年 度	ウィンディーザマ（平成8年5月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
21年度	6,000,000	1,500,000	2,371,000	1,500,000	500,000	11,871,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	500,000	500,000	10,944,000

年 度	神奈川ライトハウス（平成21年4月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
21年度	6,000,000	1,500,000	2,418,000	500,000	500,000	10,918,000
22年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	500,000	500,000	11,038,000

年 度	いぶき（昭和58年6月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
22年度	6,000,000	1,500,000	2,585,000	0	500,000	10,585,000

年 度	かざぐるま（平成16年4月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
22年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	0	500,000	10,914,000

※① 地域拠点事業：地域ネットワーク事業、地域交流事業、地域拠点事業

② フレキシブル事業：専門職員事業、制度のはざま対応事業、重度障害者対応事業、インターンシップ等事業、自立訓練事業、一時利用事業、時間延長事業

(17) 理髪・美容利用の助成事業

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2を所持している方が、65歳未満で障がいによる寝たきりの状態にあり、理髪・美容店に行けない方、又は障がい者が属する世帯全員の前年度分の市・県民税が非課税世帯の方に費用の一部を助成します。

ア 申請者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
18年度	9	80	89
19年度	10	65	75
20年度	7	59	66
21年度	6	78	84
22年度	6	64	70

イ 利用枚数

単位：枚

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
18年度	38	350	388
19年度	27	259	286
20年度	22	281	303
21年度	21	294	315
22年度	20	234	254

ウ 利用金額

単位：円

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
18年度	216,600	700,000	916,600
19年度	153,900	518,000	671,900
20年度	125,400	562,000	687,400
21年度	119,700	588,000	707,700
22年度	114,000	468,000	582,000

※出張券1枚＝5,700円、助成券1枚2,000円

(18) 障がい児者レスパイトサービス

障がい児者の保護者又は介護者が、病気、家族の看護、冠婚葬祭、介護者の休養等により介護が困難になった場合に、専門員が一時的に介護をしています。

※障害者自立支援法の施行により、平成18年度10月から地域生活支援事業に日中一時支援事業として移行しました。

- ア 対象 ① 身体障がい者（18歳以上65歳未満）
 ② 身体障がい者（65歳以上、緊急の場合のみ）
 ③ 身体障がい児（就学児以上18歳未満）
 ④ 知的障がい者（就学児以上65歳未満）

イ 場所 対象者①：アガペサポートセンター（午前9時から午後8時まで）
 対象者②～④：総合福祉センター（午前9時から午後8時まで）

ウ 利用状況

単位：円

障がい福祉課調

年 度	利用者延べ人数	利用延べ時間
18年度	762	3,415.0

5 移動手段の確保

(1) 身体障がい者自動車運転訓練費用の助成

身体障がい者が運転免許を取得するために、自動車教習所等において技能検定に合格するまでに要した費用の2/3以内の額で100,000円を限度に助成しています。

※障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から地域生活支援事業に移行しました。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
18年度	1	100,000

(2) 身体障がい者用自動車改造費用の助成

身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用について、100,000円を限度に助成しています。所得により制限があります。

※障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から地域生活支援事業に移行しました。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
18年度	1	12,600

(3) 福祉タクシー利用助成

タクシー利用券を、1カ月につき500円券1枚、100円券5枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

※自動車燃料助成、バスカード支給と重複してサービスを受けることはできません。

ア 対象者 視覚・肢体1・2級、内部機能障害者1級、療育手帳A1・A2、特定疾患
 り患者、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）と自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	利用枚数	金 額
18年度	747	32,369	16,184,500
19年度	818	34,968	17,484,000
20年度	1,056	40,618	20,309,000
21年度	1,094	44,009	22,004,500
22年度	1,262	62,361	10,801,700

(4) 自動車燃料の助成

1回の給油につき1枚1,000円の燃料助成券を月1枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

※福祉タクシー利用助成、バスカード支給と重複してサービスを受けることはできません。

ア 対象者 視覚・肢体1・2級、内部機能障害者1級、療育手帳A1・A2、特定疾患
り患者、精神障害者保健福祉手帳（1級）と自立支援医療受給者証（精神通
院）をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	利用枚数	金 額
18年度	641	12,848	12,848,000
19年度	654	13,761	13,761,000
20年度	742	15,024	15,024,000
21年度	769	16,621	16,621,000
22年度	775	8,909	8,909,000

(5) バス回数券の支給

在宅精神障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を支援するため、バスを利用できる回数券（1カ月につき10円券110枚つづりを1冊）を支給します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、手帳の有効期限が年度内にある場合、有効期限まで支給します。

※平成19年9月28日でパスネットカードの支給を廃止。

ア 対象者 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）と自立支援医療受給者証（精神通院）
をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者実数	支給枚数	金 額
18年度	401	7,070	7,070,000
19年度	442	8,916	8,916,000
20年度	379	5,800	5,800,000
21年度	387	6,214	6,214,000
22年度	354	3,000	3,000,000

6 税金の控除・減免

(1) 所得税及び市県民税の控除

所得税及び市県民税額の計算の基礎となる所得から、障がい程度や扶養の状況（障がい者本人、配偶者、扶養親族等）に応じて一定額が控除されます。

(2) 相続税の控除

障がいの程度により、相続税額から一定額が控除されます。

(3) 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免

障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方が、常時、障がい者のために自動車を使用する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されます。障がいの程度や部位により該当しない場合があります。

7 交通機関等の割引

(1) JR運賃等の割引

乗車券購入の際に窓口で手帳を提示することで運賃等が割引されます。

- ・第1種障害者：介護者とともに50%の割引（単独の場合は片道101kmを越える区間）
- ・第2種障害者…本人のみ片道101kmを越える区間50%の割引

※① 小児定期乗車券、急行回数券及び特急券については適用されません。

- ② 一部私鉄でも割引が受けられますので、乗車券購入の際、窓口にお問い合わせください。

(2) 航空旅客運賃の割引

障がいの程度、部位により、国内線各社定期航空路線の運賃が割引されます。航空券購入の際に窓口で手帳を提示してください。満12歳以上の方のみ適用となります。

- ・第1種障害者：単独又は介護者とともに搭乗する場合、本人及び介護者1人につき、片道最大37%の割引

- ・第2種障害者：本人のみ片道最大37%の割引

(3) バス運賃の割引

- ・第1種障害者：本人及び介護者1人につき乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%の割引
 - ・第2種障害者…本人のみ乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%割引
- ※① 定期乗車券購入の際は、福祉事務所長発行の割引証が必要になります。
- ② 一部バス会社には適用されない場合があります。

(4) 有料道路通行料金の割引

障害者手帳を提示することにより、日本道路公団等の有料道路通行料金が50%割引されます。

- ・第1種又は第2種の障がい者が自ら運転する場合
- ・第1種の障がい者を同乗させて、その家族が運転する場合

8 公共料金等の減免

(1) NHK放送受信料の減免

- ・全額免除対象：身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者が属する市県民税非課税世帯
 - ・半額免除対象：世帯主と契約者が同一で視覚・聴覚障がいの方、肢体不自由1・2級の方
- ※福祉事務所交付の申請書兼証明書が必要になります。

(2) 水道料金の減免

身体障害者手帳1～3級又は療育手帳を所持している方のいる世帯を対象に一般用基本料金が減免されます。所得制限があります。

(3) 公共下水道使用料の減免

身体障害者手帳1～3級又は療育手帳を所持している方のいる世帯を対象に使用料の減免をしています。

- ・世帯主が障害者の場合：使用料の75%以内の減免
- ・家族が障がい者の場合：使用料の50%以内の減免

(4) し尿収集手数料の減免

身体障害者手帳または療育手帳を所持している世帯を対象に手数料の減免をしています。

(5) 粗大ゴミ収集手数料の減免

身体障害者手帳又は療育手帳を所持している世帯を対象に手数料の減免をしています。

9 スポーツ・レクリエーション活動の支援

(1) 神奈川県障害者スポーツ大会

神奈川県・神奈川県障害者社会参加推進センターの主催により開催されるスポーツ大会への参加を支援しています。

(2) 神奈川県ゆうあいピック大会

神奈川県内の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会への参加を支援しています。

(3) 全国障害者スポーツ大会

知的障がい者、身体障がい者のスポーツの一層の発展を図るとともに、社会の理解と認識を深め、知的障がい者、身体障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催されています。

(4) 座間・海老名二市合同身体障害者運動会

両市の身体障がい者団体の主催により、社会参加の促進、親睦、交流を目的に毎年開催されています。運営、参加について支援しています。

(5) 障害者スポーツ教室

障がい者のスポーツやレクリエーション活動への参加は、心身の健康を増進するだけでなく、障がい者の生活を豊かにし、スポーツの場で交流や触れ合いを通じて障がい者の社会参加を推進するものであり、毎月市民体育館で開催しています。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	参加延べ人数
18年度	552
19年度	575
20年度	570
21年度	490
22年度	540

10 障害福祉相談員活動

福祉相談員は、県知事の委嘱を受け、障がい者のいる家庭への訪問活動や日常生活の身近な相談相手として、7人が活動しています。

1.1 その他の障がい福祉サービス

(1) 介護給付

ア 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、主に生活能力向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
18年度	251	20,484,014
19年度	720	55,790,416
20年度	1,118	144,021,124
21年度	1,678	256,745,683
22年度	1,923	312,372,384

イ 施設入所支援

地域生活が困難な障害者を対象とした主に夜間に提供している介護サービスです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
18年度	5	229,671
19年度	18	761,375
20年度	489	36,478,822
21年度	506	54,863,471
22年度	648	69,063,732

(2) 訓練等給付

ア 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練等を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
18年度	3	368,833
19年度	33	3,904,257
20年度	67	8,020,101
21年度	82	8,728,103
22年度	65	7,135,595

イ 就労移行支援

就労希望者を対象とし、有期のプログラムにより、職場実習等の訓練を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
18年度	11	1,300,594
19年度	119	13,654,674
20年度	198	28,814,534
21年度	288	40,151,651
22年度	402	57,147,643

ウ 就労継続支援B型

就労が困難な障がい者を対象とし、雇用契約を結ばず、継続的に生産活動に係る必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
18年度	42	3,453,652
19年度	205	15,350,878
20年度	300	25,438,520
21年度	443	36,745,151
22年度	762	66,405,486

1.2 地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施しています。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より開始した事業です。

(1) 相談支援事業

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を、障がい福祉課及び委託相談支援事業所で行っています。

ア 委託相談支援事業所による相談件数及び委託料

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	相談件数	委託料
18年度	98	2,200,800
19年度	233	2,500,000
20年度	247	3,000,000
21年度	333	3,000,000
22年度	362	4,500,000

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため情報の取得が困難な方のために、手話通訳・要約筆記者の派遣、点訳・音訳・音声コードによる公文書の発行、手話奉仕員養成講習会の開催等を行っています。

ア 手話通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣人数	金 額
18年度	330	1,906,000
19年度	489	2,559,040
20年度	539	2,908,340
21年度	495	2,679,240
22年度	484	2,583,200

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

イ 要約筆記通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣人数	金 額
18年度	32	146,000
19年度	38	176,000
20年度	55	220,790
21年度	37	174,000
22年度	35	50,000

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付しています。

ア 重度身体障害者（児）日常生活用具給付の状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		身体障がい児		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
18年度	48	1,349,996	15	268,458	63	1,618,454
19年度	1,409	15,189,684	255	2,907,674	1,664	18,097,358
20年度	1,507	15,570,221	209	2,102,140	1,716	17,672,361
21年度	1,355	15,502,568	205	2,247,245	1,560	17,749,813
22年度	1,985	20,161,172	251	3,095,357	2,236	23,256,529

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

イ 身体障がい者日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(平成22年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
特殊寝台	2	308,000	0	308,000
入浴補助用具	3	191,477	0	191,477
電気式たん吸引器	7	348,594	14,676	363,270
聴覚障がい者用屋内信号装置	1	31,500	0	31,500
視覚障がい者用拡大読書器	7	1,232,100	114,900	1,347,000
視覚障がい者用ポータブル再生専用機	1	35,000	0	35,000
盲人用時計（音声）	2	22,750	1,050	23,800
居宅生活動作補助用具	0	0	0	0
特殊マット	0	0	0	0
歩行支援用具	0	0	0	0
ネブライザー	0	0	0	0
点字図書	1	3,200	800	4,000
ストマ用装具	3,488	14,960,751	945,160	15,905,911
紙おむつ	360	2,035,039	32,646	2,067,685
点字ディスプレイ	0	0	0	0
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	1	76,500	8,500	85,000
火災警報器	8	92,686	7,234	99,920
人工咽喉・電動式	4	252,360	28,040	280,400
歩行補助つえ	5	128,685	615	129,300
特殊便器	0	0	0	0
携帯用会話補助装置	0	0	0	0
歩行時間延長信号用小型送信機	0	0	0	0
バリアフリー情報通信ソフト	1	67,500	7,500	75,000
動脈血中酸素飽和度測定器	3	120,120	10,080	130,200
頭部保護帽	1	36,750	0	36,750
盲人用音声式体温計	1	8,100	900	9,000
盲人用音声式体重計	1	16,200	1,800	18,000
酸素ボンベ運搬車	1	15,120	1,680	16,800
聴覚障がい者通信装置	1	61,425	6,825	68,250
聴覚障害者情報受信装置	2	117,315	0	117,315
計	3,901	20,161,172	1,182,406	21,343,578

ウ 身体障がい児日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(平成22年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
入浴補助用具	2	171,000	9,000	180,000
頭部保護帽	7	119,293	8,087	127,380
紙おむつ	472	2,380,768	196,256	2,577,024
火災警報器	0	0	0	0
動脈血中酸素飽和度測定器	1	64,071	7,119	71,190
視覚障がい者用ポータブル再生専用機	1	76,500	8,500	85,000
視覚障がい者用拡大読書器	1	178,200	19,800	198,000
聴覚障がい者通信装置	1	29,250	3,250	32,500
ネブライザー	1	25,515	2,835	28,350
電気式たん吸引器	1	50,760	5,640	56,400
計	487	3,095,357	260,487	3,355,844

(4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出するときの移動の介護を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
18年度	502	11,198,220
19年度	1,231	25,635,269
20年度	1,033	26,900,338
21年度	977	26,626,965
22年度	985	27,810,114

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

(5) 訪問入浴サービス事業

原則、満18歳以上満65歳未満の寝たきり等の状態にある重度身体障がいにある方で、家庭において入浴をさせることが困難な方に訪問入浴サービスを実施しています。

単位：人、回、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	延べ実施回数	金 額
18年度	34	201	2,395,892
19年度	67	361	4,772,054
20年度	75	345	4,576,092
21年度	64	291	3,890,057
22年度	74	408	5,514,810

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

(6) 更生訓練費・施設入所者就労支度金給付事業

就労移行支援事業、自立訓練事業等の利用者で、更生訓練を受けている人に更生訓練費を、又は就職等により自立する人に就職支度金を支給しています。

単位：円

障がい福祉課調

年 度	更生訓練費	就職支度金	計
18年度	129,150	0	129,150
19年度	105,550	0	105,550
20年度	60,400	0	60,400
21年度	37,800	0	37,800
22年度	103,950	0	103,950

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

(7) 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、その家族等の就労支援及び一時的な負担軽減を図っています。

ア 対 象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で、原則、就学児以上65歳未満の方

※事業所ごとに対象は異なります。

イ 場 所 委託事業所：アガペサポートセンター、緑の家

指定登録事業所：赤い屋根、虹の家、たんぼぼの家、愛の森学園、七沢学園、星谷学園

単位：人、時間、円

障がい福祉課調

年 度	実施箇所数	利用者延べ人数	利用延べ時間	金 額
18年度	4	1,044	4,406	7,913,470
19年度	7	3,226	14,283	25,354,332
20年度	8	4,210	19,040	34,695,341
21年度	8	4,533	21,697	40,579,194
22年度	9	4,688	22,261	42,380,136

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

(8) 自動車運転免許取得・自動車改造事業

ア 自動車運転訓練費用の助成

身体障がいのある方が、運転免許を取得するために自動車教習所等において技能検定に合格するまでに要した費用の2/3以内の額で100,000円を限度として助成しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
18年度	1	100,000
19年度	2	197,600
20年度	1	100,000
21年度	0	0
22年度	1	100,000

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

イ 自動車改造費用の助成

身体障がいのある方が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を、100,000円を限度に助成しています。所得により制限があります。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
18年度	1	12,600
19年度	1	91,000
20年度	1	100,000
21年度	4	400,000
22年度	3	250,000

※平成18年度は、平成18年10月から平成19年3月までの実績です。

13 施設

障がいの部位や程度に応じた、日常生活動作や作業的な訓練を目的とした入所又は通所で施設訓練等支援を活用しています。

(1) 身体障がい者施設

※平成18年10月から障害者自立支援法に移行。

ア 身体障がい者施設入所、通所状況

単位：人

(各年4月1日現在) 障がい福祉課調

施設区分	居住系				計
	施設入所				
サービス	公	私	公	私	計
設置主体	公	私	公	私	
施設名	さがみ緑風園	町田荘 (東京)	七沢第二 更生ホーム	アガペ壺番館	
年					
18年	1	-	2	17	20
19年	1	-	2	18	21
20年	1	-	2	18	21
21年	1	-	0	15	16
22年	1	3	1	15	20

施設区分	日中活動系					計
	生活介護	就労移行		就労継続B型		
サービス	私	私	私	私	私	計
設置主体	私	私	私	私	私	
施設名	アガペ 壺番館	アガペ第 1作業所	アガペ第 2作業所	アガペ第 1作業所	アガペ第 2作業所	
年						
18年	-	-	-	-	-	-
19年	-	-	-	-	-	-
20年	42	3	-	3	12	60
21年	15	2	1	5	7	30
22年	42	2	2	6	7	59

施設区分	旧法			計
	入所授産	通所更生	通所授産	
サービス	私	公	私	計
設置主体	私	公	私	
施設名	町田荘 (東京)	七沢第一 更生ホーム	アガペ 第1作業所	
年				
18年	1	1	5	7
19年	1	0	5	6
20年	1	0	-	1
21年	1	0	-	1
22年	新法へ移行			

イ 身体障がい者施設訓練等支援費

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所延べ人数	通所延べ人数	延べ人数計	金 額
18年度	269	95	364	85,079,143
19年度	249	97	346	84,365,692
20年度	33	5	38	9,824,432
21年度	12	0	12	2,545,291
22年度	24	0	24	4,862,386

※平成18年10月以降は旧法の数値。

ウ 身体障がい者更生訓練費及び就職支度費

※平成18年10月から地域生活支援事業（更生訓練費）、施設入所者就労支度金給付事業に移行。

単位：円

障がい福祉課調

年 度	更生訓練費	就職支度費	計
18年度	127,600	0	127,600

エ 進行性筋萎縮症者措置費

進行性筋萎縮症にり患している身体障がい者に対し、療養に合わせて必要な訓練等を国立療養所箱根病院等に委託しています。

※平成18年10月から療養介護給、療養介護医療費に移行。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所者数	金 額
18年度	3	6,391,930

オ 療養介護給付費、療養介護医療費

※平成18年10月から。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所者数	金 額
18年度	3	3,146,305
19年度	3	10,874,994
20年度	3	10,477,429
21年度	2	7,861,839
22年度	2	6,068,833

(2) 知的障がい者施設

※平成18年10月から障害者自立支援法に移行。

ア 知的障がい者施設利用状況

単位：人

(各年4月1日現在) 障がい福祉課調

施設区分	居住系						計
サービス	施設入所						
設置主体	公	公	公	公	公	私	
施設名 年	国立 のぞみの園 (群馬)	中井 やまゆり園	秦野 精華園	愛名 やまゆり園	厚木 精華園	偕恵学園	
18年	0	2	3	3	3	1	12
19年	1	2	3	4	4	1	15
20年	1	2	4	3	3	1	14
21年	1	1	2	4	4	1	13
22年	1	1	4	4	0	1	11

施設区分	日中活動系						
サービス	生活介護						
設置主体	私	私	私	私	私	私	私
施設名 年	素心学院	さつき 地域活動 工房	やまびこ 工房	グリーン ハウス	やすらぎ	ふるーる	パステル ファーム
18年	1	1	0	7	-	-	1
19年	1	2	0	6	-	-	0
20年	1	1	1	1	3	1	1
21年	1	2	2	1	3	2	1
22年	1	2	2	1	4	2	3

施設区分	日中活動系							
サービス	生活介護					自立訓練（生活訓練）		
設置主体	公	私	私	私	私	私	私	私
施設名 年	厚木精 華園	ふきの とう舎	しらね の里・ げんき	あしび	緑の家	ワーク ステー ション PWL	フレ ンド	ヴァ ルト ハイ ム厚 木
18年	-	-	1	-	-	-	-	-
19年	-	-	1	-	-	-	-	-
20年	1	1	1	1	10	-	1	-
21年	4	1	1	1	11	-	1	-
22年	4	1	1	1	12	1	0	1

施設区分	日中活動系						
サービス	就労移行						
設置主体	私	私	私	私	私	私	私
施設名 年	フレンド	グリーン ハウス	シンフォ ニー	SUN	ふきの とう舎	ゆめ ひろば	SELP ビナ
18年	5	7	1	-	-	-	-
19年	2	6	1	-	-	-	-
20年	4	2	1	1	1	-	-
21年	4	2	1	2	1	-	-
22年	5	0	2	1	0	3	4

施設区分	日中活動系					
サービス	就労継続B型					
設置主体	私	私	私	私	私	公
施設名 年	ぽこ・ あ・ぽこ	ほのぼの	いぶき	さくらんぼ	緑の家	秦野精華園
18年	-	-	-	-	-	-
19年	-	-	-	-	-	-
20年	1	1	-	-	3	-
21年	1	2	-	-	3	1
22年	1	0	11	9	7	1

施設区分	日中活動系					
サービス	就労継続B型					計
設置主体	私	私	私	私	私	
施設名 年	ゆめひろば	鮎の風	レアリゼ つづき	いずみの郷	グローリー	
18年	-	-	-	-	-	24
19年	-	-	-	-	-	19
20年	-	-	-	-	-	37
21年	-	1	1	-	-	50
22年	3	1	1	6	4	95

施設区分	旧 法							
サービス	入所更生							
設置主体	私	私	私	私	私	私	私	公
施設名 年	清川 ホーム	藤野 さつき 学園	富士見 の里	永耕園	たんぼぼ の家	虹の家	リバルテ	津久井 やまゆり園
18年	2	1	1	1	2	2	1	2
19年	2	2	1	1	4	1	1	2
20年	2	2	1	1	3	2	1	2
21年	2	0	1	1	2	2	1	0
22年	0	0	0	1	2	2	1	0

施設区分	旧 法							
サービス	入所更生							
設置主体	私	私	私	私	私	私	私	私
施設名 年	くず葉 学園	悠トピア	すぎな会 愛育寮	野百合園	紅梅学園	愛の森 学園	福田の里	みどり園
18年	1	1	2	1	4	1	4	4
19年	1	1	2	1	4	1	5	4
20年	1	1	2	1	4	1	4	4
21年	1	1	2	1	4	1	4	4
22年	1	1	2	0	4	0	0	0

施設区分	旧 法								
サービス	入所更生					入所授産	通勤寮		計
設置主体	私	私	私	私	私	私	私	私	
施設名 年	星谷学 園	綾瀬 ホーム	社台 やわらぎ園 (北海道)	野菊寮 (静岡)	京都 (みやこ) 学園 (福岡)	カビー ナ 貴志園	キャンパス 秦野	若狭 事業所 (福井)	
18年	2	3	1	1	0	1	1	1	40
19年	2	3	1	1	1	1	1	1	44
20年	2	3	1	1	1	1	1	1	43
21年	0	0	1	0	1	1	2	0	32
22年	0	0	0	0	1	0	0	0	15

施設区分	旧 法							
サービス	通所更生							
設置主体	私	私	私	私	私	私	私	私
施設名 年	くりのみ園	入道雲 分場	虹の家	福田の里 分場	綾瀬 ホーム	京都 (みやこ) 学園(福 岡)	デー センター 永耕	たんぽぽ
18年	0	1	1	1	3	1	-	-
19年	1	1	0	1	3	0	-	-
20年	1	1	1	1	3	0	-	-
21年	1	0	1	0	0	0	1	1
22年	1	0	1	0	0	0	1	0

施設区分	旧 法								
サービス	通所授産								計
設置主体	私	私	私	私	私	私	私	私	
施設名 年	工房 絵	ハートピア 湘南	紅梅園	菜の花	ふきの とう舎	SELP ビナ	コペルタ 貴志園	ステップ (北海道)	
18年	0	1	1	1	3	6	2	1	22
19年	1	1	1	1	3	6	3	1	23
20年	1	1	1	2	1	6	3	1	23
21年	1	0	1	0	0	6	3	0	15
22年	0	0	1	0	0	0	0	0	4

イ 知的障がい者施設訓練等支援費

※① 平成18年10月以降は、旧法のみの数値。

② 更生通所・座間市立もくせい園分は除く。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入 所		通 所		計	
	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額	延べ人数	金 額
18年度	724	137,720,963	580	62,932,393	1,304	200,653,356
19年度	691	139,754,971	687	74,886,059	1,378	214,641,030
20年度	532	119,203,259	241	34,747,077	773	153,950,336
21年度	416	102,780,311	236	30,093,503	652	132,873,814
22年度	287	70,580,483	174	23,807,012	461	94,387,495

ウ 知的障がい者措置医療費

※障害者自立支援法施行により、平成18年4月から廃止。平成18年度の数字は、4月以前の診療分。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	社 保		国 保		計	
	述べ件数	金 額	述べ件数	金 額	述べ件数	金 額
18年度	35	115,343	142	472,025	177	587,368

エ 障害者自立支援給付費等

※平成18年10月以降、新法移行後の費用額。障害者自立支援法による三障がい一元化の数値。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	居住系		日中活動系					
	施設入所		生活介護		自立訓練(機能)		自立訓練(生活)	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
18年度	5	229,671	251	20,484,014	-	-	3	368,833
19年度	12	417,213	372	27,612,219	-	-	13	1,505,488
20年度	489	36,478,822	1,118	144,021,124	21	1,797,670	67	8,020,101
21年度	506	54,863,471	1,678	256,745,683	12	1,446,484	82	8,728,103
22年度	648	69,063,732	1,923	312,372,384	5	478,356	65	7,135,595

年 度	日中活動系							
	就労移行		就労移行(養成)		就労継続A型		就労継続B型	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
18年度	11	1,300,594	-	-	-	-	42	3,453,652
19年度	65	7,308,711	6	203,058	-	-	102	7,052,480
20年度	198	28,814,534	0	0	17	982,400	300	25,438,520
21年度	288	40,151,651	0	0	13	1,218,412	443	36,745,151
22年度	402	57,147,643	0	0	49	4,351,028	762	66,405,486

14 通園センター（サン・ホープ）、サニーキッズ、もくせい園

(1) 児童デイサービス「サニーキッズ」～乳幼児発達支援事業及び児童デイサービス事業

所在地 座間市緑ヶ丘1-2-1（座間市立総合福祉センター内）

電話 046（252）7176

利用児が心身ともに豊かな生活を送れるよう、発達における相談を多角的視点から支援し、日常生活における基本的習慣の習得と社会性の発達を促すことを目的として実施しています。

※① 平成20年度、「サン・ホープ」から「サニーキッズ」に名称変更。

② 平成20年度から、業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

単位：人

障がい福祉課調

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
通園児数		162	154	160	122	89
年齢別	2歳児以内	47	31	61	52	17
	3歳児	42	29	30	23	17
	4歳児	15	18	13	14	15
	5歳児	18	37	19	5	20
	小学生	40	39	37	28	20
障がい別	知的障がい	28	45	36	26	32
	肢体不自由	8	14	16	8	13
	重症心身	1	1	2	6	6
	その他	125	94	106	82	51
交流保育参加数		93	45	46	37	46
退園児の 処遇	保育園	6	11	10	6	2
	幼稚園	25	9	17	22	12
	小学校普通学級	2	8	8	3	6
	小学校特別支援学級	2	7	8	0	9
	養護学校小学部	2	2	2	4	5
	聾学校（小）	1	0	0	0	0
	盲学校（小）	0	1	0	0	0
	中学校特別支援学級	0	0	2	0	2
	養護学校中学部	0	0	0	0	3
	その他	36	39	15	13	16

※① 人数は年度途中の入退所児を含めたもの。

② 「交流保育」とは市内の保育園との定期交流。

(2) 知的障がい者更生施設（通所）「もくせい園」～知的障がい者更生訓練事業

所在地 座間市栗原中央6-7-27

電話 046(253)0804

FAX 046(254)7717

18歳以上の知的障がい者の社会参加について、生活の支援、スポーツ・レクリエーション、作業を通して支援しています。

※① 平成19年度に業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

② 平成20年度から指定管理に移行。社会福祉法人日本キリスト教奉仕団を指定管理者に指定。

単位：人

障がい福祉課調

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
通所者数		27	28	30	30	13
年齢別	18～20歳	2	3	3	2	0
	21～30歳	9	9	11	11	3
	31～40歳	16	13	12	12	3
	41歳以上	0	3	4	5	7
退園後の 処遇	地域作業所	0	0	0	0	0
	他施設	0	0	0	0	0
	その他	0	0	1	0	0

※人数は年度途中の入退所を含めたもの。

(3) 通園センター（サン・ホープ）、サニーキッズ及びもくせい園の各事業の運営費

単位：円

障がい福祉課調

年 度	通園センター施設管理 経費	心身障害児 通園事業費	もくせい園 施設管理経 費	知的障害者 指導訓練事 業費	もくせい園 管理運営事 業費	計
18年度	8,301,808	23,462,068	15,624,736	15,156,051	-	62,544,663
19年度	8,688,081	24,552,172	15,287,365	34,653,163	-	83,180,781
20年度	8,345,379	42,085,764	-	-	29,644,515	80,075,658
21年度	7,239,070	54,603,953	-	-	25,955,390	87,798,413
22年度	8,298,348	56,466,156	-	-	26,042,424	90,806,928

15 リハビリテーション個別相談事業

知的・身体障がい（児）者の日常生活における発達上の問題に対して、専門職の立場から、援助、助言、関係機関への情報提供を行っています。

(1) 理学療法相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	機能維持	住環境整備	日常生活用具	計
18年度	71	1	3	75
19年度	69	2	0	71
20年度	37	0	0	37
21年度	20	0	0	20
22年度	90	4	0	94

(2) 作業療法相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	機能維持	その他	計
18年度	8	0	8
19年度	6	0	6
20年度	2	0	2
21年度	33	0	33
22年度	59	0	59

(3) 言語相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	失語症	構音	高次脳障がい	コミュニケーション	言語発達	吃音	その他	計
18年度	7	9	4	2	2	0	2	26
19年度	8	0	0	1	0	0	1	10
20年度	11	0	0	0	1	0	2	14
21年度	3	0	0	0	1	2	2	8
22年度	2	1	0	0	1	0	4	8

(4) 心理相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	集団不適応	子供の発達相談	子供への対応	その他	計
18年度	0	14	13	4	31
19年度	9	34	6	1	50
20年度	2	12	31	0	45
21年度	3	17	1	5	26
22年度	0	0	4	1	5

VI 児童の福祉

1 保育所

(1) 保育所の概要

保育所は、児童福祉法第39条に「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」とされています。

本市には、公私立計18施設があります。また、平成22年4月1日現在で、管内保育所に1,265人、管外保育所に61人、合計1,326人の座間市の乳幼児が入所しています。

ア 保育に欠ける状況

- ・ 家庭外労働：居宅外で労働することを常態としている
- ・ 家庭内労働：居宅内で労働することを常態としている
- ・ 妊娠・出産：出産前後（産前6週間、産後8週間）
- ・ 疾病・障害：病気又は身体若しくは精神に障がいがある
- ・ 病人の看護：長期にわたる病人を看護する
- ・ 障害の看護：長期にわたる障がい者を看護する
- ・ 家庭の災害：火災・風水害等の復旧に当たる
- ・ その他：学生、上記に類する状況等

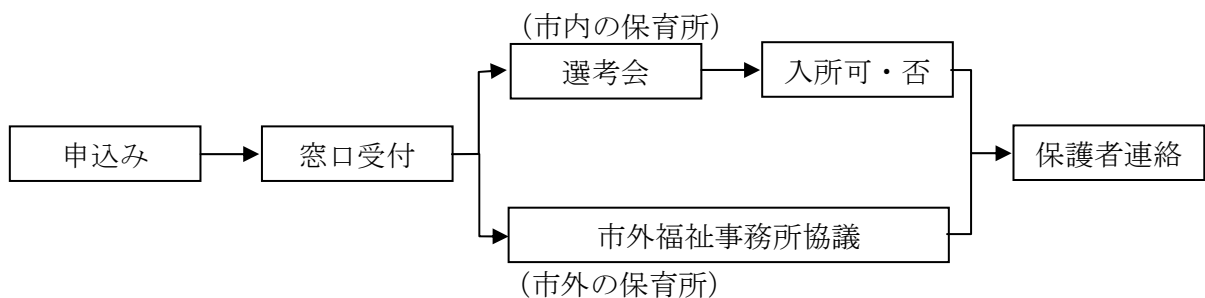
イ 入所申込に必要な書類

- ・ 保育所入所申込書
- ・ 申込補助票
- ・ 添付書類：就労証明書、母子手帳の写し、診断書等
- ・ 前年分所得税を証明する物
- ・ 前年度の住民税を証明する物

ウ 入所の申込手続き

随時受付。市外の保育所希望も受け付けます。

- ・ 入所は申込順ではなく、保育に欠ける程度の高い方から順次決定しています。ただし、希望する保育所が定員に達したときなどは、入所できません。
- ・ 選考会は毎月20日頃に実施しています。
- ・ 保護者負担金は所得税額等により決定します。



エ 入所の期間

入所の期間は小学校就学前までですが、保育に欠ける理由により異なります。また、6カ月単位（上期：4～9月、下期：10～3月）で要件の確認をしています。

オ 保育時間

原則として、日曜日、祝祭日、年末年始は休園です。

- ・ 通常保育時間 午前8時30分～午後4時
- ・ 長時間保育時間 公立：午前7時30分～午後7時（施設長協議）
午後6時30分以降30分延長保育あり
私立：午前7時00分～午後7時（施設長協議）
午後6時以降おおむね1時間延長保育あり（園により異なる）

カ ならし保育

保育所に早く慣れていただくために、児童の様子を見ながら無理なく集団生活をしていくよう、初めての入所時に短い保育時間から段階的に延長していく保育です。

キ 乳幼児の受入年齢

- ・ 公立：生後満3カ月以上
- ・ 私立：生後8週間以上

ク 市内保育所一覧

（平成23年3月31日現在）保育課調

区分	保育園名称	所在地	認可年月	認可定員 (人)
市立	栗原	栗原中央6-5-28	昭和40年4月	100
	相模が丘東	相模が丘5-12-36	昭和41年4月	60
	ちぐさ	四ツ谷835	昭和42年4月	60
	緑ヶ丘	緑ヶ丘6-3-16	昭和44年4月	60
	東原	東原4-12-18	昭和45年4月	80
	相武台	相武台3-4770-4	昭和47年4月	83
	ひばりが丘	ひばりが丘2-58-1	昭和49年4月	75
	小松原	小松原1-29-8	昭和52年4月	80
	相模が丘西	相模が丘2-43-41	昭和54年4月	120
私立	わかば	座間1-3281	昭和25年4月	60
	座間	入谷5-1803-3	昭和24年4月	60
	やなせ	入谷4-2629-16	昭和45年4月	90
	座間子ども家	さがみ野1-8-25	昭和47年4月	100
	あゆみ	緑ヶ丘4-16-16	昭和52年4月	60
	いその	緑ヶ丘1-26-6	昭和55年4月	60
	広野台	広野台1-32-3	昭和56年4月	60
	栗の実	東原1-6-30	昭和56年4月	60
	座間すこやか	入谷4-2765-19	平成15年4月	50

※やなせ保育園の認可定員は、平成23年4月1日の数値。

(2) 市内保育所の入所状況

単位：人、%

保育課調

年 度	公 立			私 立			計		
	延べ入所定員数	延べ入所児童数	入所率	延べ入所定員数	延べ入所児童数	入所率	延べ入所定員数	延べ入所児童数	入所率
18年度	8,616	7,844	91.0	6,720	7,508	111.7	15,336	15,352	100.1
19年度	8,616	7,858	91.2	6,720	7,496	111.5	15,336	15,354	100.1
20年度	8,616	8,270	96.0	6,720	8,069	120.1	15,336	16,339	106.5
21年度	8,616	8,247	95.7	6,720	8,226	122.4	15,336	16,473	107.4
22年度	8,616	8,169	94.8	6,840	8,214	120.1	15,456	16,383	106.0

(3) 保育所入所要件基準別児童数

単位：人、%

(平成22年4月1日現在) 保育課調

区 分	入所数	構成比
居宅外労働	1,198	90.35
居宅内労働	63	4.75
就 学	5	0.38
病気、障がい	29	2.19
病人介護	12	0.90
特 例	19	1.43
計	1,326	-

(4) 管外委託者・管外受託者延べ人数

単位：人

保育課調

年 度	管外委託数			管外受託数		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
18年度	166	430	596	259	509	768
19年度	208	369	577	215	527	742
20年度	262	508	770	212	468	680
21年度	192	670	862	189	524	713
22年度	201	587	788	201	481	682

(5) 市内保育所事業費の推移（入所児童・管外受託（公立）児童含む）

単位：千円

保育課調

年 度	事業費	財源内訳				児童1人 当たり 平均月額
		国 費	県 費	市 費	保護者 負担金等 (受託含)	
18年度	2,012,435	251,863	163,034	1,252,189	345,349	131
19年度	1,890,000	234,582	172,084	1,146,468	336,866	123
20年度	2,121,909	269,324	192,758	1,298,704	368,433	130
21年度	2,061,842	272,992	186,903	1,232,666	369,281	125
22年度	2,200,419	326,247	200,208	1,312,491	361,473	134

2 児童館、児童ホーム

(1) 児童館

平成23年3月31日現在、市内には4カ所の児童館があり、児童の利用はもとより地域の集会施設として、大人にも利用されています。

ア 対 象 児童から大人まで広く利用できます。

イ 開館時間 午前9時～午後5時

※午後6時以降の団体の夜間利用も可。

ウ 閉館日 水曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童館一覧

名 称	所在地
座間児童館	入谷5-1891-5
鳩川児童館	座間1-1922
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1
相模野児童館	広野台1-46-29

オ 児童館利用状況

単位：人

子育て支援課調

年 度	座間児童館	栗原児童館	鳩川児童館	ひばりが丘南児童館	相模野児童館	計
18年度	6,070	5,666	5,288	12,793	9,491	39,308
19年度	5,943	4,235	6,112	13,846	8,733	38,869
20年度	5,864	-	5,290	12,494	8,149	31,797
21年度	5,006	-	4,110	13,885	6,519	29,520
22年度	2,819	-	4,090	12,915	6,922	26,746

※栗原児童館は、平成20年3月31日閉館。

(2) 児童ホーム

保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、家庭での保育が十分にできない場合、放課後の一定時間、市の施設において保育する制度です。

ア 対 象 小学1～3年生（障がいのある場合は4年生）までの児童で、保護者の就労、長期疾病等のため、下校後、日々保育に欠ける児童

イ 開設時間 午後1時～午後6時30分

※① 土曜日や夏休み等の小学校の長期休業期間は、午前9時～午後6時30分。

② 長期休業期間（土曜日を除く）は、希望者に限り午前7時30分～午前9時までの間、早朝保育。

ウ 休 所 日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童ホーム一覧

名 称	所在地
入谷児童ホーム（座間児童ホーム）	入谷 2-345 入谷小学校内
栗原児童ホーム	栗原中央 6-8-1 栗原小学校内
相模が丘児童ホーム	相模が丘 3-38-1 相模が丘コミュニティセンター内
相武台児童ホーム	相武台 3-4770-26 相武台コミュニティセンター内
ひばりが丘・小松原児童ホーム	ひばりが丘 1-49-1 ひばりが丘コミュニティセンター内
東原児童ホーム	東原 4-13-13 東原コミュニティセンター内
中原児童ホーム	立野台 3-14-12 立野台コミュニティセンター内
鳩川児童ホーム	座間 1-1922 鳩川児童館内
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘 3-56-1 ひばりが丘南児童館内
相模野児童ホーム	広野台 1-46-29 相模野児童館内
立野台児童ホーム	立野台 1-1-3 立野台小学校内
サンホープ児童ホーム	東原 2-8-1 サンホープ内
北地区児童ホーム	相模が丘 3-1-1 相模が丘小学校内

オ 児童ホーム入所状況（延児童数）

単位：人

子育て支援課調

年 度	入 谷 （座間）	栗 原	相模が丘	相武台	ひばりが丘 ・小松原	東 原	中 原
18年度	571	429	600	669	519	463	524
19年度	577	432	648	684	557	480	600
20年度	586	417	595	615	536	450	588
21年度	566	576	610	631	527	460	549
22年度	569	502	607	585	555	423	507

年 度	鳩 川	ひばりが 丘南	相模野	立野台	サンホープ	北地区	計
18年度	527	599	594	474	141	-	6,110
19年度	665	600	600	559	278	178	6,858
20年度	678	591	576	533	276	206	6,647
21年度	604	597	575	555	272	246	6,768
22年度	565	594	556	562	322	245	6,592

カ 児童ホーム運営状況

単位：円

子育て支援課調

年 度	運営費		児童一人当たりの経費
		うち賄材料費	
18年度	81,284,001	10,743,120	11,737
19年度	95,416,350	11,675,078	12,210
20年度	92,114,598	11,569,107	12,117
21年度	103,705,546	11,800,999	13,579
22年度	110,559,079	11,527,483	15,022

3 児童に係る各種手当

(1) 児童手当、特例給付、小学校修了前特例給付

家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、児童を養育する人に手当を支給されます。

ア 支給対象 12歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

※所得制限あり。

イ 支給額 3歳未満の児童 月額10,000円

3歳以上の児童 第1子・第2子 月額5,000円

第3子以降 月額10,000円

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月(2・6・10月)の前月までの分を一括して支払い

エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子育て支援課調

年 度	児童手当				特例給付	
	被用者		非被用者		受給者数	支給額
	受給者数	支給額	受給者数	支給額		
18年度	23,221	127,880	9,285	52,980	2,262	12,460
19年度	24,984	230,960	9,445	87,060	1,125	10,415
20年度	25,371	253,640	8,970	89,510	1,215	12,150
21年度	25,926	259,260	8,591	85,910	1,360	13,600
22年度	4,262	42,620	1,444	14,440	225	2,250

年 度	小学校修了前特例給付				計	
	被用者		非被用者		受給者数	支給額
	受給者数	支給額	受給者数	支給額		
18年度	68,955	375,855	26,001	145,540	129,724	714,715
19年度	74,205	404,420	27,277	151,840	137,036	884,695
20年度	75,222	409,485	26,528	148,450	137,306	913,235
21年度	75,862	412,300	27,531	153,945	139,270	925,015
22年度	13,328	72,340	5,084	28,525	24,343	160,175

※① 被用者：会社等に勤務している方

② 非被用者：農業、自営業者の方

③ 特例給付：被用者のうち所得制限により受給できない方に対して、全額事業主等の負担により、新たな所得制限の下、支給されるもの

④ 小学校修了前特例給付：3歳以上小学校修了前の児童を養育している方に支給されるもの

(2) 子ども手当

次代の社会を担う子供の健やかな成長を社会全体で支援することを目的に支給されます。

ア 支給対象 15歳到達後最初の3月31日までの子供を養育している人

※所得制限なし

イ 支給額 子供一人につき月額13,000円

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月(2・6・10月)の前月までの分を一括して支払い

エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子育て支援課調

年 度	3歳未満				3歳以上小学校修了前			
	被用者		非被用者		被用者		非被用者	
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	支給額
22年度	24,374	316,862	7,648	99,424	74,602	969,826	26,020	338,260

年 度	中学生				計	
	被用者		非被用者		受給者数	支給額
	受給者数	支給額	受給者数	支給額		
22年度	25,944	337,272	9,142	118,846	167,730	2,180,490

(3) 児童扶養手当

父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している一人親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

ア 支給対象 次の①～⑧のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者

※所得制限あり。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ 父・母ともに不明である児童(孤児など)

イ 支給額 児童1人につき月額41,720円(9,810円～41,710円)、2人のときは46,720円(14,810円～46,710円)、3人目から1人増すごとに3,000円を加算

※()内は所得額に応じて決定される一部支給の額。

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月(2・6・10月)の前月までの分を一括して支払い

エ 受給権者数

単位：人

(各年3月31日現在)子育て支援課調

年	受給資格者	
	うち新規認定者	
19年	829	124
20年	855	134
21年	870	105
22年	905	128
23年	1,027	194

(4) 特別児童扶養手当

知的障がい又は身体障がいの中程度以上の状態にある20歳未満の児童を養育している家庭に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

ア 支給対象 精神又は身体が中程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父又は母等

※所得制限あり。

イ 支給額 中程度の場合児童1人につき月額33,800円

重度の場合児童1人につき月額50,750円

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月(4・8・11月)の前月までの分を一括して支払い

エ 受給権者数

単位：人

(各年3月31日現在)子育て支援課調

年	受給資格者	
	うち新規認定者	
19年	127	20
20年	123	9
21年	123	19
22年	129	20
23年	152	26

(5) 交通遺児修学金(市独自事業)

交通遺児に対し修学金を支給することで、交通遺児を心身ともに健やかに育成することを目的として支給します。

- ア 支給対象 毎年3月1日現在、市内に住所を有する小学生から高校生までの交通遺児
 イ 支給額 交通遺児1人につき年額20,000円
 ウ 支給方法 毎年3月末日までに支給
 エ 受給者数及び支給状況

単位：件、円

子育て支援課調

年 度	受給件数	支給金額
18年度	9	180,000
19年度	3	60,000
20年度	3	60,000
21年度	2	40,000
22年度	0	0

4 母子・父子家庭等に係る各種援護制度

(1) ひとり親家庭等医療費助成事業

一人親家庭（母子・父子家庭）及びこれに準ずる家庭の対象者の医療費のうち、保険の自己負担分を市が助成することにより、対象家庭の生活の安定と自立を支援するものです。

- ア 助成対象 次の①から⑧のいずれかに該当する児童（原則として18歳になった日以降の最初の3月31日までの人）を監護している母若しくは父又は父母に代わって児童を養育している人及びその児童
 ※児童扶養手当に準じた所得制限あり。

- ① 父又は母が死亡した児童
- ② 父母が婚姻を解消した児童
- ③ 父又は母が重度以上の障がいにある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑧ ⑦に該当するかどうか明らかでない児童

- イ 助成額 国民健康保険及び社会保険の医療費の支払うべき自己負担分

- ウ 助成方法 市から交付を受けた「福祉医療証」と健康保険証を医療機関の窓口に掲示することで、保険診療の自己負担分について無料化

エ 助成状況

単位：世帯、人

(平成23年3月31日現在) 子育て支援課調

区分	母子家庭	父子家庭	計
助成世帯数	865	59	924
助成人数	2,150	151	2,301

(2) 母子等福祉手当 (市独自事業)

18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭及び両親のいない家庭に対し、手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的としています。

ア 支給対象 次の①～③のいずれかに該当する人

※所得制限あり。

- ① 父と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している母
- ② 母と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している父
- ③ 父母と死別し、若しくは生別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし、養育している人

イ 支給額 児童1人につき年額12,000円、2人以上の場合1人増すごとに7,000円を加算

ウ 支給方法 原則として毎年9月に支給

エ 受給者数及び支給状況

単位：世帯、千円

子育て支援課調

年度	母子家庭		父子家庭		計	
	世帯数	支給額	世帯数	支給額	世帯数	支給額
18年度	816	12,921	25	426	841	13,347
19年度	845	13,367	25	412	870	13,779
20年度	857	13,707	26	438	883	14,145
21年度	889	14,084	27	450	916	14,534
22年度	928	14,685	47	732	975	15,417

(3) 母子自立支援相談員制度

母子家庭の皆さんの協力者として生活上のあらゆる相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

ア 受付窓口 福祉部子育て支援課子育て支援係 (市庁舎2階)

イ 受付時間 月～金曜日の午前9時～午後4時

ウ 相談件数

単位：件

子育て支援課調

年 度	相談件数
18年度	1,290
19年度	1,467
20年度	1,242
21年度	1,300
22年度	1,309

(4) 資金の貸付制度

母子家庭の生活の安定と向上のための貸付けです。連帯保証人が1人必要です。

ア 貸付の種類 事業開始、就学支度、修学、生活、転宅など13資金

イ 利 率 無利子（住宅、転宅、結婚、生活費の一部は年3%）

ウ 受付窓口 福祉部子育て支援課子育て支援係（市庁舎2階）

エ 貸付件数

単位：件

子育て支援課調

年 度	貸付件数
18年度	44
19年度	41
20年度	41
21年度	63
22年度	34

5 子育て支援

(1) 子育て支援センター

子育て家庭が抱える育児不安等についての相談や指導、子育てサークル等の育成支援を行っています。

ア 対 象 未就園児等の子育てをしている保護者等

イ 開設時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前10時～午後3時
相談は午前9時～午後4時

ウ 利用状況

単位：人、件

子育て支援課調

年 度	子育て支援センター		第2子育て支援センター	
	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数
18年度	18,693	1,835	5,005	159
19年度	18,166	1,803	5,455	107
20年度	16,804	1,563	6,057	73
21年度	15,880	1,564	6,245	60
22年度	15,520	2,100	5,836	108

(2) 次世代育成支援相談

児童福祉法の改正により市町村が児童相談の一義的窓口となり、要保護児童等の相談等の業務を行うこととされ、児童虐待の対応や育児不安等の相談を行っています。

ア 相談時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前9時30分～午後4時

イ 実施状況

単位：件

子育て支援課調

年 度	相談件数
18年度	146
19年度	97
20年度	139
21年度	129
22年度	88

VII 保健衛生

1 地域医療対策事業

市民が安心して生活できるよう、救急医療体制の整備に努めています。

(1) 広域救急医療事業

市民が夜間及び休日に急病になった場合の救急医療体制として、応急的な治療に対応する一次救急医療（内科、小児科）と入院や手術を要する治療等に対応する二次救急医療（小児科、内科、外科）に区分して実施しています。

平成15年4月1日から、一次救急医療は休日急患センターにおいて、また、二次救急医療は病院群輪番制により診療を行い、小児科は三市（座間市、綾瀬市、海老名市）、内科は二市（座間市、綾瀬市）の共同運営で実施しています。

ア 診療時間

- ・ 休日急患センター

平日夜間 午後7時～10時

土曜日・休日夜間 午後6時～10時

休日昼間 午前9時～12時 午後2時～5時

- ・ 二次救急医療診

休日昼間 午前8時～午後6時

毎夜間 午後6時～翌朝8時

イ 休日急患センター患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	内 科			小児科		
	座間市民	市外在住者	計	座間市民	市外在住者	計
18年度	2,627	601	3,228	5,446	6,169	11,615
19年度	2,916	653	3,569	4,948	5,767	10,715
20年度	2,816	709	3,525	4,481	5,485	9,966
21年度	3,845	979	4,824	6,353	7,223	13,576
22年度	3,047	788	3,835	4,748	6,272	11,020

年 度	合 計			事業費
	座間市民	市外在住者	計	
18年度	8,073	6,770	14,843	44,098
19年度	7,864	6,420	14,284	44,018
20年度	7,297	6,194	13,491	44,671
21年度	10,198	8,202	18,400	44,667
22年度	7,795	7,060	14,855	44,766

ウ 二次救急医療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
18年度	4,264	5,454	9,718	99,824
19年度	4,231	8,095	12,326	125,244
20年度	4,050	8,764	12,814	131,123
21年度	4,581	10,327	14,908	132,216
22年度	4,404	10,572	14,976	131,838

(2) 休日昼間救急診療事業

市民が休日に急病になった場合の外科系、婦人科系の救急医療体制として、市内医療機関の在宅当番医制で実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間救急診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
18年度	835	222	1,057	9,153
19年度	664	155	819	9,272
20年度	628	166	794	12,201
21年度	691	110	801	12,201
22年度	690	156	846	17,220

(3) 休日昼間歯科急患診療事業

休日昼間における歯科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間歯科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	患者数	事業費
18年度	273	9,000
19年度	258	9,000
20年度	312	9,000
21年度	293	9,000
22年度	297	9,000

(4) 市内の医療関係施設数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	医療施設				その他の施設		
	病 院	診 療 所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	あんま・ マッサージ ・指圧師 ・はり師 ・きゅう師 の施術所	柔道整復師 の施術所
18年度	5	60	57	0	13	97	15
19年度	3	63	56	0	13	98	14
20年度	3	63	55	0	12	104	16
21年度	3	61	54	0	12	103	18
22年度	3	63	55	0	13	109	22

(5) 市内の病院・一般診療所病床数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	病 院	一般診療所	計
18年度	831	110	941
19年度	673	74	747
20年度	673	62	735
21年度	598	62	660
22年度	598	62	660

2 母子保健事業

(1) 母子健康手帳の交付

妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録することにより、妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料とするため、妊娠の届出をした方に交付しています。

ア 母子健康手帳交付状況

単位：冊、歳

健康づくり課調

年 度	発行冊数	初妊婦平均年齢
18年度	1,164	28.90
19年度	1,179	29.10
20年度	1,135	29.20
21年度	1,222	29.50
22年度	1,164	29.70

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理を徹底するため、全妊婦を対象に妊娠中に14回（平成21年度から）の健康診査の費用を補助しています。

ア 妊婦健康診査受診状況

単位：人

健康づくり課調

年 度	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6~14回目	計
18年度	1,114	1,039	-	-	-	-	2,153
19年度	1,096	1,032	-	-	-	-	2,128
20年度	1,100	1,146	1,157	1,108	988	-	5,499
21年度	1,145	1,266	1,274	1,258	1,259	7,058	13,260
22年度	1,103	1,130	1,122	1,110	1,095	8,358	13,918

(3) 4カ月児健康診査

疾病異常の早期発見及び育児、栄養指導、予防接種相談を受けることで、母親が安心して育児が行えることを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 4カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
18年度	1,202	1,125	93.6
19年度	1,128	1,063	94.2
20年度	1,156	1,098	95.0
21年度	1,096	1,050	95.8
22年度	1,127	1,085	96.3

イ 栄養相談、発達相談、予防接種相談

単位：人

健康づくり課調

年 度	栄養相談	発達相談	予防接種相談
18年度	112	66	258
19年度	97	56	309
20年度	113	46	349
21年度	93	0	302
22年度	83	21	270

(4) 8～10カ月児健康診査

発達、栄養、運動機能、精神発達を診査し、心身障がいを早期に発見することを目的として、指定医療機関で実施しています。

ア 8～10カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
18年度	1,183	1,085	91.72
19年度	1,130	1,034	91.50
20年度	1,136	1,043	91.81
21年度	1,109	1,031	92.97
22年度	1,118	1,036	92.67

(5) 1歳6カ月児健康診査

指定医療機関で内科診査（身体測定、発育チェック等）を行い、その翌月に市民健康センターで歯科健診、歯みがき指導、心理相談、保健指導及び栄養指導を行うことにより、精神の発達の遅滞、運動機能、視聴覚等の障がいを早期に発見することを目的として実施しています。

ア 1歳6カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率
18年度	1,122	977	87.1	937	83.5
19年度	1,147	1,037	90.4	991	86.4
20年度	1,101	1,012	91.9	994	90.3
21年度	1,144	1,038	90.7	1,005	87.8
22年度	1,116	1,033	92.6	985	88.3

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

健康づくり課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
18年度	33	95	71
19年度	47	86	98
20年度	44	117	117
21年度	44	114	141
22年度	49	128	88

(6) 3歳6カ月児健康診査

内科健診、歯科健診、視聴覚検査、心理相談（親子相談、言葉の相談）、保健指導及び栄養指導を行うことにより、発育・発達の確認、虫歯の有無の確認、育児支援などを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 3歳6カ月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査		視聴覚診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
18年度	1,163	1,039	89.3	1,039	89.3	1,003	86.2
19年度	1,116	980	87.8	980	87.8	962	86.2
20年度	1,091	959	87.9	959	87.9	942	86.3
21年度	1,155	1,020	88.3	1,020	88.3	1,011	87.5
22年度	1,155	1,024	88.7	1,021	88.4	994	97.1

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

健康づくり課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
18年度	57	66	85
19年度	50	53	86
20年度	44	42	91
21年度	54	74	31
22年度	46	74	59

(7) 母子保健相談指導事業

ア 育児相談

乳幼児期の様々な疑問、心配ごとなどに対して、保護者が自信と主体性を持ち解決できるよう、保健師、栄養士が市公民館、市民健康センター、児童館等で相談を実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	来所者		
		乳 児	幼 児	計
18年度	32	563	812	1,375
19年度	32	528	813	1,341
20年度	32	510	733	1,243
21年度	28	590	745	1,335
22年度	28	548	788	1,336

※平成20年度までは子育て支援センターでも年4回開催。

イ 親子相談

乳幼児健康診査で心理相談を受けた母子、また、育児相談等での言葉が遅いなどの不安に対して、臨床心理士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	実人数	延べ人数
18年度	68	96
19年度	74	99
20年度	72	91
21年度	42	42
22年度	45	45

ウ 発達相談

乳幼児期の運動発達面での心配について、理学療法士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	開催回数	相談人数
18年度	21	44
19年度	21	40
20年度	22	40
21年度	5	8
22年度	7	13

エ 母親父親教室

初めて、母親、父親になる方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士が妊娠、出産、育児についての正しい知識を伝えることで、親となる自覚と自信を身に付けていただく機会として、市民健康センターで実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	初妊婦届出人数	母親実人数	父親実人数	受講者延べ人数	受講率
18年度	568	221	153	1,082	38.9
19年度	590	191	153	960	32.4
20年度	578	190	195	1,009	32.9
21年度	645	186	168	985	28.8
22年度	621	155	116	751	25.0

※受講率＝母親実人数÷初妊婦数×100

オ 親子教室（わくわく教室）

1歳6カ月児健康診査や育児相談などから把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士、言語聴覚士が子供との接し方等について相談、指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	来所者数
18年度	374
19年度	268
20年度	414
21年度	432
22年度	422

カ 幼児教室（すくすく教室）

3歳6カ月児健康診査や育児相談等から把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士、言語聴覚士が子供との接し方等について相談、指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	来所者数
18年度	220
19年度	315
20年度	230
21年度	121
22年度	61

キ 育児グループづくり支援事業（なかよしベビークラス）

生後3・4カ月児と母親を対象に、子育ての情報交換をしたり、悩みを話し合ったりする教室を開催し、問題を自ら克服し孤立感を和らげることができるよう仲間づくりを支援しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	参加者数
18年度	359
19年度	375
20年度	392
21年度	434
22年度	444

ク 離乳食教室

乳幼児を健やかに育てるために、離乳食や育児についての基本的知識を習得していただくことを目的に、市民健康センターにて実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	離乳食育児教室（赤ちゃん教室）				離乳食中期教室（もぐもぐ教室）			
	実施回数	来所人数			実施回数	来所人数		
		母 親	乳幼児	計		母 親	乳幼児	計
18年度	9	226	224	450	6	177	178	355
19年度	9	212	214	426	6	162	157	319
20年度	9	228	222	450	6	160	159	319
21年度	12	268	260	528	6	184	180	364
22年度	11	252	250	502	9	187	183	370

ケ 1歳児むし歯予防教室（1歳児歯っぴいバースデー教室）

1歳児（第1子のみ）を対象に、幼児期における育児や食生活を通じた虫歯の予防方法の指導を、市民健康センターで実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	来所人数		
		親	乳幼児	計
18年度	10	193	191	384
19年度	10	215	215	430
20年度	10	185	186	371
21年度	10	203	201	404
22年度	10	184	183	367

コ 2歳児歯科健康診査

虫歯の急増期にある2歳児を対象に、歯科健診、歯科保健指導、予防処置等を行い、虫歯の多発や重症化を予防することを目的として実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
18年度	1,160	580	50.0
19年度	1,115	614	55.1
20年度	1,157	643	55.6
21年度	1,147	635	55.4
22年度	1,130	612	54.2

サ 乳幼児訪問指導

乳幼児健康診査の事後指導者及び未受診者並びに育児相談経過観察者を対象に、保健師が随時家庭訪問をして保健指導を実施しています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
18年度	378
19年度	483
20年度	447
21年度	394
22年度	387

シ 新生児訪問

身体的又は、精神的に不安定な状態にある新生児や産婦等に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を行います。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
18年度	405
19年度	416
20年度	469
21年度	435
22年度	493

3 健康づくり推進事業

(1) 市民健康まつり

市民の健康の増進を目的に事業を展開しています。

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	参加延べ人数	事業費
18年度	6,970	600
19年度	6,820	600
20年度	6,535	600
21年度	4,880	600
22年度	5,400	600

(2) 健康ざま普及員活動

市民が自ら健康を守り育てる市民運動として、地域に根ざした健康づくりを展開しています。活動内容は、健康づくりの意識の普及・啓蒙活動、地域での情報収集・情報提供、各種事業への協力と参加の呼び掛けを行っています。

ア 連絡協議会実施状況

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	連絡協議会実施回数	延べ人数
18年度	20	735
19年度	16	452
20年度	18	621
21年度	17	377
22年度	14	373

イ 地区活動実施結果

単位：人、回

健康づくり課調

年 度	入谷、立野台、明王			相模が丘			ひばりが丘、小松原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
18年度	13	10	177	11	12	197	9	12	171
19年度	13	10	204	11	12	201	10	13	262
20年度	10	12	144	9	12	142	10	14	131
21年度	11	14	236	10	14	241	9	20	348
22年度	9	9	108	11	19	298	8	13	167

年 度	相武台、緑ヶ丘、広野台			座間、四ツ谷、新田宿			栗原、さがみ野、東原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
18年度	13	11	253	9	10	177	14	13	321
19年度	13	16	294	9	15	269	14	16	389
20年度	10	14	147	8	13	118	13	12	156
21年度	10	19	287	8	20	299	12	20	644
22年度	10	16	139	8	18	197	9	13	88

年 度	計		
	健康普及員数	回数	延べ人数
18年度	69	68	1,296
19年度	70	82	1,619
20年度	60	77	838
21年度	60	107	2,055
22年度	55	88	1,085

ウ 健康ざま普及員活動委託料

単位：千円

健康づくり課調

年 度	委託料
18年度	412
19年度	400
20年度	400
21年度	400
22年度	400

4 献血推進事業

昭和39年8月21日の閣議決定に基づき、国、県、市町村及び日本赤十字社が一体となって献血制度を推進しています。昭和61年4月から従来の200ml献血に、新たに400ml献血と成分献血が加わり、民間団体の協力による街頭献血と企業の協力による事業所献血を実施しています。

事業の推進に当たっては、献血の目標人数を定め、広報紙、チラシ、ポスター、看板等による献血思想を普及するとともに献血の日程を周知し、目標人数の確保に努めています。

・ 献血実施状況

単位：会場、台、人、ℓ、%

健康づくり課調

年 度	会場数	述べ台数	献 血 希望者	献 血 者		目 標 値	献 血 量	達 成 率
					う ち 400ml 献 血			
18年度	23	26	1,484	1,370	1,262	675	526	77.9
19年度	22	26	1,777	1,647	1,491	495	620	125.3
20年度	26	31	1,981	1,839	1,727	645	713	110.5
21年度	24	32	1,773	1,588	1,541	702	626	89.2
22年度	24	32	1,736	1,579	1,544	741	624	84.2

※① 目標達成率＝献血量÷目標数×100

② 成分献血は平成7年度から原則として血液センターで実施。

5 広域大和斎場組合事業

大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市で広域大和斎場組合を組織し、昭和57年4月から火葬業務を行っています。

組合は、火葬場施設としての管理及び運営に関する事務を共同処理しています。

ア 所在地 大和市西鶴間8丁目10番8号

イ 敷地面積 約18,400㎡

ウ 延べ床面積 5,510㎡

エ 年度別火葬体数利用状況

単位：体、千円

健康づくり課調

年 度	座間市	大和市	海老名市	綾瀬市	その他	計	市分担金
18年度	695	1,309	629	472	238	3,343	86,133
19年度	733	1,378	611	506	231	3,459	83,261
20年度	741	1,378	715	540	274	3,648	85,009
21年度	790	1,459	704	519	269	3,741	84,330
22年度	766	1,554	775	532	360	3,987	68,605

6 予防接種事業

感染症のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づき、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、風しん、麻しん、日本脳炎、インフルエンザ及びBCGの予防接種を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

(1) 予防接種の変更経緯

- ・ 三種混合は平成3年5月から個別化。インフルエンザ（幼児、小中学生）は平成5年度で個別化し、6年度から中止。
- ・ 平成5年4月28日から、MMR接種を見合わせ。
- ・ 平成7年度から、風しん（幼児）と日本脳炎（小学4年生、中学3年生）を追加実施。
- ・ 平成7年度から、ポリオ、ツベルクリン、BCGを除きすべて個別接種。
- ・ 平成13年度から、65歳以上の希望者に対してインフルエンザを実施。
- ・ 平成15年9月30日で生徒の風しんを廃止。
- ・ 平成17年度から、ツベルクリン廃止。
- ・ 平成17年5月30日から、日本脳炎の積極的勧奨の差し控え。
- ・ 平成17年7月29日から、日本脳炎3期廃止。
- ・ 平成18年4月からMR開始。麻しん・風しん対象者は1歳～2歳未満、小学校就学前1年間へ変更。
- ・ 平成20年度から、MR3期（中学1年生）・4期（高校3年生）開始（5年間の経過措置）。
- ・ 平成22年度から、日本脳炎の接種を開始。積極的勧奨は3歳児のみ。
- ・ 平成23年3月から、任意の予防接種として子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンを開始。

(2) 予防接種の実施状況

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	三種混 合	急性灰 白髄炎	二種混 合	MR	麻しん	風しん	MR	風しん	麻しん
				1 期			2 期		
18年度	4,447	2,106	579	1,115	4	18	864	6	14
19年度	4,455	2,118	631	1,185	0	0	937	1	4
20年度	4,489	1,945	811	1,017	2	0	1,024	0	0
21年度	4,336	2,125	879	1,043	0	0	971	2	0
22年度	4,502	2,183	859	1,060	0	0	1,006	0	0

年 度	MR	麻しん	風しん	MR	麻しん	風しん	日本脳炎		インフル エンザ
	3 期			4 期			6 歳未 満	6 歳以 上	
18年度	864	6	14	864	6	14	111	58	7,032
19年度	937	1	4	937	1	4	362	149	8,296
20年度	1,038	2	1	802	4	4	412	242	8,960
21年度	944	0	1	836	1	2	786	646	7,719
22年度	1,042	1	0	850	1	0	2,399	1,529	8,690

年 度	BCG	子宮頸がん 予防	ヒブ	小児肺 炎球菌	事業費
18年度	1,154	-	-	-	95,451
19年度	1,047	-	-	-	102,217
20年度	1,094	-	-	-	128,421
21年度	1,076	-	-	-	132,092
22年度	1,116	164	117	126	166,817

※三種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風。二種混合とは、ジフテリア、破傷風。

7 結核予防事業

結核予防のため、15歳以上で学校及び職場で受診していない方を対象に、検診車による胸部レントゲン撮影を実施しています。精密検査を必要とする方に通知し、早期発見、早期治療に努めています。

単位：日、箇所、人、千円

健康づくり課調

年 度	検診実施日数	会場数	受診者数	要精検者数	事業費
18年度	6	6	72	0	390
19年度	4	4	59	0	265
20年度	3	3	63	0	199
21年度	3	3	78	4	201
22年度	3	3	68	1	203

8 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防しこれを撲滅するため、生後91日以上の犬を対象に、年1回、集団での登録と予防注射等を厚木保健福祉事務所とともに実施しています。

犬のふんの始末等については、予防注射実施時にパンフレット等を配布するほか、広報紙等を通じ啓発に努めています。また、昭和62年度から啓発用パネルを作成し、協力を呼び掛けています。

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

単位：頭、箇所

健康づくり課調

年 度	登録数	注射数	うち集合注射分		
			会 場	登録数	注射数
18年度	6,094	5,213	13	59	1,658
19年度	6,496	5,403	13	54	1,598
20年度	6,495	5,563	13	62	1,629
21年度	6,874	5,670	13	41	1,595
22年度	6,984	5,739	13	28	1,448

9 感染症予防事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成11年4月施行）による感染症（2類）患者が発生した場合、速やかに患者の入院治療及び患者の家等の消毒が実施できる体制の確保に努めています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	2類患者発生件数
18年度	0
19年度	0
20年度	0
21年度	0
22年度	0

10 健康増進事業

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることを目的として、昭和58年2月に老人保健法が施行されました。平成20年度には健康増進法が施行され、この法律に基づき、「健康手帳の交付」「健康教育」「健康相談」「健康診査」「訪問指導」を実施しています。

(1) 健康手帳の交付

40歳以上の方を対象に、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保をするため、手帳を交付しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	手帳交付人数
18年度	726
19年度	828
20年度	732
21年度	757
22年度	761

(2) 健康教育

40歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防及び健康の保持のため、医師、歯科衛生士、栄養士及び保健師等により健康教育を実施しています。

単位：回、人、千円

健康づくり課調

年 度	一般健康教育		重点健康教育		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
18年度	137	3,007	17	266	154	3,273	991
19年度	136	2,805	27	401	163	3,206	1,269
20年度	108	1,917	21	340	129	2,257	420
21年度	112	2,201	16	387	128	2,588	1,678
22年度	73	1,690	33	1,325	106	3,015	484

※① 一般健康教育とは、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及教育など。

② 重点健康教育とは、骨粗鬆（こつそしょう）症、歯の健康教育、病態別健康教育など。

(3) 健康相談

40歳以上の方を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を実施しています。

単位：回、人、千円

健康づくり課調

年 度	総合健康相談		重点健康相談		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
18年度	35	520	30	407	65	927	257
19年度	25	565	29	378	54	943	246
20年度	24	421	27	326	51	747	427
21年度	29	492	24	315	53	807	426
22年度	25	504	27	266	52	770	453

※① 総合健康相談とは、がん検診会場や依頼等で行う健康相談。

② 重点健康相談とは、相談内容が病態別に分類できる健康相談。

(4) 健康診査

健康増進法の対象となる健康診査は、特定健康診査非対象者（生活保護受給者、短期滞在の外国人）に実施しています。また、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健康診査（歯周疾患）も同法に基づき実施しています。座間市では、その他に後期高齢者の健康診査や、特定健康診査では対象としない腎機能検査、脂質検査など独自の検査項目を追加して健康診査事業の充実を図っています。

ア 健康診査等実施状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	後期高齢者健康診査			肝炎ウイルス 検査受診者	市独自の追加 検査受診者
	対象者数	受診者数	受診率		
20年度	7,744	2,452	31.7	55	5,482
21年度	8,333	2,555	30.7	125	7,197
22年度	8,933	3,001	33.6	90	7,079

イ 基本健康診査

40歳以上の方を対象に、指定医療機関に委託し実施してきましたが、平成3年度からは基本健康診査として実施（平成2年度以前は一般診査で実施）。平成20年度からは、老人保健法の改正により廃止となりました。

単位：人、%、千円

健康づくり課調

年 度	対象者数		受診者数		受診率		事業費
		うち65歳 以上		うち65歳 以上		うち65歳 以上	
18年度	26,956	8,299	12,214	6,666	45.3	80.3	195,900
19年度	27,448	8,892	12,815	7,612	46.7	85.6	205,620

ウ 生活習慣改善指導

基本健康診査受診後に医師から事後指導を必要と認めた方を対象に、保健師、栄養士、看護師が公民館、市民健康センター等で実施。平成20年度からは、老人保健法の改正により廃止となりました。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	回 数	来所者数
18年度	18	115
19年度	19	68

エ がん（胃がん、乳がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん）検診

生活習慣病予防の一環としてがん検診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めています。

- ・ 胃がん検診は、昭和48年度から40歳以上の方を対象として検診車による集団検診で実施。
- ・ 肺がん検診は、昭和56年度から40歳以上の方を対象として指定医療機関における施設検診で実施。
- ・ 大腸がん検診は、平成元年度から40歳以上の方を対象として集団検診で実施。2日間の採便による便潜血検査。

- ・ 子宮がん検診は、昭和49年度から30歳以上の女性を対象として検診車による集団検診で実施。昭和59年度から、施設検診も開始。平成17年度から、国の指針により20歳以上隔年で実施。平成21年度から20歳以上全年齢で実施。
- ・ 乳がん検診は、昭和54年度から30歳以上の女性を対象として集団検診で実施。平成16年度から、国の指針により50歳以上隔年で実施。平成17年度から、40歳以上隔年でマンモグラフィを実施。平成21年度から、30歳以上を対象に指定医療機関で視触診検診を実施。

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	胃がん		肺がん		大腸がん	
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上
18年度	1,505	741	5,183	2,849	1,953	1,013
19年度	1,611	808	5,082	3,057	2,102	1,077
20年度	1,551	-	4,403	-	2,090	-
21年度	1,624	-	3,825	-	2,243	-
22年度	1,875	-	4,338	-	2,693	-

年 度	子宮がん		乳がん		前立腺がん		事業費
		うち65歳以上		うち65歳以上		うち65歳以上	
18年度	891	126	648	98	1,803	1,205	39,293
19年度	1,155	172	790	140	2,055	1,505	42,406
20年度	1,100	-	773	-	1,810	-	37,788
21年度	3,184	-	2,183	-	1,850	-	69,449
22年度	3,451	-	1,922	-	1,915	-	64,874

※平成20年度以降は老健法改正により、65歳以上の掲載なし。

(5) 訪問指導

40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための助言を訪問により実施しています。

単位：人、件

健康づくり課調

年 度	保健師数	訪問指導件数	
			うち65歳以上
18年度	8	58	0
19年度	8	20	0
20年度	8	20	0
21年度	9	20	0
22年度	9	23	9

1.1 成人歯科健康診査

平成14年度から、40～50歳の方を対象に指定医療機関（歯科）に委託をして実施しています。平成16年度から、40～70歳を対象を拡大しました。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者数	受診者数	受診率
18年度	53,404	167	0.31
19年度	53,657	188	0.35
20年度	54,238	239	0.44
21年度	54,997	242	0.44
22年度	55,664	282	0.51

1.2 小児医療助成事業

小学3校年生までの子供（対象となるのは入院、通院費）及び小学校4年生から中学校卒業までの子供（対象となるのは入院費）がいる方に、保険診療の自己負担分を援助しています。

1歳児以上は、所得制限（児童手当法に準拠）があります。

(1) 小児医療費助成の変更経緯

- ・ 平成7年10月事業開始
- ・ 平成14年10月1日から通院対象年齢を4歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成16年10月1日から通院対象年齢を5歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成17年10月1日から通院対象年齢を小学校就学前まで引き上げ
- ・ 平成20年7月1日から通院対象年齢を小学校3年生まで引き上げ

(2) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	小学校3年生まで			対10歳未 満人口比	10歳未 満人口	小学校4年生 ～中学校卒業
	国民健康保険	社会保険	計			
18年度	1,389	5,447	6,836	85.3	8,017	34
19年度	1,386	5,334	6,720	86.5	7,772	31
20年度	2,180	7,272	9,452	83.2	11,357	39
21年度	1,805	7,893	9,698	86.7	11,181	23
22年度	1,557	8,109	9,666	86.9	11,125	25

(3) 小学校3年生まで医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
18年度	27,217	53,629,898	91,147	186,229,928
19年度	25,476	50,319,103	91,855	182,376,461
20年度	27,629	47,866,267	107,645	189,523,749
21年度	29,904	52,284,259	112,395	208,126,836
22年度	30,844	54,448,451	127,520	218,429,273

年 度	償還支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
18年度	634	2,265,974	1,544	6,742,169
19年度	602	2,027,024	1,937	7,110,658
20年度	989	1,880,905	3,781	9,149,917
21年度	1,038	1,669,720	5,630	8,612,748
22年度	935	1,920,742	3,338	7,132,492

年 度	計			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
18年度	27,851	55,895,872	92,691	192,972,097
19年度	26,078	52,346,127	93,792	189,487,119
20年度	28,618	49,747,172	111,426	198,673,666
21年度	30,942	53,953,979	118,025	216,739,584
22年度	31,779	56,369,193	130,858	225,561,765

年 度	合 計		1件当たり金額	1人当たり金額
	件 数	支給額		
18年度	120,542	248,867,969	2,065	36,405
19年度	119,870	241,833,246	2,017	35,987
20年度	140,044	248,420,838	1,774	26,282
21年度	148,967	270,693,563	1,817	27,912
22年度	162,637	281,930,958	1,733	29,167

(4) 小学校4年生から中学校卒業まで医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	国民健康保険		社会保険		計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額		
18年度	12	525,409	40	1,967,925	52	2,493,334	47,949	73,333
19年度	7	505,801	41	1,956,995	48	2,462,796	51,308	79,455
20年度	6	331,005	60	2,289,314	66	2,620,319	39,702	67,188
21年度	9	314,917	33	1,309,100	42	1,624,017	38,667	70,609
22年度	7	375,775	24	1,427,608	31	1,803,383	58,174	72,135

1.3 心身障害者医療費援助事業

身体障害者手帳1～4級及び療育手帳A1～B2の方に対し、保険診療の自己負担分を援助しています。ただし、平成18年10月1日から、身体障害者手帳3・4級及び療育手帳B1・B2の方は、保険診療の1割を負担していただくことになりました。

(1) 資格取得者の状況

単位：人、%

(各年度末現在) 医療課調

年 度	身体障がい者	知的障がい者	身障・知的 両該当	計	対人口比	人 口
18年度	2,339	453	58	2,734	2.14	127,432
19年度	2,400	456	59	2,797	2.19	127,563
20年度	2,505	527	64	2,968	2.29	129,558
21年度	2,585	529	74	3,040	2.34	130,151
22年度	2,660	549	74	3,135	2.42	129,314

※人口は各年度末の翌月4月1日現在。

(2) 身体障害者医療費援助費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
18年度	25,906	137,454,106	15,701	112,013,357	17,671	65,630,641
19年度	24,037	115,856,528	14,201	89,232,909	12,285	52,296,388
20年度	25,209	122,233,245	15,891	87,799,691	12,653	39,163,785
21年度	26,847	131,747,399	16,547	89,448,670	13,519	47,631,668
22年度	27,124	140,712,899	16,067	89,298,713	14,934	38,436,392

年 度	償還支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
18年度	973	11,785,237	669	10,095,871	815	7,216,616
19年度	1,107	14,966,685	869	14,235,686	720	7,327,940
20年度	2,748	18,906,170	1,779	11,185,584	1,266	6,990,447
21年度	2,883	16,391,712	1,909	14,320,925	1,901	6,897,907
22年度	3,063	17,812,144	1,967	13,691,911	1,823	6,685,982

年 度	計					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
18年度	26,879	149,239,343	16,370	122,109,228	18,486	72,847,257
19年度	25,144	130,823,213	15,070	103,468,595	13,005	59,624,328
20年度	27,957	141,139,415	17,670	98,985,275	13,919	46,154,232
21年度	29,730	148,139,111	18,456	103,769,595	15,420	54,529,575
22年度	30,187	158,525,043	18,034	102,990,624	16,757	45,122,374

年 度	合 計		1件当たり金額	1人当たり金額
	件 数	支給額		
18年度	61,735	344,195,828	5,575	125,895
19年度	53,219	293,916,136	5,523	105,083
20年度	59,546	286,278,922	4,808	96,455
21年度	63,606	306,438,281	4,818	100,802
22年度	64,978	306,638,041	4,719	97,811

※① 平成18年10月1日から、身体障害者手帳3・4級及び療育手帳B1・B2の方は1割負担。

② 平成20年4月1日から後期高齢者医療制度施行、老人保健法は平成20年3月31日をもって終了。

1.4 精神障害者通院医療費助成事業

平成18年10月1日から、健康保険に加入しており精神障害者手帳及び自立支援医療受給者証をお持ちの方で助成券を申請された方に対し、精神通院医療費を助成しています。

(1) 資格取得者の状況

単位：人

医療課調

年 度	国民健康保険	社会保険	後期高齢	計
18年度	272	132	3	407
19年度	301	135	5	441
20年度	349	150	6	505
21年度	365	159	10	534
22年度	421	196	10	627

(2) 精神通院医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
18年度	885	1,892,442	355	889,892	-	-
19年度	2,876	7,581,165	1,352	3,445,089	-	-
20年度	4,331	8,791,267	1,816	3,799,395	111	122,220
21年度	4,836	9,117,100	1,989	4,147,173	102	110,370
22年度	5,023	9,613,880	2,230	4,732,530	107	126,410

年 度	計		1 件当たり 金額	1 人当たり 金額
	件 数	支給額		
18年度	1,240	2,782,334	2,244	6,836
19年度	4,228	11,026,254	2,608	25,003
20年度	6,258	12,712,882	2,031	25,174
21年度	6,927	13,374,643	1,931	25,046
22年度	7,360	14,472,820	1,966	23,083

15 ひとり暮らし高齢者医療事業

平成14年10月から開始した市独自の事業で、65歳から69歳までのひとり暮らしで住民税非課税の方を対象に、健康保険法に規定する70歳以上の方の医療に準じて医療費助成を行っています。健康保険証、健康手帳及び高齢者医療証を医療機関に提示することにより、助成が受けられます。

(1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	国民健康保険	社会保険	計	対人口比	人 口
18年度	118	2	120	0.094	127,432
19年度	73	0	73	0.057	127,563
20年度	45	0	45	0.035	128,313
21年度	38	0	38	0.030	128,723
22年度	32	0	32	0.025	129,314

※① 前年度3月から当該年度2月までの平均。

② 人口は各年度末の翌月4月1日現在。

(2) 医療費援助費

年 度	現物支給				償還支給	
	国民健康保険		社会保険			
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
18年度	3,032	6,460,246	29	74,472	99	759,858
19年度	1,966	4,746,030	0	0	55	350,022
20年度	1,572	3,026,587	0	0	25	516,950
21年度	1,126	2,507,139	0	0	38	785,565
22年度	766	1,857,624	0	0	48	841,398

年 度	計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件 数	支給額		
18年度	3,160	7,294,576	2,308	69,872
19年度	2,021	5,096,052	2,522	69,808
20年度	1,597	3,543,537	2,219	78,745
21年度	1,164	3,292,704	2,829	86,650
22年度	814	2,699,022	3,316	84,344

1.6 老人保健医療費（特別会計）

昭和58年2月から始められたもので、70歳（ねたきりの人は65歳）以上の方が対象となっていました。平成14年10月の老人保健法の改正により、対象年齢が75歳に段階的に引き上げられることとなりました。また、医療機関窓口での一部負担金の割合やひと月の自己負担限度額が変わりました。こうした法改正の周知と老人保健特別会計の適切な運営に努めています。

※老人保健法が改正され、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度へ移行。

(1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	70歳以上			ねたきり老人		
	国民健康保険	社会保険	計	国民健康保険	社会保険	計
18年度	6,701	930	7,631	27	4	31
19年度	6,498	842	7,340	24	4	28

年 度	計			対人口 加入率
	国民健康保険	社会保険	計	
18年度	6,728	934	7,662	6.01
19年度	6,522	846	7,368	5.78
20年度	-	-	8,067	6.29

※前年度3月から当該年度2月までの平均。

(2) 老人医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	医療給付費			
	件 数	支給額	1件当たり金額	1人当たり金額
18年度	212,689	5,138,811,700	24,161	670,688
19年度	208,143	5,052,768,266	24,275	685,772
20年度	18,486	449,737,353	24,329	55,750

年 度	医療支給費			
	件 数	支給額	1件当たり金額	1人当たり金額
18年度	12,176	120,444,337	9,892	15,720
19年度	12,444	127,158,384	10,218	17,258
20年度	2,500	21,986,196	8,794	2,725

年 度	計		諸 率	
	件 数	支給額	1件当たり金額	1人当たり金額
18年度	224,865	5,259,256,037	23,389	686,408
19年度	220,587	5,179,926,650	23,482	703,030
20年度	20,986	471,723,549	22,478	58,475

1.7 後期高齢者医療

平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、平成20年4月から75歳以上を対象として独立した後期高齢者医療制度が始まりました。

(1) 保険料の収納状況

単位：円、%

医療課調

年 度	特別徴収				
	調停額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
20年度	386,602,930	386,602,930	0	0	100.00
21年度	393,948,720	393,948,720	0	0	100.00
22年度	440,385,260	440,385,260	0	0	100.00

年 度	普通徴収				
	調停額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
20年度	251,996,760	242,896,590	0	9,100,170	96.39
21年度	283,183,580	268,631,825	0	14,551,755	94.86
22年度	283,106,835	265,421,185	4,337,100	13,348,550	93.75

年 度	計				
	調停額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
20年度	638,599,690	629,499,520	0	9,100,170	98.57
21年度	677,132,300	662,580,545	0	14,551,755	97.85
22年度	723,492,095	705,806,445	4,337,100	13,348,550	97.56

(2) 決算状況

ア 歳入

単位：円

医療課調

年 度	保険料				繰入金	
	特別徴収保険料		普通徴収保険料		保険基盤安定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
20年度	567,844,000	386,602,930	65,548,000	242,896,590	87,576,000	87,576,000
21年度	512,074,000	393,948,720	171,291,000	268,631,825	93,192,000	93,192,000
22年度	527,473,000	440,385,260	177,325,000	265,421,185	99,000,000	95,247,235

年 度	繰入金				繰越金	
	職員給与費等		その他		予算額	決算額
	予算額	決算額	予算額	決算額		
20年度	43,216,000	43,216,000	4,590,000	4,590,000	0	0
21年度	42,112,000	42,112,000	6,128,000	6,128,000	30,799,000	30,799,316
22年度	33,615,000	41,336,000	7,459,000	7,459,000	65,929,000	65,929,151

年 度	諸収入		国庫支出金		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
20年度	2,000	37,007	9,181,000	H21年度へ繰越明許	777,957,000	764,918,527
21年度	3,007,000	3,030,090	9,181,000	9,181,000	867,784,000	847,022,951
22年度	2,260,000	2,278,910	0	0	913,061,000	918,056,741

イ 歳出

単位：円

医療課調

年 度	総務費		後期高齢者広域医療連合納付金		諸支出金	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
20年度	52,997,000	41,348,670	720,968,000	692,770,541	1,000	0
21年度	58,155,830	56,898,707	775,957,000	706,857,014	18,431,750	17,338,079
22年度	41,074,000	39,205,841	802,298,000	796,117,260	7,973,000	6,093,294

年 度	予備費		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額
20年度	3,991,000	0	777,957,000	734,119,211
21年度	15,239,420	0	867,784,000	781,093,800
22年度	61,716,000	0	913,061,000	841,416,395

18 市民健康センター管理運営事業

市民の健康の管理・増進のための地域保健活動の拠点となる保健センター機能と、休日等における急患診療のための休日急患センター機能を併設した施設として、平成8年9月に開設しました。

(1) 施設概要

- ・敷地面積 2,629.45㎡
- ・建築面積 1,238.84㎡
- ・延床面積 2,094.30㎡（1階1,131.01㎡、2階963.29㎡）
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造地上2階 建物高さ9.3m
- ・主な施設 (保健センター機能) 多目的ホール、栄養指導室、ミーティングルーム、プレイルーム、保健相談室、健康相談室、歯の相談室、健康増進室
(休日急患センター機能) 内科、小児科、歯科、薬局

(2) 健康センター利用状況

単位：人、円

健康づくり課調

年 度	利用者数	使用料
18年度	95,608	1,298,600
19年度	105,795	1,299,670
20年度	103,379	1,371,173
21年度	106,593	1,436,096
22年度	106,751	1,533,755

VIII 国民健康保険

1 健康保険

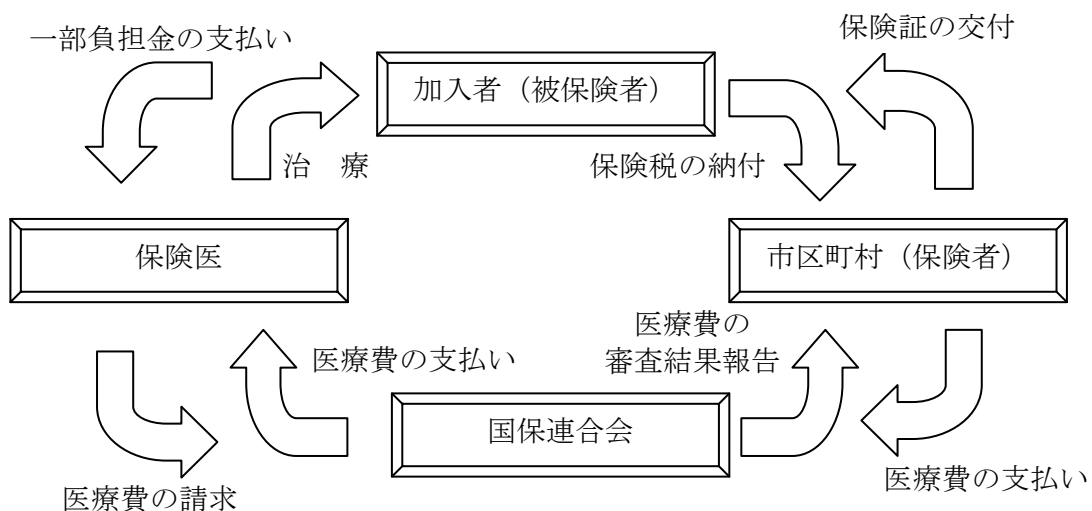
いつ、どこで、病気やけがに襲われ、その治療や入院などで大きな経済的負担を負うことになるか分かりません。そんなときのために、日頃からお金（保険税）を出し合い、いざというときに医療費などの支払いに充てて、皆で助け合おうというのが国民健康保険（国保）制度で、我が国の社会保障制度の一翼を担うものです。

(1) 加入対象者

国保に加入する人を被保険者といい、国保の事業を運営している市区町村を保険者といいます。

職場の健康保険（船員保険、共済保険など）の加入者とその家族、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）で医療を受けている方、生活保護を受けている方を除いて、職業や年齢に関係なく、すべて国保の加入者となります。

(2) 国保の仕組み



(3) 国民健康保険運営協議会

本協議会は、国民健康保険法第11条に基づいて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されています。

ア 構成

- ・ 被保険者を代表する委員 4人
- ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- ・ 公益を代表する委員 4人
- ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

イ 任期 2年

ウ 協議会開催回数 随時開催 年2～3回程度

(4) 被保険者の状況

ア 世帯数、被保険者数（年間平均）

単位：世帯、人

国保年金課調

年 度	世帯数	一般被保 険者	退職者被保険者等			老人保健法 該当者	計
			退職本人	被扶養者	計		
18年度	24,775	27,714	6,845	3,518	10,363	6,728	44,805
19年度	25,258	26,685	7,236	3,704	10,940	6,521	44,146
20年度	21,966	34,898	2,113	1,021	3,134	-	38,032
21年度	22,141	36,358	1,557	752	2,309	-	38,667
22年度	22,395	36,480	1,679	818	2,497	-	38,977

イ 国保加入割合（年間平均）

単位：世帯、人、%

国保年金課調

年 度	世 帯	国保加入世帯		人 口	国保加入者	
			加入率			加入率
18年度	51,967	24,775	47.67	127,432	44,805	35.16
19年度	52,445	25,258	48.16	127,563	44,146	34.61
20年度	53,127	21,966	41.35	128,313	38,032	29.64
21年度	53,894	22,141	41.08	129,005	38,667	29.97
22年度	54,118	22,395	41.38	129,314	38,977	30.14

※人口、世帯数については、翌年4月1日現在の数値で、国勢調査の確定数値に基づく数値を使用しています。

2 保険税

(1) 賦課と納付

ア 賦課期日 4月1日

イ 賦課方式

[医療分]

- ① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（4.6/100）
 - ② 資産割額 固定資産税の土地家屋分の税額×税率（16/100）
 - ③ 均等割額 加入者1人当たり 19,000円
 - ④ 平等割額 加入世帯1世帯当たり 20,000円
- ①+②+③+④=年税額（限度額500,000円）

[後期高齢者支援分]

- ① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（0.95/100）
 - ② 資産割額 固定資産税の土地家屋分の税額×税率（2/100）
 - ③ 均等割額 加入者1人当たり 3,000円
 - ④ 平等割額 加入世帯1世帯当たり4,000円
- ①+②+③+④=年税額（限度額130,000円）

[介護分]

- ① 所得割額 40～64歳までの加入者の賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（1／100）
 - ② 資産割額 40～64歳までの加入者の固定資産税の土地家屋分の税額×税率（2.5／100）
 - ③ 均等割額 40～64歳までの加入者1人当たり 4,800円
 - ④ 平等割額 40～64歳までの加入世帯1世帯当たり 4,200円
- ①+②+③+④=年税額（限度額100,000円）

ウ 納税義務の発生と消滅

取得した場合 取得した日の属する月から月割りをもって算定した額

喪失した場合 喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって算定した額

エ 低所得世帯の軽減

(ア) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円以下の世帯については、均等割額と平等割額の6割相当額を減額

(イ) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円に1人につき（当該納税義務者を除く）24万5千円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の4割相当額を減額

※① 世帯の被保険者が国民健康保険から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行することにより、被保険者人数が減少しても、軽減判定の対象者とします。

② 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した所得で判定。

(ウ) 世帯の被保険者が国民健康保険から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行することにより単身となる場合、医療分と後期高齢者支援分に係る平等割額の5割相当額を減額

オ 納 期

(ア) 普通徴収 6月から翌年3月までの10回

(イ) 特別徴収 4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回

カ 納税通知書発行回数

年1回（6月）

(2) 徴 収

ア 徴収方法

(ア) 普通徴収 座間市指定金融機関等で、納付書又は口座振替により納付

(イ) 特別徴収 公的年金からの差引きにより納付

イ 滞納整理

文書・電話による催告、差押、公売、収納嘱託員が個別徴収

(3) 保険税の収納状況

単位：円

国保年金課調

年 度	調定額		
	現年度分	滞納繰越分	計
18年度	3,778,577,000	1,858,603,376	5,637,180,376
19年度	3,792,691,800	1,900,827,017	5,693,518,817
20年度	3,275,212,900	1,961,223,768	5,236,436,668
21年度	3,307,183,200	2,027,455,243	5,334,638,443
22年度	3,114,632,200	2,049,030,893	5,163,663,093

年 度	収入済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
18年度	3,310,881,181	255,649,410	3,566,530,591
19年度	3,331,966,569	249,108,046	3,581,074,615
20年度	2,789,642,198	212,275,588	3,001,917,786
21年度	2,781,405,599	205,652,910	2,987,058,509
22年度	2,643,841,516	211,322,477	2,855,163,993

年 度	不納欠損額		
	現年度分	滞納繰越分	計
18年度	4,500	143,760,368	143,764,868
19年度	132,100	135,727,109	135,859,209
20年度	0	185,754,438	185,754,438
21年度	72,100	268,950,630	269,022,730
22年度	134,500	300,831,477	300,965,977

年 度	収入未済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
18年度	467,691,319	1,459,193,598	1,926,884,917
19年度	460,793,131	1,515,991,862	1,976,784,993
20年度	485,570,702	1,563,193,742	2,048,764,444
21年度	525,705,501	1,552,851,703	2,078,557,204
22年度	470,656,184	1,536,876,939	2,007,533,123

年 度	収納率		
	現年度分	滞納繰越分	計
18年度	87.62	13.75	63.27
19年度	87.85	13.11	62.90
20年度	85.17	10.82	57.33
21年度	84.10	10.14	55.99
22年度	84.88	10.31	55.29

(4) 保険税（現年度分）1世帯当りの額、被保険者1人当たりの額（介護分含む）

単位：円、%

国保年金課調

年 度	1世帯当たり		1人当たり					
			一般被保険者分		退職被保険者分		計	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
18年度	152,516	100.1	81,024	102.6	95,335	98.3	84,334	102.0
19年度	150,158	98.5	82,333	101.6	96,776	101.5	85,912	101.9
20年度	149,104	99.3	89,425	108.6	89,418	92.4	86,117	100.2
21年度	149,369	100.2	83,735	93.6	113,788	127.3	85,530	99.3
22年度	139,077	93.1	78,035	93.2	107,288	94.3	79,909	93.4

※一般被保険者分の平成18年度及び19年度には老人医療受給対象者を含む。

3 保険給付

(1) 保険の給付

ア 療養給付費

病気やけがをして診療や治療を受けた場合、病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担金を支払うだけで医療給付を受けることができ、残りの7割から8割を国保が負担します。（70歳以上74歳未満の方の1割分は、国負担）

- (ア) 義務教育就学前の方 2割自己負担
- (イ) 義務教育就学前以上70歳未満の方 3割自己負担
- (ウ) 70歳以上74歳未満の方 1割自己負担(一定以上の所得者は3割)

イ 療養費

不慮の事故などで国保を扱っていない病院などで治療を受けたときや、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定後に自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、次のような場合も同様の扱いとなります。

- (ア) 手術などで輸血に用いた生血代（医師が認めた場合）
- (イ) コルセットなどの補装具代（医師が認めた場合）
- (ウ) はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）
- (エ) 骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- (オ) 海外渡航中に診療を受けたとき

ウ 高額療養費

(7) 70歳未満の人の場合

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で下表の限度額を越えて一部負担金を支払ったとき、その超えた分が支給されます。また、同じ世帯で12カ月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるとき、4回目以降の限度額が下がります。

区 分	限度額（3回目まで）	4回目以降	合算対象 基準額
上位所得者	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	83,400円	21,000円
一 般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円	21,000円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	21,000円

※① 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が600万円を越える世帯の方です。なお、所得が未申告の場合は上位所得者とみなされます。

② 70歳未満については、同一世帯で同一月に一部負担金21,000円（住民税非課税世帯も同額）以上の支払いが2回以上あった場合は、その額を合算して限度額を超えた分が支給されます。

(i) 70歳以上の人の場合

70歳以上の人は、先に外来（個人単位）の自己負担限度額(a)を適用します。同一月に入院がある場合は、外来と合算して(b)の自己負担限度額までの負担となります。

区 分	負担 割合	外 来 (個人単位) (a)	外来+入院（世帯単位） (b)	合算 対象 基準額
		現役並み所得者	3割	
一 般	1割	12,000円	44,400円	1円
低所得者Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	1円
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	1円

※① 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）。

② 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる人。

③ 70歳以上については、1円から合算対象となります。

(ウ) 70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯にいる場合

70歳未満と70歳以上が同じ世帯でも、合算することができます。70歳以上の自己負担限度額をまず計算し、それに70歳未満の合算対象基準額（21,000円以上の自己負担額）を加えて、70歳未満の自己負担限度額を適用して計算します。

(エ) 厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

長期特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全など）の人は、「特定疾病療養費受療証」（申請により交付）を提示すれば、自己負担は1か月10,000円までとなります。

※ 人工透析を要する70歳未満の上位所得者は20,000円。

(オ) 70歳未満の者の入院に係る高額療養費現物給付の場合(平成19年4月1日新設)

入院時の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると支払いは自己負担限度額までとなります。

エ 出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。

平成18年 9月まで 1件 300,000円

平成20年12月まで 1件 350,000円

平成21年 9月まで 1件 380,000円

平成21年10月から 1件 420,000円

オ 葬祭費

被保険者が死亡したときに支給されます。

平成18年 9月まで 1件 80,000円

平成19年 3月まで 1件 65,000円

平成19年 4月から 1件 50,000円

(2) 保険給付の状況

単位：件、円

国保年金課調

年 度	区 分	療養諸費			
		件 数	費用額	保険者負担額	一部負担金
18年度	一般分	302,628	5,341,453,030	3,884,974,775	1,206,018,572
	退職分	206,373	3,985,644,846	3,000,673,707	881,665,710
	計	509,001	9,327,097,876	6,885,648,482	2,087,684,282
	老健分	192,532	5,094,032,293	4,479,810,767	614,221,526
19年度	一般分	299,159	5,299,727,955	3,882,065,402	1,173,272,330
	退職分	228,962	4,515,207,105	3,430,502,854	979,404,281
	計	528,121	9,814,935,060	7,312,568,256	2,152,676,611
	老健分	188,792	5,079,242,165	4,419,638,823	659,603,342
20年度	一般分	479,436	8,938,908,206	6,508,132,493	1,978,979,602
	退職分	53,572	1,119,820,836	809,882,334	281,304,993
	計	533,008	10,058,729,042	7,318,014,827	2,260,284,595
21年度	一般分	512,639	9,747,358,277	7,090,851,518	2,169,983,153
	退職分	40,996	821,347,256	573,916,575	222,473,918
	計	553,635	10,568,705,533	7,664,768,093	2,392,457,071
22年度	一般分	521,999	10,099,741,521	7,361,445,435	2,241,190,460
	退職分	41,606	874,193,087	610,898,498	231,273,676
	計	563,605	10,973,934,608	7,972,343,933	2,472,464,136

年 度	区 分	療養諸費				
		他法負担分		1件当たり 費用額	1人当たり	
		他法優先	国保優先		費用額	保険者負担
18年度	一般分	0	250,459,683	17,650	192,735	140,181
	退職分	0	103,305,429	19,313	384,603	289,556
	計	0	353,765,112	18,324	244,954	180,835
	老健分	0	0	26,458	757,139	665,846
19年度	一般分	0	244,390,223	17,715	198,603	145,477
	退職分	0	105,299,970	19,720	412,725	313,574
	計	0	349,690,193	18,585	260,862	194,354
	老健分	0	0	26,904	778,905	677,755
20年度	一般分		451,796,111	18,645	256,144	186,490
	退職分		28,633,509	20,903	357,314	258,418
	計		480,429,620	18,872	264,481	192,417
21年度	一般分		486,523,606	19,014	268,094	195,029
	退職分		24,956,763	20,035	355,716	248,556
	計		511,480,369	19,090	273,326	198,225
22年度	一般分		497,105,626	19,348	276,857	201,794
	退職分		32,020,913	21,011	350,097	244,653
	計		529,126,539	19,471	281,549	204,540

※① 平成20年度から、後期高齢者医療制度の施行に伴い老健分のデータなし。

② 国事業状況報告書の変更に伴い、「他法優先」及び「国保優先」の欄を変更し、他法負担分としました。また、指定公費分（一部負担の2割から1割措置としての1割分）が他法負担分に含まれます。

③ 平成20年度から退職被保険者の対象年齢が変更。変更後は60歳から65歳未満まで。

4 経理状況

(1) 決算状況

ア 歳入

単位：円、%

国保年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		療養給付費交付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18年度	3,566,530,591	30.64	2,394,743,742	20.58	3,011,771,734	25.88
19年度	3,580,874,615	29.60	2,243,604,239	18.55	3,271,785,611	27.05
20年度	3,001,917,786	24.98	2,410,695,981	20.06	1,180,386,648	9.82
21年度	2,987,058,509	24.02	2,619,070,866	21.06	710,758,062	5.72
22年度	2,855,163,993	22.06	2,712,872,124	20.97	552,293,000	4.27

年 度	前期高齢者交付金		県支出金		共同事業交付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18年度	0	0.00	463,387,221	3.98	612,202,424	5.26
19年度	0	0.00	473,182,660	3.91	1,036,480,774	8.57
20年度	2,195,974,124	18.28	486,633,290	4.05	1,120,444,431	9.33
21年度	2,736,925,910	22.01	533,606,234	4.29	1,319,799,692	10.62
22年度	3,305,700,664	25.55	520,598,309	4.02	1,273,612,295	9.84

年 度	繰入金					
	保険基盤安定		一般会計		基金繰入金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18年度	249,967,697	2.15	1,080,852,000	9.29	0	0.00
19年度	249,926,531	2.07	1,023,836,000	8.46	76,424,000	0.63
20年度	198,036,540	1.65	1,342,653,000	11.17	0	0.00
21年度	211,348,667	1.70	1,270,918,000	10.22	5,000,000	0.04
22年度	226,327,342	1.75	1,402,793,000	10.84	2,000,000	0.02

年 度	繰越金		その他の収入		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18年度	227,194,291	1.95	31,400,410	0.27	11,638,050,110	100.00
19年度	115,633,916	0.96	24,379,280	0.20	12,096,127,626	100.00
20年度	59,170,339	0.49	20,209,205	0.17	12,016,121,344	100.00
21年度	14,981,060	0.12	24,861,325	0.20	12,434,328,325	100.00
22年度	50,498,610	0.39	37,950,373	0.29	12,939,809,710	100.00

イ 歳 出

単位：円、%

国保年金課調

年 度	総務費		保険給付費		後期高齢者支援金等	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18年度	209,860,391	1.82	7,706,772,481	66.88	0	0.00
19年度	281,954,339	2.34	8,139,357,189	67.63	0	0.00
20年度	223,769,515	1.86	8,230,646,197	68.58	1,474,544,300	12.29
21年度	217,731,323	1.76	8,642,459,251	69.79	1,613,475,433	13.03
22年度	238,221,052	1.84	9,038,960,755	69.95	1,553,844,793	12.02

年 度	前期高齢者納付金等		老人保健拠出金		介護納付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18年度	0	0.00	2,057,040,030	17.85	721,293,811	6.26
19年度	0	0.00	1,854,107,041	15.40	678,461,110	5.64
20年度	1,985,479	0.02	192,078,349	1.60	614,759,879	5.12
21年度	4,587,746	0.04	3,608,161	0.03	596,751,972	4.82
22年度	2,682,262	0.02	4,845,572	0.04	628,204,120	4.86

年 度	共同事業拠出金		保健事業費		基金積立金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
18年度	597,676,322	5.19	10,190,329	0.09	77,212,087	0.67
19年度	1,050,980,373	8.73	10,023,533	0.08	193,810	0.00
20年度	1,167,749,046	9.73	65,831,331	0.55	60,964	0.00
21年度	1,210,302,182	9.77	81,821,933	0.66	971	0.00
22年度	1,220,102,381	9.44	79,871,002	0.62	256	0.00

年 度	その他の支出		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比
18年度	142,370,743	1.24	11,522,416,194	100.00
19年度	21,879,892	0.18	12,036,957,287	100.00
20年度	29,715,224	0.25	12,001,140,284	100.00
21年度	13,090,743	0.10	12,383,829,715	100.00
22年度	156,338,596	1.21	12,923,070,789	100.00

ウ 収支差引額

単位：円、%

国保年金課調

年 度	収支差引額
18年度	115,633,916
19年度	59,170,339
20年度	14,981,060
21年度	50,498,610
22年度	16,738,921

(2) 一人当たりの決算状況

ア 歳入

単位：円、%

国保年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		療養給付費交付金		前期高齢者交付金	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
18年度	79,601	101.67	53,448	89.41	67,220	122.58	0	-
19年度	81,114	101.90	50,822	95.09	74,113	110.25	0	-
20年度	78,931	97.31	63,386	124.72	31,037	41.88	57,740	皆増
21年度	77,251	97.87	67,734	106.86	18,382	59.23	70,782	122.59
22年度	73,253	94.82	69,602	102.76	14,170	77.09	84,812	119.82

年 度	県支出金		共同事業交付金		繰入金			
	金 額	前年比	金 額	前年比	保険基盤安定		一般会計	
					金 額	前年比	金 額	前年比
18年度	10,342	126.03	13,664	272.08	5,579	103.64	24,123	77.97
19年度	10,719	103.65	23,478	171.82	5,661	101.47	23,192	96.14
20年度	12,795	119.37	29,461	125.48	5,207	91.98	35,303	152.22
21年度	13,800	107.85	34,133	115.86	5,466	104.97	32,868	93.10
22年度	13,357	96.79	32,676	95.73	5,807	106.24	35,990	109.50

年 度	繰入金		繰越金		その他の収入		計	
	基金繰入金		金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
	金 額	前年比						
18年度	0	-	5,071	506.09	701	77.20	259,749	106.30
19年度	1,731	皆増	2,619	51.65	552	78.74	274,001	105.49
20年度	0	皆減	1,556	59.41	531	96.20	315,947	115.31
21年度	129	皆増	387	24.87	643	121.09	321,575	101.78
22年度	51	39.53	1,296	334.88	974	151.48	331,988	103.24

イ 歳出

単位：円、%

国保年金課調

年 度	総務費		保険給付費		後期高齢者支援金等		前期高齢者納付金等	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
18年度	4,684	87.58	172,007	106.41	0	-	0	-
19年度	6,387	136.36	184,374	107.19	0	-	0	-
20年度	5,884	92.12	216,414	117.38	38,771	皆増	52	皆増
21年度	5,631	95.70	223,510	103.28	41,727	107.62	119	228.85
22年度	6,112	108.54	231,905	103.76	39,866	95.54	69	57.98

年 度	老人保健拠出金		介護納付金		共同事業拠出金		保健事業費	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
18年度	45,911	88.48	16,099	102.78	13,339	301.11	227	102.71
19年度	41,999	91.48	15,369	95.47	23,807	178.48	227	100.00
20年度	5,050	12.02	16,164	105.17	30,703	128.97	1,731	762.56
21年度	93	1.84	15,433	95.48	31,301	101.95	2,116	122.24
22年度	124	133.33	16,117	104.43	31,303	100.01	2,049	96.83

年 度	基金積立金		その他の支出		計	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
18年度	1,723	-	3,178	2,837.50	257,168	107.46
19年度	4	0.23	496	15.61	272,663	106.03
20年度	2	50.00	781	157.46	315,552	115.73
21年度	0	-	339	43.41	320,269	101.49
22年度	0	-	4,011	1,183.19	331,556	103.52

ウ 収支差引額

単位：円、%

国保年金課調

年 度	収支差引額	前年比
18年度	2,581	51.08
19年度	1,338	51.84
20年度	395	29.52
21年度	1,306	330.63
22年度	432	33.08

IV 国民年金

1 国民年金

国民年金は、我が国の公的年金の土台として、全国民共通の基礎年金を支給する制度です。

このため、自営業の人、会社などに勤務するサラリーマンや公務員の人、サラリーマン等の配偶者も、20歳から60歳までは国民年金に強制加入となります。

国民年金は、老齢になったとき「老齢基礎年金」、障がい者になったとき「障害基礎年金」、遺族になったとき「遺族基礎年金」が支給されます。

(1) 国民年金に必ず加入する人（強制加入）

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人たちです。

ア 第1号被保険者

自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーアルバイター、無職の人など

イ 第2号被保険者

厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者及び共済組合の組合員

ウ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

(2) 国民年金に希望で加入する人（任意加入）

次に該当する人は、本人の希望によって任意加入することができます。

- ① 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ② 日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人
- ③ 昭和40年4月1日以前生まれで老齢基礎年金等の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人（平成17年4月1日より昭和40年4月1日以前生まれまで拡大）

(3) 被保険者適用状況

単位：人

社会保険事務所統計

年 度	第1号被保険者数			計	第3号被保険者	計
	強制加入	任意加入	60歳以上任意加入（再掲）			
18年度	21,322	352	297	21,674	12,833	34,507
19年度	20,354	391	328	20,745	12,558	33,303
20年度	20,235	375	316	20,610	12,320	32,930
21年度	20,776	395	332	21,171	12,012	33,183
22年度	20,540	381	318	20,921	11,884	32,805

(4) 年金給付関係

ア 国民年金受給状況（旧国民年金法関係（昭和61年3月以前適用分））

単位：人、千円

国保年金課調

年 度	受給者数						
	総 数	老齡年金	通算老齡年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
18年度	1,879	991	797	44	46	0	1
19年度	1,745	907	758	38	41	0	1
20年度	1,632	842	712	36	41	0	1
21年度	1,551	796	686	29	39	0	1
22年度	1,411	726	627	21	36	0	1

年 度	受給額						
	総 数	老齡年金	通算老齡年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
18年度	728,668	481,444	186,934	18,022	41,783	0	485
19年度	674,022	442,902	178,040	15,565	37,030	0	485
20年度	631,701	412,321	167,317	14,746	36,832	0	485
21年度	602,118	390,835	163,672	11,878	35,248	0	485
22年度	548,632	357,369	149,700	8,602	32,476	0	485

イ 基礎年金受給状況（新国民年金法関係（昭和61年4月以降適用分））

単位：人、千円

国保年金課調

年 度	受給者数					
	総 数	老齡基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金（障害福祉）	遺族基礎年金	寡婦年金
18年度	17,492	16,139	461	626	244	22
19年度	18,912	17,514	497	627	254	20
20年度	20,524	19,061	534	646	264	19
21年度	21,865	20,347	571	679	252	16
22年度	22,874	21,300	615	715	229	15

年 度	受給額					
	総 数	老齡基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金（障害福祉）	遺族基礎年金	寡婦年金
18年度	11,908,738	10,745,751	401,347	560,504	190,955	10,181
19年度	12,879,229	11,675,437	434,262	561,068	199,061	9,401
20年度	13,990,788	12,729,760	466,519	577,395	208,285	8,829
21年度	14,912,405	13,599,415	496,862	607,980	200,624	7,524
22年度	15,625,153	14,261,086	535,186	638,170	183,620	7,091

ウ 老齡福祉年金受給状況

単位：人、円

国保年金課調

年 度	受給権者数 (支給停止者含む)	年金額
18年度	10	1,667,400
19年度	6	1,217,400
20年度	5	1,217,400
21年度	1	405,800
22年度	1	405,800

X 福祉団体

1 座間市社会福祉協議会

社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき「共に生きる社会づくりに向けて」を基本理念に、市民誰もが安心して明るく楽しく暮らせる福祉社会を築くため、活動を進めている市民主体の民間福祉団体です。

現在の社会状況は、貧困、虐待、孤立死、自殺、DV等、すぐには解決に至らない深刻な福祉課題、生活課題が山積しています。

このような中、第2次座間市地域福祉活動計画における「地域人材の育成」「地域のネットワークづくり」「地域サロンづくり」「地区社会福祉協議会活動の支援」を着実に推進できる組織の経営基盤を基に、福祉コミュニティづくりに取り組むほか、迅速な情報発信を行うため平成23年4月1日からホームページを稼動しています。

所 在 〒252-0021

座間市緑ヶ丘1-2-1（市立総合福祉センター内）

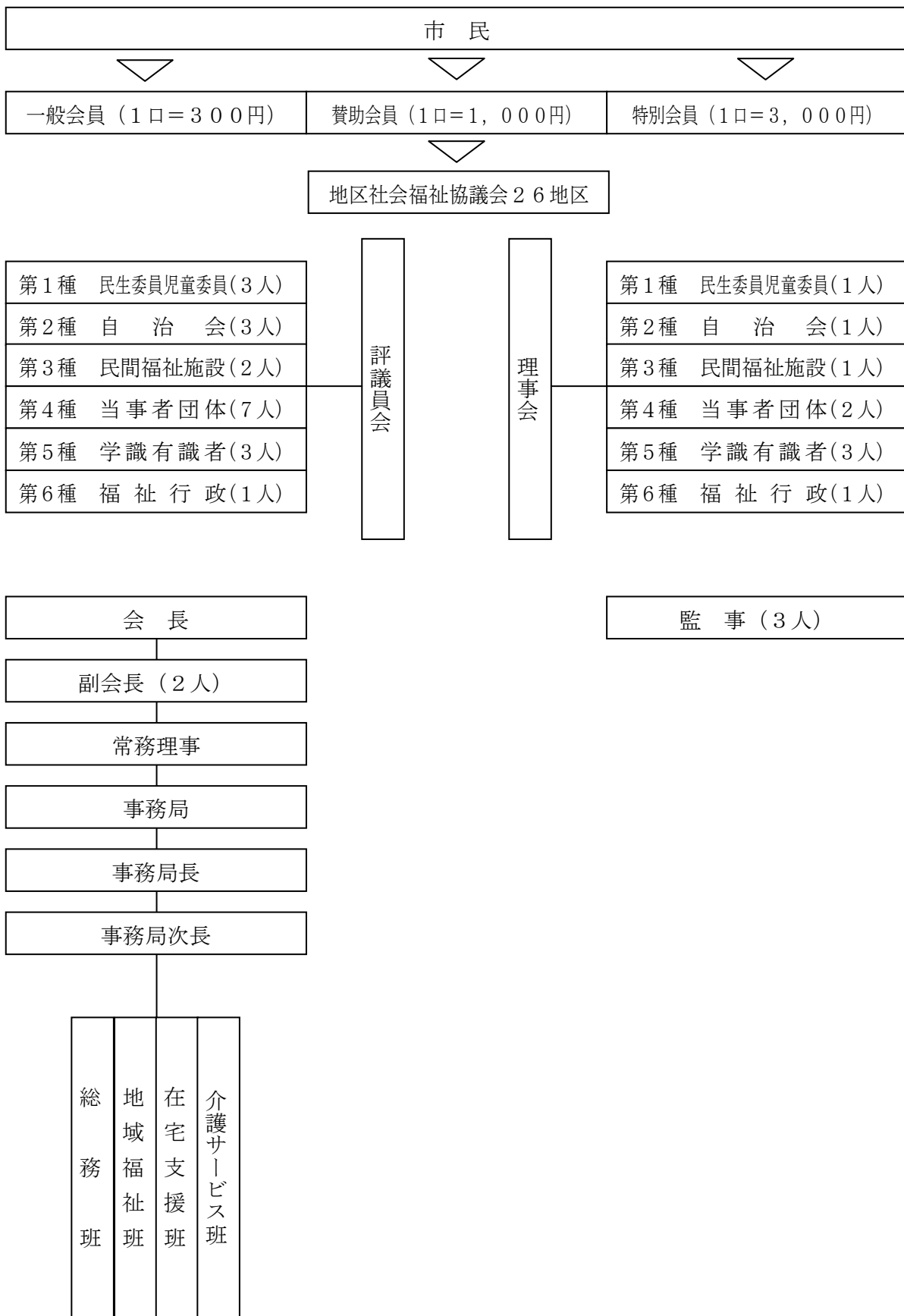
電 話	（代表、総務班）	046-266-1294
	（地域福祉班）	046-266-2001
	（ボランティアセンター）	046-266-2002
	（ほほえみサービス事業、ファミリー・サポート事業）	046-266-2003
	（通所介護事業）	046-266-2004
	（地域包括支援センター）	046-266-2005
	（訪問介護事業）	046-266-2006
	（訪問看護ステーション）	046-266-2007
	（居宅介護支援事業所）	046-266-2008
FAX		046-266-2009、046-266-2017

(1) 沿革

昭和	32年	7月	座間町社会福祉協議会として発足
	46年	11月	市制施行に伴い座間市社会福祉協議会と改称
	55年	4月	法人化により社会福祉法人座間市社会福祉協議会に改称、改組
	59年	6月	社会福祉法人座間市社会福祉協議会民間から会長就任
	63年	4月	座間市文化福祉会館に事務所移転
平成	2年	4月	社会福祉法人座間市社会福祉協議会10周年
	3年	4月	ホームヘルパー派遣事業を開始（市受託事業）
		8月	ほほえみサービス事業（有料援助）を開始
	7年	9月	ほほえみショップを市役所地下1階に開設
	8年	10月	配食サービス事業を開始（市受託事業）
	9年	8月	ボランティアセンターを開設
	10年	7月	結婚相談事業を開始（市受託事業）
	11年	3月	「地域福祉活動計画」策定
		4月	在宅介護支援センター事業を開始（市受託事業）
		7月	訪問看護ステーション事業を開始
		8月	訪問入浴サービス事業を開始（市受託事業）
	12年	4月	地域福祉権利擁護事業を開始 社会福祉法人座間市社会福祉協議会20周年 居宅介護支援事業所（介護保険制度）を開設 在宅サービス（訪問介護・訪問入浴）事業所を開設 生活支援型訪問介護事業を開始（市受託事業）
		6月	生きがい対応型デイサービス事業を開始
	13年	4月	座間市立総合福祉センターに事務所移転 配食サービス調理業務を開始（市受託事業）
		5月	福祉ミニバス運行事業を開始
		6月	生活支援型デイサービス事業を開始（市受託事業） レスパイトサービス事業を開始（市受託事業）
		7月	在宅サービス（通所介護サービス）事業を開始
	14年	10月	ファミリー・サポート事業を開設（市受託事業）
	15年	4月	居宅介護事業を開始（支援費制度）
	16年	4月	在宅サービス事業所（通所介護）祝日事業所を開設 ほほえみショップを障害者地域作業所連絡協議会に一部販売業務を委託
		6月	理事・評議員の定数改正

- 16年 8月 座間市社会福祉協議会「シンボルマーク」制定
財政調整基金の設置
- 17年 3月 生きがい対応型デイサービス事業・訪問指導事業を終了（市よりの受託終了）
- 18年 3月 配食サービス事業・移送サービス事業を終了（市よりの受託終了）
在宅介護支援センター事業を終了（市よりの受託終了）
- 4月 座間市立総合福祉センター指定管理事業の運営受託
地域包括支援センター（座間市社協地域包括支援センター）の運営受託
在宅サービス（障害福祉サービス居宅介護・移動支援）事業を開始
在宅サービス（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防通所介護）事業を開始
訪問介護ステーション（介護予防訪問介護ステーション）事業を開始
居宅介護支援（介護予防居宅介護支援）事業を開始
- 9月 レスパイトサービス事業を終了（市よりの受託終了）
- 19年 3月 福祉ミニバス運行事業・結婚相談事業を終了（市よりの受託終了）
生活支援型訪問介護事業を終了
- 22年 3月 訪問入浴事業並びに介護予防訪問入浴介護事業を終了
障害者訪問入浴事業を終了（市受託事業）
高齢者はり灸・マッサージ助成券支給事業を終了（市受託事業）
「第2次座間市地域福祉活動計画」を策定
- 4月 座間市と「災害時における協力に関する協定書」締結
社会福祉法人座間市社会福祉協議会30周年
- 8月 神奈川県・座間市合同総合防災訓練参加「災害救援ボランティアセンター」立ち上げ訓練実施

(2) 組織



ア 会員の区分

- ・一般会員 個人で協議会の趣旨に賛同する者
- ・賛助会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者
- ・特別会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者

イ 委員会等

・企画運営委員会

理事6人で構成され、総合的調整・企画及び事業の実施計画並びに実践方法等、検討協議を行います。

・広報委員会

理事5人で構成され、福祉意識の向上を図ることを目的とし、広報事業全ての研究討議を行います。

・事業所運営委員会

理事5人で構成され、事業所の運営・調整等の検討を行います。

・善意銀行委員会

役員等8人、ボランティア代表4人、学識経験者2人、福祉行政1人で構成され、市民等から寄せられた善意の浄財等の有効活用の検討やボランティア募集、また活動状況や啓発活動などを推進するための研究討議を行います。

・生活福祉資金貸付調査委員会

民生委員12人、役員等2人で構成され、国・県の貸付制度により、低所世帯及び障がい者世帯の更正助長を図るための貸付調査を行います。

ウ 地区社会福祉協議会

市内に26地区（平成23年3月31日現在）が組織されています。地区社協の活動は市社協や自治会等と連携し、地域ごとの状況によりきめ細かな活動を進めている自主的な地域の福祉団体です。

(3) 財 源

社協の財源は、補助金・受託金等の「補助金等」と会費や寄付金、共同募金配分金等の「自己財源」と「その他財源」に区分されます。

ア 財源の決算状況

単位：千円、%

社協調

年 度	補助金等		自己財源		その他財源		計
		構成比		構成比		構成比	
18年度	207,669,971	42.80	241,494,888	49.77	36,050,141	7.43	485,215,000
19年度	190,017,419	43.08	224,760,831	50.96	26,307,242	5.96	441,085,492
20年度	191,057,219	44.22	217,995,912	50.45	23,053,005	5.33	432,106,136
21年度	197,595,377	43.60	231,855,426	51.17	23,691,858	5.23	453,142,661
22年度	187,005,500	39.68	239,001,355	50.71	45,274,633	9.61	471,281,488

イ 自己財源の内訳

単位：円、%

社協調

年 度	会 費		寄付金収入		事業収入	
		構成比		構成比		構成比
18年度	7,095,479	2.94	1,224,046	0.51	11,411,072	4.72
19年度	7,039,359	3.13	1,529,341	0.68	9,928,234	4.42
20年度	6,811,508	3.13	954,859	0.44	10,329,845	4.74
21年度	6,728,084	2.90	1,429,369	0.62	12,563,289	5.42
22年度	6,638,863	2.78	1,386,532	0.58	13,695,891	5.73

年 度	共同募金配分金		介護保険		医療保険	
		構成比		構成比		構成比
18年度	7,522,373	3.12	160,963,567	66.65	10,287,095	4.26
19年度	7,861,616	3.50	147,689,261	65.71	11,044,794	4.91
20年度	7,223,268	3.31	143,918,064	66.02	9,358,595	4.29
21年度	6,295,322	2.72	145,662,052	62.82	15,341,525	6.62
22年度	6,857,231	2.87	153,870,561	64.38	14,958,705	6.26

年 度	利用料		雑収入		受取利息配当金収入	
		構成比		構成比		構成比
18年度	554,760	0.23	995,044	0.41	445,796	0.18
19年度	424,950	0.19	491,600	0.22	657,175	0.29
20年度	422,350	0.19	359,290	0.17	940,592	0.43
21年度	511,055	0.22	382,060	0.16	584,201	0.25
22年度	368,500	0.16	437,206	0.18	606,913	0.25

年 度	事業活動収入		計
		構成比	
18年度	40,995,656	16.98	241,494,888
19年度	38,094,501	16.95	224,760,831
20年度	37,677,545	17.28	217,995,912
21年度	42,358,469	18.27	231,855,426
22年度	40,180,953	16.81	239,001,355

ウ 会費の収入状況

単位：円、口

社協調

年 度	一般会員		賛助会員	
	会 費	口 数	会 費	口 数
18年度	6,046,200	20,154	117,000	117
19年度	5,540,700	18,469	175,000	175
20年度	6,441,504	18,179	127,000	127
21年度	6,373,084	18,275	121,000	121
22年度	6,257,863	16,420	153,000	153

年 度	特別会員		計	
	会 費	口 数	会 費	口 数
18年度	228,000	76	6,391,200	20,347
19年度	240,000	80	5,955,700	18,724
20年度	243,000	81	6,811,504	18,387
21年度	234,000	78	6,728,084	18,474
22年度	228,000	76	6,638,863	16,649

(4) 主な事業

公費助成と会費及び共同募金等の自己財源を基に、地域福祉・在宅福祉を中心に事業展開し、平成12年度からは介護保険事業にも積極的に取り組み、推進しています。

ア 地区社会福祉協議会の活動

地域の福祉活動はますます重要となり、市社協はもとより地域住民自らが真剣に取り組んでいかなければならない時期となっています。

このため、小地域福祉活動の推進母体としての地区社会福祉協議会が福祉意識の高揚と地域連帯の充実強化を柱に、自治会をはじめ民生・児童委員や老人会、子ども会等の参加の下、活動を推進しています。

○ 地区社会福祉協議会設置状況（平成22年4月）

地区名	地区名	地区名
新田宿地区	ふたばすみれ地区	相模が丘3丁目地区
四ツ谷地区	上栗原地区	相模が丘第4地区
座間地区	小池地区	相模が丘5丁目地区
鈴鹿長宿地区	相武台B地区	小松原地区
星の谷地区	広野台地区	相武台地区
皆原地区	ひばりが丘1丁目地区	栗原中央グリーントウン地区
立野台地区	ひばりが丘第2地区	ひばりが丘2丁目地区
緑ヶ丘地区	相模が丘第1地区	ひばりが丘5丁目地区
さがみ野地区	相模が丘2丁目地区	

イ 社協福祉まつり

福祉意識の高揚と連帯を高めることを目的に、福祉対象（児）者はもとより一般市民等との交流の場として実施しています。

平成22年度で27回目を迎え、例年、本会役員をはじめ関係団体やボランティア等により運営され盛大に開催されています。

平成6年度から、「ふれあいフェスティバル」の第2部として開催しています。

○ 福祉まつりの参加状況

単位：人

社協調

年 度	一般参加者	協力者	計
18年度	2,990	350	3,340
19年度	3,280	240	3,520
20年度	3,900	622	4,522
21年度	3,500	650	4,150
22年度	4,150	688	4,838

ウ ボランティア活動

福祉に係る制度等も多種あるものの、福祉対象者等が必ずしもその制度に該当し、適用されるとは限りません。

また、制度等に該当しても、さらに援助の手が必要なケースが多い中で、市民の心暖まる善意による援助の手は今後ますます期待され、必要となります。

このため、社協では市民ボランティアの育成と活動の援助に努めています。

○ ボランティア登録と活動状況

単位：人、団体

社協調

年 度	個人登録数	団体登録		活動延べ人数
		団体数	会員数	
18年度	650	59	1,445	4,834
19年度	343	58	1,560	4,895
20年度	299	59	1,616	3,846
21年度	260	60	1,530	3,812
22年度	288	57	1,397	3,536

○ ボランティア活動状況

単位：件

(平成22年度) 社協調

対 象	対人（外出援助、話し相手等）	作 業 (洗濯物畳み)	計
障がい（児）者	651	183	834
高齢者	980	1,189	2,169
乳幼児・児童	339	0	339
その他	120	74	194
計	2,090	1,446	3,536

エ ほほえみサービス事業

市民の相互扶助に基づいた、市民参加による登録制度の有料在宅福祉サービスです。平成3年8月開始。

- ・ 協力会員
事業に対する理解と熱意をもってサービス提供できる人
- ・ 利用会員
市内に居住する高齢者、障がい者、母子父子家庭等で日常生活を送る上で、支障があり、何らかの支援が必要な人
- ・ 内 容
自立支援を原則とする家事援助（調理、洗濯、掃除、買い物等）、身体介助（通院、外出時の介助等）
- ・ 利用時間
月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時
- ・ 利用料金（利用券）
1時間＝900円、30分＝450円

○ 利用登録及び活動状況

単位：件

社協調

年 度	利用会員数		協力会員数
	ほほえみ	生活支援	
18年度	169	117	111
19年度	23	-	108
20年度	20	-	107
21年度	22	-	75
22年度	22	-	75

※平成19年度生活支援は終了。

○ ほほえみサービス利用会員の区分

単位：人、%

社協調

年 度	高齢者					
	夫婦世帯		一人暮らし世帯		その他世帯	
	登録数	構成比	登録数	構成比	登録数	構成比
18年度	22	13.0	37	21.9	36	21.3
19年度	3	13.0	13	56.5	4	17.3
20年度	3	15.0	10	50.0	3	15.0
21年度	4	18.2	9	40.9	4	18.2
22年度	3	14.0	11	50.0	4	18.0

年 度	心身障がい(児)者世帯		母子・父子世帯		その他世帯		計
	登録数	構成比	登録数	構成比	登録数	構成比	
18年度	52	30.8	6	3.6	16	9.5	169
19年度	1	4.4	1	4.4	1	4.4	23
20年度	1	5.0	2	10.0	1	5.0	20
21年度	1	4.5	2	9.1	2	9.1	22
22年度	1	4.5	1	4.5	2	9.0	22

○ ほほえみサービス派遣実績

単位：回、時間

社協調

年 度	ほほえみ							
	高齢者世帯		障がい者世帯		その他		計	
	回数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回数	時 間
18年度	903	1,082.75	226	322.00	372	845.00	1,501	2,249.75
19年度	1,151	1,284.00	80	43.00	283	517.00	1,514	1,844.00
20年度	740	782.50	58	29.75	241	264.00	1,039	1,076.25
21年度	596	658.00	76	71.75	172	186.75	844	916.50
22年度	419	456.25	112	57.00	117	120.50	648	633.75

年 度	生活支援							
	上乗せ							
	独 居		老夫婦		老人その他		計	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
18年度	56	92.00	115	115.00	93	103.00	264	310.00

年 度	生活支援							
	横だし							
	独 居		老夫婦		老人その他		計	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回数	時 間
18年度	710	864.00	230	330.00	32	64.00	972	1,258.00

※平成19年度生活支援は終了。

オ ファミリー・サポート事業

ファミリー・サポート事業は、「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを手助けしたい人」を引き合わせ、子育ての援助活動を応援する事業です。平成14年10月開始。

- ・ 協力会員（子育てを手助けしたい人）

この事業に対する理解と熱意を有する市内在住の20歳以上で、事務局の実施する講習会を受講した人

- ・ 利用会員（子育てを手助けしてほしい人）

原則として同居している親族であって、生後3カ月から小学3年生まで（障がいを持つ児童は小学6年生まで）の乳児、幼児又は児童のある人

- ・ 内 容
保育園、幼稚園、児童ホーム、小学校等の送迎、保育、預かり等
- ・ 利用時間
午前6時30分～午後9時
※原則として年末年始12月28日～1月4日は除く。
- ・ 利用料金
30分450円（兄弟で預ける場合は2人目から225円）

○ 登録会員の状況

単位：人

社協調

年 度	利用会員	協力会員	両方登録者
18年度	234	127	10
19年度	263	124	11
20年度	234	93	3
21年度	276	100	4
22年度	236	84	4

○ ファミリー・サポート事業活動状況

単位：回、時間

社協調

年 度	保育所・幼稚園の							
	送 り		迎 え		登園前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
18年度	624	312.0	536	277.0	171	106.0	296	436.5
19年度	371	186.0	250	125.0	50	43.5	183	303.0
20年度	276	138.0	220	110.0	26	25.5	84	81.5
21年度	192	103.0	278	145.5	45	42.5	173	140.0
22年度	442	221.5	704	352.5	94	69.0	572	561.5

年 度	小学校・児童ホームの							
	送 り		迎 え		登校前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
18年度	154	77	2,228	1,114.0	23	11.5	345	399.5
19年度	46	23.0	2,108	1,054.0	18	14.0	324	483.0
20年度	17	8.5	1,183	591.5	12	12.0	239	490.0
21年度	8	4.0	1,194	623.0	3	3.0	192	428.5
22年度	92	46.0	1,038	519.0	46	43.0	93	152.0

年 度	学童の放課後の預かり		保護者の買い物等、外出時の場合の援助		保育所・学校等休み時の援助		保育所・帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
18年度	33	33.0	15	42.0	1	8.5	22	42.0
19年度	72	143.5	22	74.5	4	2.0	4	5.5
20年度	0	0.0	154	429.0	0	0.0	0	0.0
21年度	0	0.0	96	223.0	0	0.0	0	0.0
22年度	0	0.0	24	73.5	0	0.0	0	0.0

年 度	他の子供の行事の場合の援助・冠婚葬祭		保護者の就労時（母子・父子家庭含む）の援助		保護者の病気、その他休養の場合の援助		その他	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
18年度	4	15.0	90	408.5	5	19.5	140	195.0
19年度	4	6.0	21	112.5	18	48.5	148	74.5
20年度	6	14.5	4	28.4	29	80.5	166	105.5
21年度	11	17.0	11	83.0	2	4.0	279	141.0
22年度	0	0.0	4	16.0	2	4.0	131	71.5

年 度	計	
	回 数	時 間
18年度	4,687	3,497.0
19年度	3,643	2,698.5
20年度	2,416	2,114.5
21年度	2,484	1,957.5
22年度	3,242	2,129.5

カ 日常生活自立支援事業

日常生活を営む上で支障のある方（認知症高齢者、知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者）の福祉サービスを利用する権利や日常の金銭管理又は財産を守るための事業です。

単位：件

社協調

年 度	日常相談			契約者		
	高齢者世帯	障がい者世帯	計	高齢者世帯	障がい者世帯	計
18年度	880	421	1,301	15	11	26
19年度	1,127	767	1,894	19	15	34
20年度	1,566	1,414	2,980	17	17	34
21年度	1,770	1,562	3,332	23	14	37
22年度	1,681	1,225	2,906	21	13	34

キ 長寿ふれあい事業（長寿お祝いの集い）

88歳以上の方、77歳の喜寿の方、65歳以上の一人暮らしの方を招き、市立市民文化会館で演芸等を実施しています。

単位：人

社協調

年 度	参加者数
18年度	407
19年度	401
20年度	433
21年度	472
22年度	486

ク 地域ふれあい会食会等

65歳以上の一人暮らしの方を招き、地域内の交流を深めています。また、78歳以上87歳までの方を年1回招き、長寿を祝い、社会参加を目的に相互交流の場をつくっています。

単位：人

社協調

年 度	参加者数	
	ふれあい（独居）会食会	地域ふれあい会食会
18年度	716	832
19年度	743	818
20年度	787	846
21年度	389	905
22年度	375	1,188

※ふれあい会食会は、平成21年度から、年2回（11・2月）から年1回（11月）に変更。

ケ 高齢者はり・灸・マッサージ助成券支給事業（市委託事業）

75歳以上の高齢者（施設入所者を除く）に対して、はり・灸・マッサージ助成券を支給し、健康保持や機能低下の防止等を図っていました。平成21年度から事業廃止。

- ・ 内 容 年間4枚（助成枚数は支給月により異なる。）
- ・ 助 成 額 助成券1枚単価2,000円
- ・ 配布方法 毎年4月に各老人憩いの家で配布
（指定日以降は、総合福祉センターで配布）

単位：枚、円

社協調

年 度	助成券利用枚数	助成額
18年度	3,178	6,356,000
19年度	2,516	5,032,000
20年度	2,513	5,026,000

コ チョッピリ先生連絡会の活動（市委託事業）

高齢者の生きがいや連帯等の向上を目的に、おおむね60歳以上の方が長年の経験や体験等を用い地域や学校等で活動する会員制の組織です。

手工芸、文芸、スポーツ、芸能踊り、芸能唄詩吟、よろず、おはやしの7部門となっています。

単位：人、回

社協調

年 度	会員数	活動回数
18年度	173	1,245
19年度	173	1,417
20年度	173	1,384
21年度	166	1,335
22年度	160	1,283

サ 座間市障害者団体連合会活動

市障害者団体連合会は、障がい（児）者等の福祉向上や会員増強と相互交流の増進を目的とし組織され、市や社協の補助金等により各種の事業を展開しています。

単位：人

（各年度末現在）社協調

年 度	座間市 身体 障害者 協会	座間市 視覚 障害者 協会	座間市 聴覚 障害者 協会	座間市 肢体 不自由 児者 父母 の会	座間市 腎友会	座間市 手を つなぐ 育成会	サポ- ト ざま	座間 やまびこ	ゆい まーる	計
18年度	124	35	32	16	58	76	32	23	-	396
19年度	125	35	32	16	52	82	34	26	-	402
20年度	125	35	32	16	52	82	34	26	-	402
21年度	112	27	31	16	55	69	30	27	28	395
22年度	112	27	31	-	55	69	30	27	28	379

シ 障害者激励一泊旅行

障がい者の激励と相互の親睦等を深めるため、一泊旅行を実施しています。

単位：人

社協調

年 度	参加者数
18年度	151
19年度	145
20年度	146
21年度	114
22年度	98

ス 障害者日帰りバス旅行

障がい者の憩いの場として、日帰りバス旅行を実施しています。

単位：人

社協調

年 度	参加者数
18年度	170
19年度	103
20年度	194
21年度	204
22年度	179

セ 腎機能障害者入浴券配布事業

単位：人

社協調

年 度	使用者数
18年度	22
19年度	17
20年度	20
21年度	23
22年度	15

ソ 生活資金貸付制度

低所得者世帯等で、緊急に生活資金等が不足した場合、つなぎ的に資金を融資しています。

- ・ 貸付限度額 25,000円
- ・ 償還期間 6カ月以内
- ・ 利 息 無利子
- ・ 保 証 人 市内在住の連帯保証人1人必要

単位：件

社協調

年 度	生活保護世帯	要保護世帯	計
18年度	173	11	184
19年度	172	12	184
20年度	231	10	241
21年度	295	4	299
22年度	361	6	367

タ 生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯及び障がい者世帯への世帯更正助長のための、国・県の融資制度です。各資金の融資項目により貸付額等が異なります。

単位：件

社協調

年 度	貸付件数
18年度	5
19年度	7
20年度	5
21年度	19
22年度	36

チ 母子家庭・父子家庭激励バス旅行

母子・父子家庭の福祉活動では、共同募金配分金等による「激励バス旅行」を夏休みの時期に実施しています。

単位：人

社協調

年 度	参加者数	行き先
18年度	172	横浜八景島シーパラダイス
19年度	336	東京ディズニーシー
20年度	239	富士急ハイランド
21年度	211	マザー牧場
22年度	115	湘南海岸、生命の星地球科学館

(5) 共同募金（県共同募金会座間市支会事務局）

社会福祉のための資金づくりには様々なものがありますが、法律に基づいて寄付金募集が行われるのは共同募金だけで、民間の社会福祉活動を維持向上させるための唯一の総合的な募金運動です。

例年、10月1日から12月31日までの期間で、国民的たすけあい運動として全国的に実施されています。

共同募金運動は、赤い羽根募金運動（10月1日から10月31日まで）と年末たすけあい募金運動（12月1日から12月31日まで）の二つに区分して実施されています。

赤い羽根募金運動で寄せられた募金は、社会福祉施設等の建設費や改修費等の一部に、また、障がい者の地域作業所等の施設整備費やボランティア活動等、民間福祉団体の運営費、活動費など、社会福祉向上のために寄与しています。

ア 共同募金の状況

単位：円

社協調

年 度	赤い羽根募金	年末たすけあい募金	計
18年度	7,340,310	6,712,535	14,052,845
19年度	7,449,436	6,972,751	14,422,187
20年度	7,139,985	6,746,558	13,886,543
21年度	6,843,500	6,350,493	13,193,993
22年度	6,636,239	6,170,544	12,806,783

イ 赤い羽根募金の状況

単位：円

社協調

年 度	法人募金	大口募金	戸別募金	街頭募金	職域募金
18年度	433,157	3,000	6,390,287	200,618	86,735
19年度	426,000	3,000	6,392,128	221,472	97,091
20年度	333,000	-	6,173,251	184,623	100,225
21年度	322,396	-	6,003,467	154,056	89,811
22年度	305,650	-	5,712,049	160,863	73,709

年 度	学校校内募金	預金利子	その他	計
18年度	143,314	875	82,324	7,340,310
19年度	164,363	2,400	142,982	7,449,436
20年度	166,739	-	182,147	7,139,985
21年度	123,172	-	150,598	6,843,500
22年度	148,089	-	235,879	6,636,239

※平成20年度から、大口募金、預金利子はその他に含む。

ウ 年末たすけあい募金の状況

単位：円

社協調

年 度	法人募金	大口募金	戸別募金	街頭募金	職域募金
18年度	131,000	0	6,019,489	282,775	80,945
19年度	201,000	50,350	6,164,608	288,946	92,886
20年度	124,146	-	5,987,185	215,218	125,210
21年度	145,000	-	5,693,038	191,829	69,992
22年度	219,000	-	5,471,903	190,078	66,509

年 度	学校校内募金	預金利子	その他	計
18年度	8,190	270	189,866	6,712,535
19年度	0	1,189	173,772	6,972,751
20年度	-	-	294,799	6,746,558
21年度	-	-	250,634	6,350,493
22年度	-	-	223,054	6,170,544

※平成20年度から、大口募金、預金利子はその他に含む。

2 日本赤十字社座間市地区

日本赤十字社は、社員をもって組織される特殊法人で、運営費は社員の社資とその他の寄付金によってまかなわれています。

また、その活動は、人道と博愛の精神を基調とし、明るい住みよい平和な社会を築くことを目的としています。

(1) 赤十字社員増強運動

赤十字思想の理解を深め、全戸社員加入を目標に社員増強運動を毎年5月に展開しています。

単位：円

福祉長寿課調

年 度	社資募集目標額	実績額
18年度	9,135,000	7,870,832
19年度	9,135,000	7,771,306
20年度	9,135,000	7,385,480
21年度	9,135,000	7,365,162
22年度	9,135,000	7,138,998

(2) 日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護

日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護要綱に基づき、災害救助法の適用を受けない火災、風水害、地震等の災害により、住家に半焼（壊）以上の被害を受けた被災者を応急に援護することを目的とし、日用品、寝具等生活必需品（援護物資）及び災害見舞金、並びに重傷見舞金及び死亡弔慰金の交付により、被災者の援護を行います。

ア 世帯に対する援護

区 分	内 容
援護物資	被災世帯構成員1人につき1セット
災害見舞金	被災世帯1世帯につき10,000円

イ 個人に対する援護

区 分	内 容
重傷見舞金	重傷者1人につき10,000円
死亡弔慰金	死亡者1人につき20,000円

XI 資料

1 市内保健福祉関係施設等一覧

(1) 他に分類されない公共施設

施設名	所在地	電話	設立年月
市立総合福祉センター	緑ヶ丘1-2-1	046-266-1294	2001年 4月
座間市社会福祉協議会		046-266-1294	1957年 7月
ボランティアセンター		046-266-2002	1997年 8月
市民健康センター	緑ヶ丘1-1-3	046-251-6822	1996年 9月
子育て支援センター	東原2-8-1	046-254-2634	2001年10月
第2子育て支援センター	相模が丘5-29-59	042-740-2788	2004年 7月
青少年センター	立野台1-1-4	046-253-8411	1978年 4月
座間市公民館	入谷1-3097	046-255-3131	1954年11月
北地区文化センター	相模が丘5-30-4	042-747-3361	1977年 4月
東地区文化センター	東原3-1-1	046-253-0781	1981年 4月
市立図書館	入谷3-5873	046-255-1211	1983年 4月
立野台コミュニティセンター	立野台3-14-12	046-255-0815	1990年 4月
新宿宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026	046-257-4871	1991年 4月
小松原コミュニティセンター	小松原1-45-14	046-257-9640	1992年 4月
東原コミュニティセンター	東原4-13-13	046-255-9770	1993年 9月
相模が丘コミュニティセンター	相模が丘3-38-1	046-258-3000	1996年11月
相武台コミュニティセンター	相武台3-4770-26	046-258-3001	1997年10月
栗原コミュニティセンター	栗原中央3-29-17	046-257-7210	2009年12月

(2) 市立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
栗原保育園	栗原中央6-5-28	046-251-1044	1965年 4月
相模が丘東保育園	相模が丘5-12-36	042-743-2200	1966年 4月
ちぐさ保育園	四ツ谷835	046-251-2202	1967年 4月
緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘6-3-16	046-252-0763	1969年 4月
東原保育園	東原4-12-18	046-251-5564	1970年 4月
相武台保育園	相武台3-4770-4	046-253-2523	1972年 4月
ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-58-1	046-254-9338	1974年 4月
小松原保育園	小松原1-29-8	046-255-6671	1977年 4月
相模が丘西保育園	相模が丘2-43-41	046-255-2100	1979年 4月

(3) 私立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
わかば保育園	座間1-3281	046-251-6776	1950年11月
座間保育園	入谷5-1803	046-251-0355	1951年 2月
やなせ保育園	入谷4-2629-16	046-251-5544	1970年 4月
座間子どもの家保育園	さがみ野1-8-25	046-253-2784	1972年 4月
あゆみ保育園	緑ヶ丘4-16-16	046-255-8691	1978年 4月
いその保育園	緑ヶ丘1-26-6	046-254-5772	1980年 4月
広野台保育園	広野台1-32-3	046-255-3616	1981年 4月
栗の実保育園	東原1-6-30	046-254-1929	1981年 4月
座間すこやか保育園	入谷4-2765-18	046-298-2555	2003年 5月

(4) 児童館

施設名	所在地	電話	設立年月
座間児童館	入谷5-1891-5	046-252-0621	1967年 5月
鳩川児童館	座間1-1922	046-255-5738	1977年 4月
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1	046-256-0236	1982年 5月
相模野児童館	広野台1-46-29	046-256-2419	1984年 4月

(5) 児童養護施設

施設名	所在地	電話	設立年月
成光学園	緑ヶ丘4-20-21	046-251-0128	1949年4月

(6) 高齢者関係施設

施設名	所在地	電話	設立年月
生きがいセンター	小松原1-45-21	046-251-8300	1989年 4月
相模が丘老人憩いの家	相模が丘2-43-39	046-256-4124	1979年 4月
ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘1-41-6	046-256-4013	1979年11月
立野台老人憩いの家	立野台3-20-41	046-256-4011	1980年10月
相武台老人憩いの家	相武台4-1441-1	046-255-3781	1982年 3月
栗原老人憩いの家	栗原中央5-8-1	046-252-5997	1983年 2月
座間老人憩いの家	座間2-2765	-	1983年 3月
入谷老人憩いの家	入谷4-2773-3	046-251-0102	1987年12月
社団法人座間市シルバー人材センター	小松原1-45-21 (生きがいセンター内)	046-254-5361	1990年 4月
特別養護老人ホーム「座間苑」	新田宿151	046-256-3363	1981年 5月
特別養護老人ホーム「栗原ホーム」	栗原中央6-1-18	046-251-1166	1987年 5月
特別養護老人ホーム「ベルホーム」	栗原1261-1	046-257-1121	1999年 5月
特別養護老人ホーム「サライ」	小松原1-17-15	046-298-6511	2008年 5月
特別養護老人ホーム「第二座間苑」	新田宿623	046-200-8338	2009年 5月
老人保健施設 老健さがみ	相模が丘6-21-27	046-266-5010	2000年 3月
老人保健施設 神奈川セントラルケアセンター	栗原912-2	046-298-2277	2001年 4月
有料老人ホーム「レスト・ヴィラ座間」	座間1-3412-1	046-251-6788	1988年 1月
有料老人ホーム「レスト・ヴィラ座間谷戸山」	入谷4-2741-3	046-252-6501	2006年 9月
有料老人ホーム「ベストライブ相武台」	緑ヶ丘4-7-3	046-266-6655	2003年 2月
住宅型有料老人ホーム高齢者住宅「こもれび」	新田宿201	046-298-0601	2009年 9月
プライムガーデンかながわ	入谷1-191-1	046-266-3939	2011年 3月
ケアレジデンスひばりが丘	ひばりが丘3-59-18	046-254-6227	2011年 9月
特例許可老人病院「相武台病院」	相武台1-4941-1	046-256-5111	1994年 7月
老人性認知症疾患相談病院「相模台病院」	相模が丘6-24-28	046-256-0011	1997年 5月
座間市社協訪問看護ステーション	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2006	1999年 7月
相模台訪問看護ステーション	相模が丘6-27-9	046-251-0363	1997年 8月
座間市社協地域包括支援センター	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2005	2006年 4月
地域包括支援センター第二座間苑	新田宿623	046-256-9007	2009年 4月
ベルホーム地域包括支援センター	栗原1261-1	046-258-2030	2006年 4月
相模台地域包括支援センター	相模が丘6-27-9	046-266-5222	2006年 4月
デイサービスセンター「ケアセンター座間苑」	新田宿125-4	046-255-7772	1997年11月
デイサービスセンター「栗原ホーム」	栗原中央6-1-18	046-251-1166	1987年10月
デイサービスセンター「ベルホーム」	栗原1261-1	046-258-2020	1999年 5月

施設名	所在地	電話	設立年月
デイサービスセンター「座間市社協在宅サービス事業所」	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2004	2001年 6月
栗原ホーム第2ケアセンター	栗原2382-8	046-258-3931	1996年10月
グループホーム「小松原」	小松原1-28-14	046-298-3360	2003年 3月
グループホーム「あいち」	相武台1-4947-10	046-298-7021	2007年10月
愛の家グループホーム座間	座間2-2884	046-252-3300	2011年 3月
小規模多機能居宅介護「ふれんどりの家」	座間2-2962-16	046-298-1177	2006年 9月
小規模多機能居宅介護 「リビング暖らん」	相武台1-4507 第6廣榮ビル402	046-298-5535	2008年 6月
小規模多機能居宅介護「ふれんどりの郷」	栗原中央4-23-12	046-210-3811	2008年10月
認知症対応型通所介護「タクロウ座間ポッポ」	立野台3-29-26	046-266-3371	2007年10月

(7) 障がい者関係施設

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
もくせい園	生活介護	栗原中央6-7-27	046-253-0804	1983年 4月
県立座間養護学校	-	入谷2-314-1	046-255-2251	1979年 4月
あおば福祉サービス	訪問入浴	新田宿207	046-298-0022	2004年 8月
アガペ壺番館	生活介護、短期入所、 日中一時支援	小松原2-10-14	046-254-7111	1999年 4月
アガペ第1作業所	就労移行、就労 継続B			1997年 8月
アガペ第2作業所	短期入所、就労移行、 就労継続B			2006年10月
赤い屋根	日中一時支援	座間2-969	046-400-9174	2006年10月
歩会	児童デイサービス	さがみ野1-8-14	046-251-0461	2003年 4月
いずみの郷	就労継続B	座間1-3409-2	046-252-5556	2010年 4月
いっぽ	共同生活介護	入谷1-3125-2	046-244-3920	2009年10月
いぶき	就労継続B	小松原1-45-21（生 きがいセンター 内）	046-253-0835	1983年 4月
ウィンディーザマ	地域活動支援センター	緑ヶ丘5-4-25	046-252-5117	1996年 5月
えのきの里	地域活動支援センター	相模が丘4-16-28	046-257-6210	1980年 4月
かざぐるま	地域活動支援センター	緑ヶ丘1-11-19	046-255-6160	2004年 4月
神奈川ライトハウス	地域活動支援センター	入谷3-1707-16 星野ハイツC-102	046-205-6040	2007年12月
きづき	就労移行、就労継続B	緑ヶ丘5-6-28	046-244-6915	2010年 3月
グローリー	就労継続B	緑ヶ丘5-4-25	046-244-5404	2010年 4月
ケアサポートあおぞ ら	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	栗原1763-29	046-251-1515	2010年 7月
サニーキッズ	児童デイサービス	緑ヶ丘1-2-1 市立総合福祉センター内	046-252-7176	2001年 4月
さくらんぼ	就労継続B	栗原1151-1	046-255-5583	1995年 4月
ざま福祉会	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	東原4-12-51	046-253-6702	2000年 4月
サンセール	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷3-1702-1 アクセス101	046-298-5855	2005年 9月
座間市社会福祉協議会	居宅介護、重度訪問介護	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2006	2006年 4月

施設名	分類	所在地	電話	設立年月
スカイプラザ	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷1-45-2	046-256-0422	2000年 3月
スマイル	共同生活介護	相模が丘2-32-23	042-705-2556	2010年 9月
セントケア座間	居宅介護、重度訪問介護	緑ヶ丘6-25-15 野島ビル1階	046-298-1050	2004年 7月
てまり	居宅介護、重度訪問介護、 移動支援	入谷4-2690-45	046-257-8754	2001年 5月
トランステック	就労継続A	栗原871-1	046-254-5442	1994年11月
ナースケア県央	居宅介護、重度訪問介護	入谷5-2478-5	046-256-0172	2009年 6月
ピープル	居宅介護、重度訪問介護	相模が丘1-40-15	046-252-6906	1987年10月
ヒューマンサービス	就労移行	栗原871-1	046-254-5442	2010年 7月
ホップステップ	児童デイサービス	入谷4-2690-45	046-257-8754	2006年 3月
生活ホームみどり	共同生活介護	ひばりが丘1-29-5	046-258-3115	1998年 4月
緑の家	生活介護	東原1-9-51	046-257-3539	1991年 4月
緑の家	就労継続B	東原1-9-52	046-257-1858	1995年 4月
緑の家	日中一時支援	東原2-8-1 通園センター内	046-254-2655	2006年10月
緑の家	地域活動支援センター	東原1-9-65	046 -251-1596	2009年 4月
ゆめひろば	居宅介護、重度訪問介護、 就労移行、就労継続B、移動支援	緑ヶ丘5-5-22	046-205-8350	2005年 1月

2 社協登録ボランティアグループ一覧

グループ名	主な活動内容	会員数
座間市手話サークル星の会	聴覚障がい者の福祉向上のための手話活動	48
座間市点訳サークルあかり会	視覚障がい者の福祉向上のための点訳活動	23
座間録音奉仕グループ泉の会	視覚障がい者の福祉向上のための録音活動	33
拡大写本サークルつばさ	視覚障がい（児）者の教科書等の拡大写本活動	29
座間市視覚障害者誘導グループ	視覚障がい者の福祉向上のための外出援助活動	15
要約筆記と手話「ひまわり会」	聴覚障がい者の福祉向上のための要約筆記活動	40
食生活改善推進団体ひまわり会	食生活の向上のための活動	54
皆原しらかし会	雑巾作成、施設行事手伝い等	25
あしたばの会	福祉施設支援活動	9
成光学園ボランティアクラブ	児童、学生等の勉学指導等の活動	40
樗の会	地域福祉推進活動	27
座間にほんご教室	外国人への日本語指導、情報提供等	15
よもぎの会	募金活動等	99
マザーズクラブ	福祉全般援助	11
座間精神保健ボランティアグループひだまり	精神障がい者への理解と地域での援助活動	8
神奈川女性協議会コスモスグループ	福祉施設支援活動	65
福祉工房グループ ざま	福祉対象者への住宅大工仕事活動等	7
オカリナ・ピーポの会	オカリナによる施設慰問活動	18
演奏家グループ「ショコラ」	演奏活動による施設慰問活動	9
アナウンス・サポート希夢	式典、イベント等の司会、朗読活動等	3
座間子育てボランティアグループ アクティヴ・ママ	乳幼児を抱える母親を中心に、子育てサロン、講座、ミニコミ誌等の発行	20
ざま子育て支援ボランティア つくしんぼの会	子育て支援活動	8
ふれあいサロン ハグハグ	子育て支援（0～3歳児までの母・子のおしゃべりサロン）活動	9
ぴよぴよサークル	子育て支援活動	40
サークル「かがやき」	演芸による福祉施設訪問活動等	8
交通安全劇場	子供を対象とした交通劇、人形劇による交通規則等の指導	5
大正琴&ベル&朗読劇団ONE♡ハート	大正琴とハンドベルによる施設訪問活動	129
不登校ひきこもり居場所あすなろ	不登校児童やひきこもりの方々の居場所づくり	15
日本語サークル「わ」	外国人に対する日本語指導、情報提供等	15
車椅子レクダンス普及会「矢車草の会」座間支部	車椅子フォークダンスの指導等	26
ZAMA生涯学習ボランティア研究会	暮らしを豊かにする講座の企画等	16
ざま生涯学習コーディネーター連絡会	学習情報の提供と学習相談	17
ファミリースペース「こんにちわ」	精神保健に関する相談とサロン、食事会の実施	14
バリフリマップ座間	バリアフリーマップ作成、啓蒙活動	4
NPO法人 福祉住宅環境協会	福祉住宅改修等	60
日本語ボランティアサークル「そら」	外国人に対する日本語指導等	10
座間市パソコンボランティアグループ「パソボラZAMA」	高齢者や障がい者へのパソコン指導	6
山歩きサークル「ブロッケン」	知的がい害者支援	45
セルフカウンセリング学習会「ナチュラル」	セルフカウンセリング活動	6
音楽療法ボランティア団体桜花合唱団	高齢者や障がい者施設等への合唱慰問活動	8
ざま座	福祉施設等への演劇慰問活動	8
ざま弦楽アンサンブル	福祉施設等への弦楽合奏慰問活動	20
ざまりードアンサンブル	ハーモニカの指導及び施設慰問活動	13
サークル白ゆり	花壇等地区の美化活動	23
座間地区更生保護女性会	子育て支援活動	16
ひらけごま	地域精神保健福祉支援活動	6

グループ名	主な活動内容	会員数
佳遊桜花会	福祉施設等への音楽等慰問活動	20
シルバー・コーラスざま	シルバーによるコーラス慰問活動	38
お直流舞踊銭太鼓 直伎久会	銭太鼓による慰問活動	70
いづみソフト会	地域の支援活動	33
ざま災害ボランティアネットワーク	災害に関する各種訓練、啓蒙活動	47
座間ハーモニカ「朋」	ハーモニカでの施設慰問活動	18
座間キャラバン隊	知的障がい児の保護者向けの勉強会、講演活動	7
ふれんど宙船（シップ）	知的障がい児の理解者を増やす講演活動	6
さがみ野コスモス会	社交ダンスを通しての慰問活動	10
ギターサークルサニーアンサンブル	ギター演奏での慰問活動	4
小松原いきいき会	障がい者施設、その他各種団体のお祭りに参加、協力	21
計 57 団体		1,397

3 保健・医療・福祉関連年表

年 月	事 項
昭和21年 9月	生活保護法（旧）制定
	保健所法制定（→平成6年地域保健法）
22年	第1次ベビーブーム（昭和22～24年）
12月	児童福祉法制定
23年 5月	墓地、埋葬等に関する法律制定
6月	予防接種法制定
7月	民生委員法、優性保護法、公衆浴場法制定
9月	相模原町から座間町が分立
24年 4月	児童福祉法に基づく養護施設として（法）成光学園設立
12月	身体障害者福祉法制定
25年	身体障害者福祉協会発足
1月	国保事業開始
4月	新生活運動の一環として葬祭具貸し出し事業開始
5月	生活保護法（新）制定
	精神衛生法制定（→昭和62年精神保健法、平成7年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）
8月	狂犬病予防法制定
11月	私立わかば保育園開園
26年 2月	私立座間保育園開園
3月	社会福祉事業法、結核予防法制定
4月	社会福祉事業法施行に伴い高座地方事務所に福祉事務所設置
5月	児童憲章制定
11月	民生委員11人任命
27年 8月	日本赤十字社法制定
28年	母子相談員設置
	母子福祉資金の貸付開始
12月	民生委員定数15人任命
29年11月	市立公民館開館
32年 1月	工場誘致条例制定
4月	原水爆禁止協議会発足
7月	社会福祉協議会発足
33年	法外援護資金貸付開始
	敬老祝金支給事業開始
12月	国民健康保険法（新）制定
34年 4月	国民年金法制定
35年 3月	精神薄弱者福祉法制定（→平成10年知的障害者福祉法）
36年11月	児童扶養手当法制定
37年	長寿会改組（6地区）
38年 7月	老人福祉法制定
9月	敬老入湯会実施
39年 4月	心身障害者手当
6月	社会福祉法人「アガペ」が身体障害者授産施設を開設
7月	母子福祉法制定（→昭和56年母子及び寡婦福祉法）
40年 4月	栗原保育園開園
8月	母子保健法制定
12月	民生委員定数18人任命
41年 4月	相模台保育園開園（現相模が丘東保育園）
42年	育児相談実施

年 月	事 項
昭和42年 1月	国保事業医療費無料化制度発足（3歳未満、80歳以上）
4月	ちぐさ保育園開園 座間小学校に特殊学級を開設 全国に先駆けて特別福祉手当の支給
5月	座間児童館開館
43年 2月	栗原児童館開館
7月	国保事業重度身体障害者1・2級の10割給付開始
8月	文化福社会館開館
10月	結婚相談所発足
12月	民生委員定数36人任命
44年 4月	相模が丘児童館開館 国保事業6歳未満の歯科診療、75歳以上、中度身体障害者3・4級の10割給付開始 胃がん・子宮がん集団検診開始 社会福祉法人「アガペ」で福祉工場「自立社」を開設 緑ヶ丘保育園開園
45年 4月	東原保育園開園 私立やなせ保育園開園 座間中学校に特殊学級を開設
5月	心身障害者対策基本法（→平成5年障害者基本法）
10月	全国に先駆けて医療費無料化制度発足（75歳以上）
46年	第2次ベビーブーム（昭和46～49年）
4月	医療費無料化制度75歳から70歳に引き下げ
5月	児童手当法制定
6月	県立座間保健ステーションオープン
11月	市制施行 福祉事務所開設
47年	おむつ支給事業開始（高齢者）
4月	相武台保育園開園 私立座間子どもの家保育園開園 心身障害（児）者医療費扶助（障害者1級から4級、精薄者IQ75以下） 制度発足 老人家庭奉仕員制度発足
9月	老人スポーツ大会開催
10月	ひばりが丘・小松原児童館開館 小住宅改良資金貸付制度発足
12月	休日昼間救急診療事業開始 民生委員定数72人任命
48年	ホームヘルプサービス事業開始
1月	老人福祉法が一部改正され、国で医療費の無料化制度実施（70歳以上）
2月	市総合計画策定
4月	市ひまわり学園（重度心身障がい児の教育の場）開園 医療費無料化制度を68歳以上に引き下げ
9月	葬祭具貸し出し事業の一環として霊柩自動車購入 災害弔慰金の支給等に関する法律制定
49年 4月	ひばりが丘保育園開園 老人福祉電話貸付制度発足 高齢者、身障者入浴券支給制度発足 医療費無料制度を67歳以上に引き下げ

年 月	事 項
昭和49年 4月	老人、身障者サービス店誕生（福祉の店） 重度身体障害者授産施設「アガペ第二作業所」を開設
9月	第1回福祉大会開催 市民福祉憲章制定、9月15日を福祉の日とする
50年 4月	原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ受療券支給事業開始
8月	老人福祉センター（本郷荘）開設（3市1町の清掃処理組合で建設）
51年 1月	立野台児童館開館
2月	休日昼間夜間救急診療事業開始
4月	家庭保育福祉員制度スタート 日常生活用具貸与等事業（障がい者）開始
52年 4月	小松原保育園開園 鳩川児童館開館
5月	視力障がい者に声の広報配布
9月	福祉の日を福祉週間とする
12月	民生委員定数83人任命
53年 4月	私立あゆみ保育園開園 高齢者、身障者に理髪券支給制度発足 乳がん検診開始、風疹予防接種開始 母子相談員座間市に常駐となる （県）住宅設備改善助成 （県）自動車運転訓練費助成
9月	1歳6カ月健診実施（内科委託、歯科集団）
54年 1月	総合通園センター「サン・ホープ」開園
4月	相模が丘西保育園開園 相模が丘老人憩いの家完成 風しん個別接種開始 施設通所交通費助成 ねたきり老人等介護手当支給事業開始 （県）県立座間養護学校開校
5月	座間市高齢者事業団発足（→平成2年4月社団法人座間市シルバー人材センター）
11月	ひばりが丘老人憩いの家完成
55年 4月	ねたきり老人等入浴サービス事業開始 広域救急医療事業開始 市社会福祉協議会法人認可 私立いその保育園開園
6月	市新総合計画策定
10月	立野台老人憩いの家完成
56年	在宅老人短期入所事業開始 国際障害者年スタート
4月	私立広野台保育園、私立栗の実保育園開園 高齢者、身障者に美容券支給事業開始 （県）自動車改造費助成
6月	特別養護老人ホーム「座間苑」（旧称思水荘）オープン
7月	肺がん検診開始
57年 3月	相武台老人憩いの家完成
5月	ひばりが丘南児童館開館
7月	市核兵器廃絶平和都市宣言 広域大和斎場組合業務開始

年 月	事 項
昭和57年 8月	老人保健法制定
58年 2月	栗原老人憩いの家完成
4月	座間老人憩いの家完成 心身障がい者訓練施設「もくせい園」開園 市立図書館開館 老人保健法に基づく保健事業実施
5月	座間市健康づくり推進協議会発足
6月	心身障害者地域作業所「いぶき」オープン
10月	手話通訳者派遣事業
12月	民生委員定数96人任命
59年	老人クラブ助成事業開始
4月	相模野児童館開館 高齢者及び原子爆弾被爆者マッサージ等助成券支給事業開始 重度心身障害（児）者介護手当、福祉タクシー利用助成（障害者）開始
8月	社会福祉・医療事業団法制定
60年 3月	市立保健センター条例制定
4月	社会福祉国庫補助率暫定引き下げ（→平成元年恒久化） 平日夜間救急診療事業開始 機能訓練会開始 神奈川県「座間保健ステーション」を市に移管
6月	保健ステーションを改称、「保健センター」として開設
9月	市新総合計画後期基本計画策定
10月	第1回健康まつり開催
12月	市人口10万人突破
61年 4月	国保事業医療費無料化制度 医科2歳未満、歯科5歳未満に改正 老人健康教育開始（老人憩いの家7カ所）
6月	休日昼間歯科急患診療事業開始
12月	民生委員定数97人任命
62年 4月	有料老人ホーム「レスト・ヴィラ座間」オープン 手をつなぐ親の会による「えのきの里」オープン 社会福祉施設及び児童福祉施設の入所措置事務等が国の機関委任事務から団体委任事務に移行
5月	社会福祉士及び介護福祉士法制定 特別養護老人ホーム「栗原ホーム」オープン
9月	福祉週間を福祉月間に衣替えし、新たにスタート
10月	国保事業医療費無料化制度 医科1歳未満、歯科4歳未満に改正 「栗原ホーム」でデイサービス事業開始
12月	入谷老人憩いの家完成
63年 4月	痴呆性老人生活指導事業開始 身障者緊急一時保護事業開始 在宅訪問看護事業実施
7月	緊急通報システム貸与事業開始
平成元年	合計特殊出生率1.57となる（1.57ショック） 寝具乾燥丸洗い事業開始
3月	「座間市福祉プラン」策定
4月	「生きがいセンター」開所 大腸がん検診開始
9月	ガイドヘルパー派遣事業開始

年 月	事 項
平成元年11月	高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）策定（平成2～11年度）
12月	民生委員児童委員107人委嘱
2年 4月	生活ホーム「井上ホーム」開設
6月	福祉関係八法改正
8月	高齢者生活実態調査、心身障害児者生活実態調査、ボランティア活動実態調査の実施
3年 4月	在宅福祉サービス利用普及事業開始 ほほえみサービス事業開始 福祉車両貸出事業開始 地域作業所「緑の家第1」開所 社団法人座間市シルバー人材センター開所 訪問入浴サービス事業（高齢者、重度障がい者）開始
4年 4月	母子保健法一部改正 精神薄弱者更生施設（通所）「もくせい園」開設 親子教室（月2回）開始 がん予防教育（乳、肺、大腸3コース各2回）開始
5月	「高齢者保健福祉実態調査」実施
6月	老人性白内障眼鏡等助成事業開始
12月	民生委員児童委員116人委嘱
5年 4月	自動車燃料の助成
12月	「座間市高齢者保健福祉計画」を策定（平成8～14年度）
6年 1月	主任児童委員5人委嘱
3月	21世紀福祉ビジョン発表
4月	在宅介護支援センター（栗原ホーム、座間苑）開設
6月	保健所法が改正され、地域保健法に改称 母子保健法改正
12月	今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）策定 高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて（新ゴールドプラン）策定（平成7～11年度）
7年 4月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律制定 地域作業所「おおきの里」、「緑の家第2」開所
10月	小児医療費助成事業開始
11月	高齢社会対策基本法制定
12月	ノーマライゼーション7か年戦略（障害者プラン）策定（平成8～14年度） 民生委員児童委員126人委嘱
8年 5月	地域作業所「ウィンディーザマ」開所
9月	「市民健康センター（休日急患センター、保健センター）」開設
10月	ひとり暮らし老人等給食サービス事業開始 栗原ホーム第2ケアセンター開設
9年 1月	主任児童委員6人委嘱
3月	「ごま母子保健計画」策定（平成9～13年度）
4月	母子保健事業が県から委譲 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業開始
6月	児童福祉法改正
8月	「アガペ第三作業所（身障、通所授産施設）」開所 「ボランティアセンター（座間市社会福祉協議会内）」開所

年 月	事 項
平成 9年11月	デイ・サービスセンター座間苑開設
12月	介護保険法制定
10年 3月	特定非営利活動促進法（NPO法）制定
5月	「座間市障害福祉計画」策定（平成10～14年度）
12月	民生委員児童委員126人委嘱
11年 3月	地域振興券交付開始（平成11年7月まで）
4月	行政組織を一部改正し、福祉部を保健福祉部と名称を改める 「アガペ壺番館・アガペサポートセンター」開設
6月	男女共同参画社会基本法制定
7月	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）制定
12月	小児医療費助成事業所得制限廃止 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）策定（目標年次平成16年度） 今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）策定（平成12～16年度）
12年 1月	主任児童委員6人委嘱
2月	第三次座間市総合計画後期基本計画策定
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定（平成12～16年度） 老人保健施設「老健さがみ」が利用開始
4月	介護保険施行 介護保険施行に伴い、生活支援型訪問介護等の事業を開始 産後サポート事業の開始
5月	狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録に関する事務等を県から委譲 社会福祉事業法が改正され、社会福祉法に改称 併せて、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、民生委員法、生活保護法が改正、公益質屋法が廃止（社会福祉基礎構造改革） 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）制定
12月	「座間市福祉プラン」改訂（平成13～22年度） 提言「座間市における子育て支援について」（ざま子育て支援懇話会）
13年 1月	提言「座間市の『健康づくり』についての提言」（座間市健康づくり研究懇話会）
4月	グループホームひまわり開設 「総合福祉センター」（サニープレイス座間）開設 老人保健施設「神奈川セントラルケアセンター」が利用開始 健康なまちづくり事業開始 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス＝DV＝防止法）制定
5月	福祉ミニバス試験運行開始
6月	子育て相談ホットライン開設 レスパイト事業開始
8月	福祉サービス相談事業開始 「座間健康ふるさとマップ」発行
10月	子育て支援センター開設
11月	市制施行30周年

年 月	事 項
平成13年12月	民生委員改選(定員：民生委員児童委員132人、主任児童委員12人) 「ごま母子保健計画」改訂(平成14～18年度)
14年 4月	県央地域就労援助センター開設 国民年金保険料半額免除制度開始 精神保健福祉業務の一部が県より移管
5月	身体障害者補助犬法成立
8月	児童扶養手当制度所得制限額の改正及び手当支給事務の権限移譲 原水爆禁止協議会設立45周年核兵器廃絶平和都市宣言制定20周年記念事業実施
10月	ファミリー・サポート事業開始 ひとり暮らし高齢者医療費助成事業開始 高齢者医療費援助事業の見直し 老人保健制度の対象年齢・負担割合等の法改正 小児医療助成制度の対象年齢の拡大 1～4歳未満の歯科診療の10割給付制度の廃止
15年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」改訂(平成15～19年度) 「座間市障害福祉計画」改訂(平成15～22年度) グループホーム小松原開設
4月	介護保険料改定 支援費制度開始 座間・綾瀬・海老名3市協力による小児救急医療体制開始 有料老人ホーム「ベストライフ相武台」オープン
5月	精神障害者地域生活支援センター「コンパス」開設 精神障害者ホームヘルプサービス事業開始 私立座間すこやか保育園開園
7月	次世代育成支援対策推進法成立
12月	生活援助員派遣事業開始
16年 3月	「座間市地域福祉計画」策定 福祉サービス相談事業廃止
4月	在宅精神障害者パスネット・バスカード支給事業開始
7月	第2子育て支援センター開設
17年 3月	「座間市次世代育成支援行動計画」策定
4月	精神障害者短期入所事業開始
5月	立野台児童ホーム開設 サン・ホープ身障デイサービス事業(重心)がアガペに移行
18年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」改訂(平成18～20年度)
4月	障害者自立支援法施行
7月	サン・ホープ児童ホーム開設
9月	小規模多機能居宅介護「ふれんどりいの家」開設 有料老人ホーム「レストヴィラ座間谷戸山公園」開設
10月	障害者自立支援法本施行 障害者自立支援法に基づく、座間市地域生活支援事業開始 「アガペ第2作業所(知的・就労移行支援・就労継続支援B型)」開所・ショートステイ6床併設 日中一時支援事業(レスパイト事業)NPO法人「緑の家」に委託
19年 3月	「座間市障害福祉計画」策定(平成18～20年度)
4月	知的障害者通所更生施設「もくせい園」一部業務を「アガペ」に委託

年 月	事 項
19年 4月	北地区児童ホーム開設
7月	座間市地域自立支援協議会を設置
10月	グループホーム「あいち」開設
	認知症対応型通所介護「タクロウ座間ポッポ」開設
20年 5月	特別養護老人ホーム「サライ」開設
6月	小規模多機能型居宅介護「リビング暖らん」開設
10月	小規模多機能型居宅介護「ふれんどりの郷」開設
	精神障害者地域作業所「ウィンディーザマ」地域活動支援センターへ移行
21年 4月	障害者地域作業所「緑の家第3」地域活動支援センターへ移行（名称：地域活動支援センター緑の家）
	地域活動支援センター「神奈川ライトハウス」開設
	ケアホーム「いっぽ」開設
5月	特別養護老人ホーム「第二座間苑」開設
8月	座間市災害時要援護者支援協議会を設置
10月	住宅手当緊急特別措置事業開始
22年12月	民生委員改選（定員：民生委員児童委員133人、主任児童委員12人）
23年 3月	グループホーム「愛の家グループホーム座間」開設

平成23年度

保健・福祉の概要～平成22年度報告

平成23年11月発行

編集・発行 座間市福祉部福祉長寿課

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046(255)1111(内線3421)

046(252)8247(直通)

